

509.16-To46ㄅ



1200500744676

509.16

To46

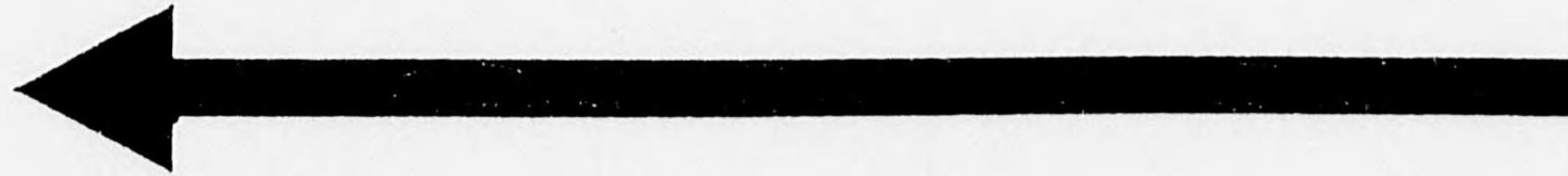
昭和十八年八月

中小企業整備要綱輯錄 (五)

東京商工會議所



始

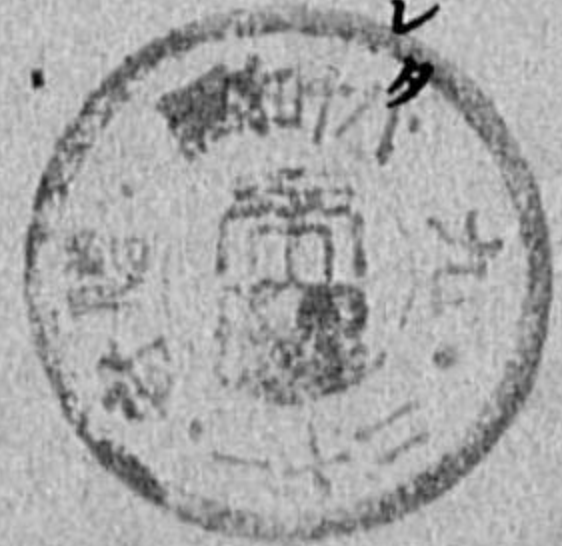


509.16
T046



例
言

本第五輯ニ於テハ従前ノ如ク最近發セラレタル要綱及同關係通牒ヲ輯録スルト同時ニ既往ノ編纂ニ洩レタル要綱類ヲモ併セ輯録スルコトニヨリ完璧ヲ期シタ
猶追録スヘキモ例ヘバ米穀配給機構ノ如ク要綱發牒後機構ノ更改セラレタルモノハ之ヲ適宜除外シタ



發行所寄贈本

975
155

商工資料第八十一號

中小企業整備要綱輯録(五)目次

一、鑄鋼製造事業整備ニ關スル件……………	一
二、シヤベルスコツプ製造工業ノ企業整備ニ關スル件……………	五
三、ツルハシハンマー製造工業ノ企業整備ニ關スル件……………	八
四、紙螺釘工業ノ整理統合ニ關スル件……………	一三
五、製線紙螺工業ノ整理統合ニ關スル件……………	一八
六、鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件……………	二三
七、線材ミスロール加工工業ノ企業整備ニ關スル件……………	二七
八、釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線ニ關スル企業整備ニ關スル件……………	三三
九、機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル纖維機器工業整備ニ關スル件……………	三三
十、度量衡器、計量器工業ノ整備ニ關スル件……………	三六
十一、醫科器械工業整備ニ關スル件……………	四〇
十二、農機具工業ノ整備ニ關スル件……………	四三
十三、自動車部分品工業整備ニ關スル件……………	四三

- 十四、自動車修理加工業ノ整備ニ關スル件……………三
- 十五、自動車工業整備ニ關スル件……………三
- 十六、品種別工業組合規格者ノ指導方針ニ關スル件……………六
- 十七、染料及タール系中間物工業整備ニ關スル件……………八
- 十八、セメント製品製造業者ノ工業組合整備ニ關スル件……………八
- 十九、セルロイド加工工業整備實施ニ關スル件……………九
- 二十、膠工業組合設立ニ關スル件……………六
- 二十一、日本加工紙工業組合聯合會所屬組合ノ整備ニ關スル件……………六
- 二十二、ガラ紡績業者ノ企業整備統合ニ關スル件……………七
- 二十三、麻製品工業組合設立ニ關スル件……………七
- 二十四、織物加工業者ノ整理統合ニ關スル件……………七
- 二十五、紙絲、紙紐及紙織物ノ統制ニ關スル件……………七
- 二十六、纖維雜品染色加工業者ノ企業統合ニ關スル件……………七
- 二十七、蚊帳製造業者ノ企業統合ニ關スル件……………七
- 二十八、縫付靴業企業整備ニ關スル件……………七
- 二十九、帽子生産配給機構整備ニ關スル件……………七
- 三十、特殊鋼配給機構整備ニ關スル件……………七

- 三十一、陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備ニ關スル件……………三
- 三十二、陶磁器製焔爐及金屬代替品配給機構整備ニ關スル件……………三
- 三十三、生絲撚絲商業者ノ企業統合ニ關スル件……………三
- 三十四、布帛製品關係業者ノ企業整備ニ關スル件……………三
- 三十五、土木建築業關係別工事業ノ統制機構整備ニ關スル件……………三
- 三十六、貨物自動車運送事業ノ統合ニ關スル件……………三

追 補

- (一) 製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ需給統制ニ關スル件……………一五
- (二) 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成ニ關スル件……………一五
- (三) 工具ニ關スル新業種別工業組合設立ニ關スル件……………一五
- (四) 小型自動車部分品工業整備ニ關スル件……………一五
- (五) リヤカー工業整備ニ關スル件(一)……………一五
- (六) リヤカー工業整備ニ關スル件(二)……………一五
- (七) 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ整備ニ關スル件……………一五
- (八) ゴム工業整備ニ關スル件……………一五
- (九) 輸出布帛雜品關係業者ノ整備ニ關スル件……………一五
- (十) 貝卸工業ノ整備ニ關スル件……………一五

(一) 小賣業ノ整備ニ關スル件……………一八七
 (二) 生活必需品配給機構整備促進方ニ關スル件……………一九〇
 (三) 鐵鋼製品配給統制ニ關スル件……………一九一
 (四) 和紙配給機構整備ニ順ジ指定組合等結成ニ關スル件(一)……………一九三
 (五) 和紙配給機構整備ニ順ジ指定組合等結成ニ關スル件(二)……………一九六
 (六) 墨絲、墨線ノ配給統制ニ關スル件……………一九六

中小企業整備要綱輯録(五)

東京商工會議所

一、鑄鋼製造事業整備ニ關スル件

一八金局第三四三號
昭和十八年三月十六日

〔地方長官(青森、和歌山、島根、福井、奈良、香川、徳島、熊本、宮崎、大分、鹿兒島、沖繩ノ各縣ヲ除ク)工務官事務所長宛〕

鑄鋼製造事業整備ニ關スル件

鑄鋼製造部門ニ於ケル重點的生産ヲ確保シ人的資源ノ活用、設備及資材ノ有效利用、電力ノ消費節減ヲ圖リ以テ鑄鋼生産力ヲ増強スルハ目下喫緊ノ要務ナルヲ以テ今般別紙「鑄鋼製造事業整備要綱」ニ基キ鑄鋼製造事業ノ整備ヲ實施致スコトト相成候條可然協力方相煩度候也

尙整理又ハ統合スベキ鑄鋼製造業者ニ對シテハ當局ヨリ其ノ旨通告濟ナルモ之ガ趣旨ノ徹底方ニ關シ御配慮相成度申添候

一八金局第三四三號
昭和十八年三月十六日

(日本鑄鋼協議會理事長宛)

商工省金屬局長 津 田 雅 廣
 商工省企業局長 豐 田 雅 孝

鑄鋼製造事業整備ニ關スル件

鑄鋼製造部門ニ於ケル重點的生產ヲ確保シ人的資源ノ活用、設備及資材ノ有効利用、電力ノ消費節減ヲ圖リ以テ鑄鋼生產力ヲ増張スルハ目下喫緊ノ要務ナルヲ以テ今般別紙「鑄鋼製造事業整備要綱」ニ基キ鑄鋼製造事業ノ整備ヲ實施致スコトト相成候條可然協力方相煩度此段及通牒候也尙關係方面ニ對シテハ貴會ヨリ周知方取計相煩度申添候

鑄鋼製造事業整備要綱

方針

鑄鋼製造部門ニ於ケル重點的生產ヲ確保シ人的資源ノ活用、設備及資材ノ有効利用、電力ノ消費節減ヲ圖リ以テ鑄鋼生產力ヲ増強センガ爲左ノ要領ニ依リ鑄鋼製造事業ヲ整備セントス

要領

一、鑄鋼製造業者ノ區分

整備ニ當リ鑄鋼製造業者ヲ左ノ三階級ニ分ツ

- (1) 第一階級
昭和十六年度ニ於ケル鑄鋼ノ生產實績一千吨以上ニシテ其ノ設備及技術ノ優秀ナルモノ
- (2) 第二階級
昭和十六年度ニ於ケル鑄鋼ノ生產實績一千吨未滿ナルモノ其ノ生産品、經營形態又ハ地理的事情ニ特異性アルモノ
- (3) 第三階級
第一階級及第二階級ニ屬セザルモノ

之ヲ更ニ左ノ二階級ニ分ツ

- (イ) 甲階級
其ノ設備及技術ガ比較的優秀ニシテ之ヲ存置スルノ價值アリト認めラルルモノ
- (ロ) 乙階級
甲階級ニ屬セザルモノ

以上各階級ニ屬スルモノノ名稱ハ別紙第一ノ通トス

(別紙第一ハ略)

二、整備ノ方法

- (1) 第一階級及第二階級ニ屬スルモノハ鑄鋼ニ對スル需要ノ現況ニ鑑ミ其ノ設備ヲ總テ存續セシムルノ要アルヲ以テ之ヲ單獨經營セシム
- (2) 第三階級ニ屬スルモノハ之ヲ整理又ハ統合ス
整理統合ノ方法
① 甲階級ニ屬スルモノハ之ヲ地域的ニ統合シ新會社ニ吸收合併セシムルモノトス
甲階級ニ屬スルモノニシテ新會社又ハ他ノ優秀會社ヘノ統合ヲ拒ミタルモノハ鑄鋼ノ製造ヲ廢止セシム但シ此ノ場合ハ廢業交付金ヲ交付セズ
② 乙階級ニ屬スルモノハ鑄鋼ノ製造ヲ廢止セシム但シ特別ノ事情アルトキハ他ノ優秀會社ニ吸收合併セシムルコトアルモノトス

(3) 地域の統合ニ依リ設立セラレタル會社又ハ甲階級若ハ乙階級ニ屬スルモノヲ吸收合併シタル會社ニハ重點的經營ヲ實施セシメ設備及資材ノ活用ヲ圖ルモノトス

(4) 鑄鋼ノ製造ヲ廢止セシメラレタルモノ(以下廢業者ト稱ス)ハ廢止ノ時期迄ニ其ノ受註シアル鑄鋼ノ品名及數量ヲ日本鑄鋼協議會ニ届出シム

廢業者ハ新ニ註文ヲ引受クルコトヲ得ザルモノトス

(5) 廢業者ハ一定期日迄ニ其ノ鑄鋼製造設備ノ全部ヲ國民更生金庫へ賣渡ノ申込ヲ爲スモノトス

廢業者ニ對シテハ日本鑄鋼協議會ヲシテ別紙第二「廢業者ニ對スル補償實施要領」ニ基キ廢業交付金ヲ交付セシム

(別紙第二)

廢業者ニ對スル補償實施要領

一、補償サルベキ廢業者

鑄鋼製造業者ニシテ整理後如何ナル形態ニ於テモ鑄鋼製造事業ニ携ラザル者ニ限ル

二、補償金額

廢業者ノ拂込済資本金額又ハ投下資本金額ノ二分ニ相當スル金額ノ三倍(三ヶ年分)トス

三、補償金據出方法

補償資金ハ全部日本鑄鋼協議會ヲシテ據出セシムルモノトス

四、交付方法

廢業者ニ對シテハ一ヶ年以内ニ補償金額ヲ一時金トシテ又ハ二回拂ニテ交付スルモノトス

二、シヤベルスコツプ製造工業ノ企業整備ニ關スル件

一七金局第三八九號
昭和十七年十二月二日

商工省金屬局長 津 田 雅 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(各地方長官宛)

シヤベルスコツプ製造工業ノ企業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ鐵鋼製品工業組合聯合會理事長ヨリ別紙ノ通り伺出有之タルニ付承認致置候條御了知ノ上本件促進方ニ關シ可然措置相成度此段及通牒候也

追而本件實施及之ニ伴フ轉廢業者ニ對スル共助對策ニ關シテハ再編成協議會及鐵鋼製品工業組合聯合會等ト緊密ナル連繫ヲ遂ゲ之ガ遂行ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度爲念申添候

鐵工企計發第一七一〇一〇七號
昭和十七年七月卅一日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

(商工省鐵鋼局長宛)

シヤベルスコツプ製造ニ關スル企業ノ整備ニ關スル件

シヤベルスコツプ製造工業ニ關スル企業形態ヲ適正規模標準以上ニ再編成シ其ノ生産性ノ昂揚ト強固ナル生産配給ノ統制ヲ圖ル爲日本シヤベル統制株式會社外關係業者ヨリ夫々整備委員ヲ選出セシメ種々協議致候處時局ノ要請ト斯業ノ性質トニ鑑ミ別紙要綱ニ基キ之ガ實施ヲ圖ルコトト致度候條支障無之哉何分ノ御回示相成度此段及伺出候也

追而本件整備ノ實施ニ關聯シ左記事項ニ付各地方廳ノ協力ヲ必要ト可致候條本件ノ趣旨ヲ各地方長官宛御通牒相

煩度尙東京及大阪府ニ對シテハ特ニ密接ナル關係有之ヲ以テ本會ヨリ既ニ詳細連絡致置候條右申添候

一、企業ノ統合ニ依ル新企業體ニ對シ臨時資金調整法及企業許可令ニ依ル許可又ハ認可ヲ要スル場合モ可有之コト

二、轉廢業ノ設備ニ付産業設備營團又ハ國民更生金庫ニ於テ買上ゲル必要アルコト

シヤベルスコツプ製造工業整備要綱

一、趣旨

シヤベルスコツプ製造工業ハ機械生産形態ニ依ル高能率操業ヲ適當トスルモノナルガ我國ニ於ケル現狀ハ未ダ其ノ域ニ達セザルコト遠キモノアリ仍テ之ヲ適正規模標準以上ニ整備シ以テ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、勞力ノ有効利用ヲ圖ル爲以下各項ノ要領ニ基キ之ガ整備ヲ爲スモノトス

二、方針

整理統合ヲ實施スルニ當リテハ設備、技術及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且工場ノ所在地、生産數量、下請關係、資本關係等ヲ參酌シ之ヲ爲スコト

三、要領

(一) 規模標準

各企業單位ハ左ニ掲グル機械設備以上及生産實績以上ヲ有スルモノタルベキコト但シ右規模標準ニ適合セザルモ設備、技術、地域等ニ付特別ノ事由アリト認めタルモノニ付テハ別途考慮スルコト

(イ) 機械設備

(1)	大型切斷機	一臺
(2)	小型切斷機	三臺
(3)	刻印機	一臺
(4)	穿孔機	一臺
(5)	加熱爐	一基
(6)	型押機	一臺
(7)	パイプ曲機	一臺
(8)	燒入爐	一基
(9)	燒鈍爐	一基
(10)	彈力試驗機	一臺
(11)	研磨機	一臺
(12)	パイプ研磨機	一臺
(13)	柄差込機	一臺
(14)	カシメ機	一臺
(15)	パイプ本研磨機	一臺

右機械設備ハ昭和十七年六月二十三日現在所有ノモノタルベキコト

(ロ) 生産實績

昭和十五年七月以降昭和十六年十二月迄ノ十八ヶ月間ニシヤベル工組及日本シヤベル統制會社ヨリ受ケタル平均一・四半期鋼板割當量一〇〇噸以上

(一) 統合ノ方法及組織

前項規模標準ニ滿タザル者ガ他ト統合スルコトニ依リ規模標準以上ノ機械設備及生産實績ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ一企業單位トシテ認ムルモ統合體ハ商法上ノ會社又ハ有限會社組織タルカ若ハ個人企業形態タルコトヲ要シ工業小組合又ハ委任經營等ノ集團組織ニ據ルコトヲ得ザルコト尙統合工場ハ可及的速カニ一工場内ニ機械設備ヲ集中セシムルコト

(二) 整備ノ期日

本要綱實施ニ關シ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月以内トスルコト尙右期日迄ニ規模標準以上ニ達セザル者ハ之ヲ轉廢業爲シタルモノト看做ス

四、措 置

- (一) 本要綱ハ日本シヤベル統制株式會社ニ所屬スル者以外ノ當該事業者ノアル場合ハ之ニ付キテモ實施スルコト
- (二) 本要綱實施ノ結果遊休トナリタル設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上シムルコト

三、ツルハシハンマー製造工業ノ企業整備ニ關スル件

一七鐵局第一五九一四號
昭和十七年十二月十日

商工省金屬局長 津 田
商工省企業局長 豐 田 雅 孝 廣

(各地方長官宛)

ツルハシハンマー製造工業ノ企業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通鐵鋼製品工業組合聯合會理事長ヨリノ伺出ニ對シ承認致置候條右御了知ノ上本件促進方ニ關シ可然措置相成度此段及通牒候也

追而本件實施ニ當リテハ鐵鋼製品工業組合聯合會ト緊密ナル連繫ヲ遂ゲ之ガ整備ニ遺憾ナキヲ期セラレ度申添候

鐵工企計發第一七〇二一九號
昭和十七年八月十七日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

(商工省鐵鋼局長宛)

ツルハシハンマー製造工業ノ企業整備ニ關スル件

ツルハシハンマー製造工業ニ關スル企業形態ヲ適正規模標準以上ニ再編成シ其ノ生産性ノ昂揚ト強固ナル生産配給ノ統制ヲ圖ル爲日本ツルハシハンマー工業組合ヨリ整備委員ヲ選出セシメ具體的實施案ノ作成ニ付種々協議致候處時局ノ要請ト斯業ノ性質トニ鑑ミ別添要綱ニ基キ之ガ實施ヲ圖ルコトト致度候條支障無之哉何分ノ御回示相賜度此段及伺出候也

追而本件整備ノ實施ニ關聯シ左記事項ニ付關係各地方廳ノ協力ヲ必要ト可致候條本件ノ趣旨ヲ東京、大阪及愛知各地方長官宛御通牒相煩度尙東京及大阪兩府廳ニ對シテハ本件整備要綱案作成ニ付本會ヨリ既ニ詳細連絡致置候條右申添候

記

- 一、本件整備ノ対象タル企業者ハ日本ツルハンマー工業組合ニ所属スル者ノ外道府縣鐵鋼製品工業組合聯合會等ニ所属スル當該業者ナルコト
- 二、企業ノ統合ニ依ル新企業體ニ對シ臨時資金調整法及企業許可令ニ依ル許可又ハ認可等ヲ要スル場合モ可有之コト
- 三、轉廢業者ノ設備ニ付産業設備營團又ハ國民更生金庫ニ於テ買上グル必要アルコト

ツルハンマー製造工業整備要綱

一、趣 旨

ツルハンマー製造工業ハ主トシテ鍛造作業ニ依リ高能率操業ヲ適當トスルモノナルガ我國ニ於ケル現狀ハ其ノ域ニ達セザルモノ速キモノアリ仍テ之ヲ適正規模標準以上ニ整備シ以テ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、努力ノ有效利用ヲ圖ル爲以下各項ニ基キ之ガ整備ヲ爲スモノトス

二、方 針

整理統合ハ設備、技術及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且工場ノ所在地、生産數量、下請關係、資本關係等ヲ參酌シテ實施スルコト

三、要 領

(一) 規模標準

ツルハンシ及ハンマーノ各企業單位ハ左ニ掲グル設備以上及生産實績以上ヲ有スルモノタルベキコト但シ右規模標準ニ適合セザルモ設備、技術、地域等ニ付特別ノ事由アリト認メタルモノニ付テハ別途考慮スルコト

(イ) 設 備

(1) ツルハンシ

切 斷 機 (材料切削用)	一臺
機 械 鉋 (荒地取用)	四分ノ一應以上
機 械 鉋 (櫃拔用)	四分ノ一應以上
機 械 鉋 (足伸及先付用)	八分ノ一應以上
但シハネ鉋	一六分ノ一應以上
研 磨 機	一臺
加 熱 爐	三基

其ノ他焼入及焼鈍爐等作業ニ必要ナル設備ヲ有スルコト

(2) ハンマー

切 斷 機 (材料切削用)	一臺
機 械 鉋 (荒地及櫃拔用)	四分ノ一應以上
機 械 鉋 (面取用)	四分ノ一應以上
旋 盤 (仕上用)	一臺
研 磨 機 (仕上用)	一臺
加 熱 爐	二基

其ノ他焼入及焼鈍爐等作業ニ必要ナル設備ヲ有スルコト

(1)及(2)ニ掲グル設備ハ昭和十七年八月一日現在所有ノモノタルベキコト

(四) 工場面積

(1)及(2)ノ作業ノ爲實際ニ使用シ得ル面積各々五〇坪以上

(ハ) 生産実績

昭和十五年度及昭和十六年度ニ於テツルハシハンマー工組ヨリ受ケタル平均一・四半期鋼材割當量四〇噸以上
(ニ) 統合ノ方法及組織

前項規模標準ニ達セザル者ガ他ト統合シテ規模標準以上ノ機械設備及生産実績ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ一企業單位トシテ認ム但シ右統合體ハ商法上ノ會社又ハ有限會社組織タルカ若ハ個人企業形態タルコトヲ要シ工業小組合又ハ委任經營等ノ集團組織ニ依ルコトヲ得ザルコト尙統合工場ハ可及的速カニ一工場内ニ機械設備ヲ集中セシムルコト

(三) 整備ノ期日

本要綱實施ニ關シテ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月以内トスルコト右期日迄ニ規模標準以上ニ達セザル者ハ轉廢業ヲ爲シタルモノト看做ス

四、措 置

(1) 本要綱ハ日本ツルハシハンマー工業組合ニ所屬スル者以外ノ當該事業者ノ存スル場合ニ於テハ之ニ付テモ實施スルコト

(2) 本要綱實施ノ結果遊休トナリタル設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上シムルコト

四、鉄螺釘工業ノ整理統合ニ關スル件

一七鐵局第二二七五號
昭和十七年十二月九日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(各地方長官宛)

鉄螺釘工業ノ整理統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通鐵鋼製品工業組合聯合會理事長ヨリ伺出有之候處別段支障無之ヲ以テ承認致置候條御了知ノ上本件促進方ニ關シ可然措置相成度此段及通牒候也

追而本件實施ニ關シテハ鐵鋼製品工業組合聯合會ト緊密ナル連繫ヲ遂ゲ之ガ整備ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度右爲念申添候

鐵工企計發第一七〇〇五九號
昭和十七年六月二十日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

(商工省鐵鋼局長宛)

鉄螺釘工業ノ整理統合ニ關スル件

曩ニ貴局ヨリ指示有之候標記ノ件ニ關シ之ガ具體的實施案ノ作成ニ付爾來日本鉄螺釘工業組合聯合會、日本伸鐵工業組合及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者等ヨリ夫々整備委員ヲ選出セシメ種々協議致候處時局ノ要請ト斯業ノ性質ニ鑑ミ別添要綱ニ基キ之ガ實施ヲ圖ルコトト致度候條何分ノ御回示相賜度此段及伺出候也

追而本件整備ノ實施ニ關聯シ左記事項ニ付各地方廳ノ協力ヲ必要ト可致候條本件ノ趣旨ヲ各地方長官宛御通牒相煩度尙東京及大阪府ニ對シテハ特ニ密接ナル關係有之ヲ以テ本會ヨリ既ニ詳細連絡致置候條右申添候

記

- 一、本件整備ノ對象タル企業者中ニハ日本銕螺釘工業組合聯合會、日本伸鐵工業組合及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者ノ外道府縣鐵鋼製品工業組合聯合會等ニ所屬スル者ナルコト
- 二、企業ノ統合ニ依ル新企業體ニ對シ臨時資金調整法及企業許可令ニ依ル許可又ハ認可等ヲ要スル場合モ可有之コト
- 三、轉廢業者ノ設備ニ付産業設備營團又ハ國民更生金庫ニ於テ買上グル必要アルコト

銕螺釘工業整備要綱

一、趣旨

鐵鋼需給ノ計畫化實施ニ即應シ銕螺釘ニ關スル原材料、生産及配給ヲ一貫シタル統制ヲ確立スルコトハ刻下ノ急務ナリト認メラルルニ拘ラス我國ニ於ケル銕螺釘製造工業ハ多數ノ過少規模企業ニ依リ構成セラレ幾多ノ缺陷ヲ包藏ス仍テ之ヲ適正規模標準以上ニ企業形態ヲ再編成セシメ優秀工場ヘノ集中生産ヲ圖ルコトニ依リ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、勞力ノ有効利用ノ實ヲ擧ゲシムルコトトス

二、方針

- (1) 企業整備ヲ爲スニ當リテハ技術、設備及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且製品ノ種類、生産數量、工場ノ所在地、下請關係、資本關係等ヲ斟酌シ之ヲ爲スコト尙整備ニ當リテハ可及的増設ノ餘地アル工場ニ統合セシムルコト

三、要領

(一) 企業ノ整備

各企業單位ノ規模標準ハ左ニ掲グル點數以上ノ機械設備ヲ一工場内ニ有スルモノタルコト但シ製品ノ種類又ハ工場所在地其ノ他特別ノ事由アリト認メラルルモノニ付テハ別ニ處置スルコトアルコト

- (1) 東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡以上ノ各府縣ニ所在スル企業ノ規模標準ハ別表ニ掲グル機械設備點數合計五點以上

- (2) 前項以外ノ道府縣ニ所屬スル企業ノ規模標準ハ別表ニ掲グル機械設備點數合計三點以上

右點數ニ滿タザル者ガ他ト統合スルコトニ依リ一工場ニ付規模標準點數以上ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ一企業單位トシテ認ムルモ統合體ハ商法上ノ會社又ハ有限會社組織タルカ若ハ個人企業形態タルコトヲ要シ匿名組合、工業小組合又ハ委任經營等ノ集團組織ニ依ルコトヲ得ザルコト

(二) 企業ノ集團

前項ニ依リ整備シタル規模標準工場ヲ製品ノ種類、工場所在地、資本關係等ヲ參酌ノ上左ニ掲グル點數以上ノ機械設備ヲ有スル企業ノ集團タル統合工場ヲシメ受註及生産ノ共同體制ヲ確立スルコトニ依リ統制運營ノ圓滑ヲ圖ラシムルコト但シ一企業體ニシテ左ニ掲グル點數以上ノ機械設備ヲ有スル場合ハ此ノ限りニ在ラザルコト

- (1) 東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡以上ノ各府縣ニ所在スル企業ニアリテハ別表ニ掲グル機械設備點數合計二十點以上

(2) 前項以外ノ道府縣ニ所在スル企業ニアリテハ別表ニ掲グル機械設備點數合計十點以上
右統合工場ハ可及的之ヲ一企業體ニ統合セシムルコト

(三) 工業組合ノ整備

(1) 規模標準以上ノ工場ヲ以テ道府縣毎ニ工業組合ヲ設立セシムルコト但シ事情ニ依リテハ數府縣ヲ地區トスル
工業組合ヲ設立スルコト

(2) 各工業組合ニ於テハ原材料ノ共同購入、製品ノ共同販賣、其ノ他統制上必要ナル事業ヲ實施スルコト尙統制
業務遂行上必要アル場合ハ工業組合内ニ製品種類別ニ依リ部制ヲ設置スルコト

(四) 整備ノ期日

本要綱ノ實施ニ關シ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月條内トスルコト尙右期日迄ニ規模標準點數以上ニナ
ラザル者ハ之ヲ轉廢業ナシタルモノト看做ス

四、措 置

(1) 本要綱ハ日本鉄螺釘工業組合聯合會ニ所屬スル組合ノ組合員ノ外日本伸鐵工業組合ノ組合員、鐵鋼統制會ニ直
屬スル製鐵業者、道府縣鐵鋼製品工業組合聯合會ニ所屬スル組合ノ組合員其ノ他ニシテ鉄螺釘ノ製造ヲ爲ス者ニ
付テモ之ヲ實施スルコト但シ日本伸鐵工業組合ノ組合員及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者ニ付テハ第三項要領ノ
(三)ノ(1)ハ之ヲ適用セザルコト尙日本伸鐵工業組合及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者ハ工業組合聯合會ニ直接加入
セシムルコト

(2) 本要綱第三項要領ノ(三)ニ依ル工業組合ノ定款及統制規程ノ作成ニ付テハ鐵鋼製品工業組合聯合會ノ指示スル處

ニ依ルコト

(3) 本要綱實施ノ結果遊休トナリタル設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上シムルコト

(別表)

機械設備點數表

(1) フレクションプレス	一點
(2) 加熱ボルトヘッター	一點
(3) 横押ボンス	二點
(4) 縦押ボンス	〇、五點
(5) 空 氣 槌	一、五點
(6) 落 下 槌	一點
(7) 加熱横押自動機	六點
(8) 平鋼製ナット機	二點
(9) 丸鋼製ナット機	一、五點
(10) 板拔ナット機	〇〇、八點
(11) 座 金 機	〇〇、六點
(12) 手 打 火 床	〇、五點

但シ (一) 手打火床ノ點數ハ手打火床專業者ニノミ適用シ(1)乃至(4)迄ノ機械設備ヲ有スル者ニ對シテハ之ヲ加算セザルモノトスルコト仍テ手打火床專業者ノ有スル(1)乃至(4)迄ノ機械設備ハ之ヲ點數ニ加算セザルコト

(二) 本表ニ掲グル機械設備ニハ夫々之ニ必要ナル附屬設備ヲ具有スベキモノタルコト

(三) 本表ニ掲グル機械設備ハ昭和十七年六月一日現在所有ノモノタルベキコト

五、製線鉄螺工業ノ整理統合ニ關スル件

一七鐵局第二二八五號
昭和十七年十二月九日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(各地方長官宛)

製線鉄螺工業ノ整理統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙寫ノ通鐵鋼製品工業組合聯合會理事長ヨリ伺出有之候處別段支障無之ヲ以テ承認致置候條御了知ノ上本件促進方ニ關シ可然措置相成度此段及通牒候也

追而本件實施ニ關シテハ鐵鋼製品工業組合聯合會ト緊密ナル連繫ヲ遂ゲ之ガ整備ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度右爲念申添候

鐵工企計發第一七〇〇八六號
昭和十七年七月十日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

(商工省鐵鋼局長宛)

製線鉄螺工業ノ整理統合ニ關スル件

曩ニ貴局ヨリ指示有之候標記ノ件ニ關シ之ガ具體的實施案ノ作成ニ付爾來日本製線鉄螺工業組合聯合會及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者ヨリ夫々整備委員ヲ選出セシメ種々協議致候處時局ノ要請ト斯業ノ性質ニ鑑ミ別添要綱ニ基キ之ガ實施ヲ圖ルコトト致度候條何分ノ御回示相賜度此段及伺出候也

追而本件整備ノ實施ニ關聯シ左記事項ニ付各地方廳ノ協力ヲ必要ト可致候條本件ノ趣旨ヲ各地方長官宛御通牒相煩度尙東京及大阪府ニ對シテハ特ニ密接ナル關係有之ヲ以テ本會ヨリ既ニ詳細連絡致置候條右申添候

記

- 一、本件整備ノ對象タル企業者中ニハ日本製線鉄螺工業組合聯合會及鐵鋼統制會ニ直屬スル製鐵業者ノ外道府縣鐵鋼製品工業組合聯合會等ニ所屬スル者アルニ付之ガ整備ニ當リ積極的指導ノ要アルコト
- 二、企業ノ統合ニ依ル新企業對ニ對シ臨時資金調整法及企業許可令ニ依ル許可又ハ認可等ヲ要スル場合モ可有之コト
- 三、轉廢業者ノ設備ニ付產業設備營團又ハ國民更生金庫ニ於テ買上グル必要アルコト

製線鉄螺工業整備要綱

一、趣 旨

生押鉄螺ハ線材又ハ鐵線ヲ材料トシ連續的ニ自動機ヲ以テ製造セラルルモノニシテ大量生産的企業形態ニ依ルコトヲ至當トスルモノナルガ我國ニ於ケル現狀ハ未ダ家内工業的生產形態ノ域ヲ脱セザルモノ極メテ多數存在ス仍テ之ヲ適正規模標準以上ニ企業形態ヲ再編成セシメ優秀工場ヘノ集中生産ヲ圖ルコトニ依リ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、勞力ノ有效利用ノ實ヲ擧ゲシムルコトトス

二、方針

企業ノ整備ヲ爲スニ當リテハ技術、設備及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且製品ノ種類、生産數量、工場所在地、下請關係、資本關係等ヲ參酌シ之ヲ爲スコト

三、要領

(一) 規模標準

各企業單位ハ左ニ掲グル機械設備規模標準ノ何レカニ適合スル設備ヲ有スルモノタルコト但シ製品ノ種類又ハ工場所在地其ノ他特別ノ事由アリト認メラルモノニ付テハ別ニ考慮スルコトアルコト

(1) 生押ヘツダー機 一〇臺以上

(2) 木捻子切機 五〇臺以上

(3) ローリング機 一〇臺以上

但シ(1)乃至(3)ノ機械設備ニ付テハ左ノ通トスルコト

(イ) 生押ヘツダー機ニアリテハ二・五分型未満ノ小型機ヲ以テ標準トシ二・五分型以上ノ大型機一臺ハ二・五分型未満ノヘツダー機二臺ニ相當スルモノト算定スルコト

(ロ) 製鉄機ハ三臺ヲ以テ二・五分型未満ノ機一臺ニ相當スルモノト算定スルコト

(ハ) 生押ヘツダー機ノ規模標準臺數ハ生押ヘツダー機ノミニ依ルリベット類ノ製造ヲ爲ス場合ノ規模標準トスルコト

(ニ) 木捻子切機ノ規模標準臺數五十臺ニ對シテハ生押ヘツダー機五臺以上其ノ他必要ナル附屬設備ヲ併有スル

コトヲ要スルコト但シ右生押ヘツダー機ハ(1)ニ定ムル規模標準機械臺數(リベット類製造用)ニ之ヲ加算セザルコト

(ホ) ローリング機ノ規模標準臺數十臺ニ對シテハ生押ヘツダー機八臺以上其ノ他必要ナル附屬設備ヲ併有スルコトヲ要スルコト但シ右生押ヘツダー機ハ(1)ニ定ムル規模標準機械臺數(リベット類製造用)ニ之ヲ加算セザルコト

(ヘ) 東京、大阪、兵庫ノ三府縣以外ノ各道府縣ニ在リテハ暫定的ニ右各規模標準機械臺數ノ夫々ノ六割ヲ以テ規模標準ト爲スモ支障ナキコト

(ト) (1)乃至(3)ニ定ムル規模標準機械設備ノ何レカヲ有スル者ハ他ノ規模標準機械設備ノ六割以上ヲ有スルコトニ依リ該機械設備ニ應ズル兼業ヲ認メ得ルモノトス

(チ) 規模標準ニ依ル機械設備ハ昭和十七年六月一日現在所有ノモノタルベキコト

(二) 統合ノ方法及組織

前項規模標準ニ滿タザル者ガ他ト統合スルコトニ依リ規模標準以上ノ機械設備ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ一企業單位トシテ認ムルモ統合體ハ商法上ノ會社又ハ有限會社組織タルカ若ハ個人企業形態タルコトヲ要シ工業小組合又ハ委任經營等ノ集團組織ニ依ルコトヲ得ザルコト尙統合工場ハ可及的速カニ一工場内ニ機械設備ヲ集中セシムルコト

(三) 工業組合ノ整備

(1) 規模標準以上ノ工場ヲ以テ全國ヲ地區トスル工業組合ヲ設立セシムルコト

(2) 工業組合ニ於テハ原材料ノ共同購入、製品ノ共同販賣其ノ他統制上必要ナル事業ヲ實施スルコト尙統制業務遂行上必要アル場合ニハ工業組合内ニ製品種類別ニ依リ部制ヲ設置スルコト

(四) 整備ノ期日

本要綱實施ニ關シ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月以内トスルコト尙右期日迄ニ規模標準以上ニ達セザル者ハ之ヲ轉廢業ナシタルモノト看做ス

四、措 置

- (1) 本要綱ハ日本製鐵鋼線工業組合聯合會ニ所屬スル組合ノ組合員以外ノ當該事業者ニ付ギテモ之ヲ實施スルコト
- (2) 割ピン、特殊釘等ヲ製造スル事業者ニ對スル整備方法ニ付キテハ別ニ之ヲ定ムルコト
- (3) 本要綱第三項要領ノ(三)ニ依ル工業組合ノ定款及統制規程ノ作成ニ付テハ鐵鋼製品工業組合聯合會ノ指示スル處ニ依ルコト
- (4) 本要綱實施ノ結果遊休トナリタル設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上シムルコト

六、鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件

一七金局第六〇一號
昭和十七年十二月十七日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(鐵鋼製品工業組合聯合會理事長宛)

鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件

昭和十七年七月十日附鐵工企計發第一七〇〇八五號ヲ以テ伺出相成候標記ノ件別段支障無之モ要綱中(二)要領(イ)鋼索製造業者ノ規模標準明確ナラザルヲ以テ機械設備又ハ生産實績ニ依リ明確ナル規程ヲ定メ可然措置相成度此段及回答候也

追而本件實施ニ關シテハ關係道府縣廳ト緊密ナル連繫ヲ遂ゲ整備ニ遺憾ナキヲ期セラレ度爲念申添候

鐵工企計發一七〇〇二八九號
昭和十七年十二月十八日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件

鋼索鋼線工業ノ企業整備ニ關シテハ整備委員會ニ於テ之ガ整備要綱案ヲ作成本會ヨリ商工省主務當局宛承認方伺出中ノ處今般昭和十七年十二月十七日附一七金第六〇一號ヲ以テ金屬局長並ニ企業局長ヨリ別紙寫ノ通承認有之候條貴管下關係業者ニ付可然措置相成度此段及通知候也

尙鋼索製造業者ノ整備規程標準ニ關シテハ追テ協議可致モ統合體ノ組成ニ付テハ豫テ打合ノ方針ニ從ヒ指導相成度右爲念申添候

鐵工企計發第一七〇〇八五號
昭和十七年七月十日

鐵鋼製品工業組合聯合會
理事長 三 井 米 松

(商工省鐵鋼局長宛)

鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ曩ニ貴局ヨリ御指示ノ次第モ有之タルニ付本會ニ於テハ關係製造業者中ヨリ夫々整備委員ヲ選出セシメ右委員ヲシテ當該業種ノ實狀ヲ調査セシメタル上別紙「鋼索鋼線工業ニ關スル企業ノ整理統合ニ關スル件」ニ基キ斯業ノ合理的再編成ヲ圖ルコトニ依リ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、勞力ノ有效利用ノ實ヲ擧ゲシムルコトト致度候條何分ノ御回示相煩度此段及伺出候也

追而本件關係業者ハ多數大阪府下ニ在ルヲ以テ大阪府廳ト緊密ナル連繫ヲ爲ス必要有之ニ付先般本會係員ヲ大阪府廳ニ派遣セシメ實施ニ關スル具體的事項ニ付協議致置タルニ付了知相成度

鋼索鋼線工業ノ整理統合ニ關スル件

一、趣 旨

陸海軍備ノ増強及鐵鋼、石炭、船舶、電力等各種基本産業ノ生産擴充ノ急速ナル具現ヲ期スル爲メニハ鋼索鋼線工業ノ質的並ニ量的擴充ヲ實施スル要アリ然ルニ我國ニ於ケル鋼索鋼線工業ノ現狀ハ一部企業者ヲ除キ其ノ規模過少なナルノミナラズ技術、設備及能力等ニ付改善スベキ餘地尠カラズ仍テ企業形態ヲ適正規模標準以上ニ整備セシメ以テ生産能率ノ増強、技術水準ノ向上及製品規格ノ統一ヲ圖ルト共ニ併セテ時局ノ要請タル資材、資金及勞力等ノ適限利用ノ實ヲ擧ゲシムルコトトス

二、企業ノ整理統合

(一) 方 針

企業ノ整理統合ヲ實施スルニ當リテハ技術、設備及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且工場ノ所在地、下請關係、資本關係等ヲ參酌シテ之ヲ爲スコト

(二) 要 領

(イ) 鋼索製造業者ノ規模標準

大阪鋼索工業組合員、日本硬鋼線材加工工業組合及日本線材ミスロール加工工業組合員中ノ鋼索製造業者ニ於ケル企業ノ整理統合ハ現日本鋼索製造工業組合員ニ吸收セシムルコトヲ原則トシ右吸收ニ即應シ難キ組合員ニ付テハ伸線及鍍金設備ヲ有スル者ト組合セノ上一貫作業形態ヲ具有スル二社ノ合同體ヲ設立スルコト但シ暫定的ニハ右二社ノ外更ニ三社ノ合同體ヲ設立スルコトヲ得ルコト

(ロ) 鋼線製造業者ノ規模標準

鋼線製造業者ノ企業單位ハ左ニ掲グル設備規模及生産實績ヲ有スルモノタルベキコト但シ左ニ掲グル設備規模又ハ生産實績ニ適合セザルモ技術、設備、地域等ニ付特殊ノ事由アリト認メタルモノニ付テハ別途考慮スルコト

1 燒 入 爐

二十五呎以上ノモノ二基以上

2 試驗機械設備

(1) 抗張力ニ付テハ十噸以上ノモノ及五噸以下ノモノ各一基以上

(2) 捻回及屈曲ニ付テハ各一基以上

3 昭和十五年度及十六年度ノ間ノ平均一四半期線材割當實績二百五十噸以上右割當實績中ニハ特殊高炭素線材ヲ含ムコト

但シ針布線、洋傘骨、スプリングワツシヤ及ミスロール線材製品等ヲ製造スル特殊業者ニ對シテハ左ノ通措置
スルコト

1 針布迄ノ一貫作業ヲ爲ス伸線業者及針布用鋼線ノミヲ伸線スル業者ハ本規模標準ニ依ル整備ノ對象トセザ
ルコト但シ硬鋼線ノ伸線ト兼業スル者ニ對シテハ本規模標準ニ依リ整備スルコト

2 洋傘骨迄ノ一貫作業ヲ爲ス伸線業者ハ本規模標準ニ依ル整備ノ對象トセザルコト但シ硬鋼線ノ伸線ト兼業
スル者ニ對シテハ本規模標準ニ依リ整備スルコト

3 スプリングワツシヤ迄ノ一貫作業ヲ爲ス伸線業者ハ本規模標準ニ依ル整備ノ對象トセザルコト

4 ミスロール硬鋼線材ノ加工ノミヲ爲ス業者ニ對シテハ本規模標準ニ依ル整備ノ對象トセザルコト但シ一般
硬鋼線材ノ伸線ト兼業スルトキハ其ノ一般硬鋼線材ノ伸線ヲ爲ス分野ニ對シテハ本規模標準ヲ適用スルコト

(ハ) 統合體ノ組織
統合體ノ組織ハ原則トシテ商法上ノ會社又ハ有限會社トスルコト但シ吸收合併ニ依リ個人企業組織タルモ支障
ナキコト

(ニ) 遊休設備ノ處理
整理統合ニ因リテ生ズベキ遊休設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ引受シムルコト

(ホ) 整理統合ノ期日
整理統合ノ期日ハ本要綱實施ニ關シ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月以内トスルコト

三、措 置

(一) 前項(ニ)要領(イ)ニ記載スルトコロニ依リ設立セラレタル鋼索製造業者ノ合同體ハ之ヲ現日本鋼索製造工業組合
ニ加入セシムルコト從テ現大阪鋼索工業組合及鋼索配給統制協議會ハ其ノ存在ノ理由消滅シタルニ付之ヲ解散セ
シムルコト

(ニ) 針布用特殊線材配給協議會ハ伸線設備業者及針布製造業者ヲ以テ構成セラレ且日本纖維機械工業組合聯合會ト
ノ關聯モ可有之ニ付差當リ現狀ノ儘之ヲ存續セシムルコト

(三) 特殊硬鋼線材配給協議會ハ鋼索製造業者及硬鋼線製造業者ノ兩者ヲ以テ構成セラレ居ルモノナルニ付之ヲ存續
セシムルコト

(四) 前項(ニ)要領(ホ)ニ記載スル期日迄ニ統合セザル規模標準以下ノ工場ニ對シテハ之ヲ轉廢業ヲ爲シタルモノト看
做スコト

七、線材ミスロール加工工業ノ企業整備ニ關スル件

一七金局第六〇二號
昭和十七年十二月十七日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(鐵鋼製品工業組合聯合會理事長宛)

線材ミスロール加工工業ノ企業整備ニ關スル件

昭和十七年八月十四日附鐵工企計發第一七〇二二六號ヲ以テ伺出ニ係ル標記ノ件別段支障無之候條可然措置相成
度此段及回答候也

〔鐵工企計發一七一第〇二八七號〕
昭和十七年十二月十八日

鐵鋼製品工業組合聯合會

理事長

三

井

米

松

二八

線材ミスロール加工工業ノ企業整備ニ關スル件

線材ミスロール加工工業ニ關スル企業形態ヲ適正規模標準以上ニ再編成セシメ其ノ生産性ノ昂揚ト強固ナル生産配給ノ統制ヲ圖ル爲今別紙「線材ミスロール加工工業整備要綱」ニ依リ本工業ノ整理統合ヲ實施スルコトト相成候條貴管下當該業者ニ對スル整備ニ付格段ノ御指導方可然御配意相煩度此段及御依頼候也

追而本件ニ關シテハ昭和十七年十二月十七日附一七金第六〇二號ヲ以テ商工省金屬局長竝ニ企業局長ヨリ承認相受候條右爲念申添候

〔鐵工企計發第一七一〇二二六號〕
昭和十七年八月十四日

鐵鋼製品工業組合聯合會

理事長

三

井

米

松

(商工省鐵鋼局長宛)

線材ミスロール加工工業ノ企業整備ニ關スル件

線材製品工業全般ニ亙ル企業ノ整備ニ關聯シミスロール線材加工工業ニ於テモ實情ニ即應シタル整備ヲ爲シ以テ企業ノ合理的再編成ニ依ル生産性ノ昂揚ト強固ナル生産配給ノ統制ヲ圖ル爲日本線材ミスロール加工工業組合ヨリ整備委員ヲ選出セシメ種々協議致候處時局ノ要請ト斯業ノ性質ニ鑑ミ別添要綱ニ基キ之ガ實施ヲ圖ルコトト致度候條支障無之哉何分ノ御回示相賜度此段及伺出候也

追而本件整備ノ實施ニ關聯シ左記事項ニ付關係各地方廳ノ協力ヲ必要ト可致候條本件ノ趣旨ヲ東京、大阪及福岡

ノ關係各地方長官宛御通牒相煩度尙東京及大阪兩府廳ニ對シテハ本件整備要綱案作成ニ付本會ヨリ既ニ詳細連絡致置候條右申添候

記

- 一、企業ノ統合ニ依ル新企業體ニ對シ臨時資金調整法及企業許可令ニ依ル許可又ハ認可等ヲ要スル場合モ可有之コト
- 二、轉廢業者ノ設備ニ付産業設備營團又ハ國民更生金庫ニ於テ買上グル必要可有之コト

線材ミスロール加工工業整備要綱

一、趣 旨

鋼索、鋼線、釘、亜鉛引鐵線、普通鐵線及製線鋏螺等線材加工工業全般ニ亙ル企業ノ整備ニ關聯シミスロール線材加工工業ニ付テモ其ノ企業ノ實情ニ即應シタル整備ヲ爲シ以テ企業ノ合理的再編成ニ依ル生産性ノ昂揚、資材、資金、勞力等ノ有効利用ノ實ヲ擧ゲシムルコトトス

二、方 針

企業ノ整備ヲ爲スニ當リテハ技術、設備及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且生産數量、工場所在地、下請關係、資本關係等ヲ參酌シ之ヲ爲スコト

三、要 領

(一) 規模標準

各企業單位ハ左ニ掲グル機械設備以上及生産實績以上ヲ有スルモノタルベキコト但シ右規模標準以上ニ達セザルモ設備、技術、地域等ニ付特別ノ事由アリト認メタルモノニ付テハ別途考慮スルコト

(イ) 機械設備

(1) 整 捲 機

四臺以上

(2) 横式伸線機

一〇基以上

右ノ外洗滌其ノ他ミスロール線材處理ニ必要ナル附屬設備並第三次製品製造ニ適應スル設備ヲ有スルコト

(1) 及(2)ノ機械設備ハ昭和十七年七月十八日現在所有ノモノタルベキコト

(ロ) 生産実績

昭和十五年度及昭和十六年度日本線材ミスロール加工工業組合ヨリ受ケタル平均一・四半期線材割當量二〇〇

吨以上

(ニ) 統合ノ方法及組織

前項規模標準ニ滿タザル者ガ他ト統合スルコトニ依リ規模標準以上ノ機械設備及生産実績ヲ有スルニ至リタルト

キハ之ヲ一企業單位トシテ認ムルモ統合體ハ商法上ノ會社又ハ有限會社組織タルカ若ハ個人企業形態タルコトヲ

要シ工業小組合又ハ委任經營等ノ集團組織ニ據ルコトヲ得ザルコト尙統合工場ハ可及的速カニ一工場内ニ機械設

備ヲ集中セシムルコト

(三) 整備ノ期日

本要綱實施ニ關シ主務官廳ヨリ承認アリタル日以降三ヶ月以内トスルコト尙右期日迄ニ規模標準以上ニ達セザル

者ハ之ヲ轉廢業爲シタルモノト看做ス

四、措 置

本要綱實施ノ結果遊休トナリタル設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上シムルコト

八、釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線ニ關スル企業整備ニ關スル件

一七金乙第一八五五號

昭和十八年三月二日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線ニ關スル企業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙要綱ニ依リ實施致スコトト相成候條右了知ノ上本件實施ニ關シ鐵鋼製品工業組合聯合會ト緊密

ナル連繫ヲ遂ゲ之ガ實施方可能措置相成度此段及通牒候也

追而曩ニ通牒致置キタル左記ニ付テモ本件同様之ガ實施ニ付可能措置相煩度

記

一、シヤベルスコップ製造工業ノ整備

二、ツルハシハンマー製造工業ノ整備

三、鋌螺釘工業ノ整備

四、製線鋌螺工業ノ整備

五、鋼索鋼線工業ノ整備

六、線材ミスロール加工工業ノ整備

一七金乙第一八五五號
昭和十八年三月二日

商工省金屬局長 津 田 廣
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

三二

(鐵鋼製品工業組合會理事長宛)

釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線ニ關スル企業整備ニ關スル件

昭和十七年十月二十八日附鐵工企計發第一七〇〇四七號ヲ以テ具申ニ係ル標記ノ件別段支障無之ニ付右ニ依リ實施致スコトニ決定別紙寫ノ通り地方長官宛通牒致置候條右了知ノ上可然措置相成度此段及通牒候也

釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線製造工業整備要綱

一、趣 旨

釘、亞鉛引鐵線及普通鐵線ノ製造工業ハ大量生産の企業形態ニ依ルヲ適當トスルモノナルガ我國ノ現状ハ過多ノ過小規模企業ニ依リ構成セラル仍テ非能率工場ノ整理、企業規模ノ適正化竝ニ經營内容ノ合理化ヲ圖ルコトニ依リ時局ノ要請タル生産力ノ増強及資材、資金、勞力ノ有效利用ヲ實ヲ擧ゲシムルコト

二、方 針

整理統合ヲ實施スルニ當リテハ技術、設備及經營内容等ノ優秀ナル工場ヲ中心トスルコトヲ主眼トシ且工場ノ所在地、工場ノ規模、従業員數、製品ノ種類、生産實績及原材料供給關係等ヲ參酌シ之ヲ實施スルコト

三、要 領

(イ) 各企業體單位ハ昭和十四年十月ヨリ昭和十六年九月ニ至ル二年間ノ平均一四半期ノ普通線材割當(下請ノ場合ハ鐵線ヲ含ム以下同ジ)實績三百噸以上ノモノトスルコト但シ普通線材割當實績ニハ下請受註分ヲ加算シ下請發

註分ヲ控除スルモノトスルコト此ノ場合線材ヨリノ下請加工ハ一〇〇%鐵線ヨリノ下請加工ハ五〇%トシテ算定スルモノトスルコト

尙製品ノ種類、立地條件等特別ノ事情アリト認メタルモノニ付テハ商工省ノ承認ヲ受ケ別途考慮スルコト

(ロ) 前項ノ基準ニ達セザル企業體ハ前項ノ基準以上ノ企業體又ハ前項期間ノ普通線材割當實績二五〇噸以上ノ企業體ヲ中心トシテ統合セシムルカ若ハ廢業セシムルコト尙統合體ノ組織ハ商法ニ依ル會社又ハ有限會社トスルコト但シ個人企業體ガ他ヲ吸收合併シタルトキハ其ノ個人企業體ノ儘存續スルモ支障ナキコト

(ハ) 轉廢業ニ依リ又ハ企業合同ノ結果生ズベキ遊休設備ハ之ヲ産業設備營團又ハ國民更生金庫ヲシテ買上ゲシムルト共ニ前項ノ廢業シタル企業ニ對スル共助ニ付テハ日本線材製品統制株式會社ニ於テ適切ナル措置ヲ講ズルコト

(ニ) 本要領ニ依ル企業整備ハ日本線材製品統制株式會社ニ參加スル各工業組合所屬員タルト否トヲ問ハズ伸線設備又ハ製釘設備ヲ有スル釘亞鉛引鐵線又ハ普通鐵線ノ製造工場ノ總テニ付之ガ實施ヲ爲サシムルコト

九、機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル纖維機器工業整備ニ關スル件

一七七機局第四二八一號
昭和十七年十月二十六日

商工省機械局長 佐 藤 筌 太 郎
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

三三

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル織維機器工業整備ニ關スル件

三四

昭和十五年十二月二十一日附機第四八四五號機械鐵鋼製品工業ノ整備ニ關スル次官通牒ノ機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ基キ織維機器工業ノ整備ニ關シ豫テ日本織維機械工業組合聯合會ニ對シ織維機器ノ生産性ノ昂揚、企業ノ合理化ヲ目標トシテ傘下業者ノ整備計畫樹立方通牒致置候處今般同聯合會ヨリ別紙ノ通整備計畫ヲ樹立シ之ニ依リ整備ヲ圖リ度旨申越有之右計畫ハ斯業ノ現状ニ鑑ミ適切妥當ナルモノト認メラルヲ以テ之ニ依リ右聯合會ヲシテ斯業ノ整備ヲ進メシムルコトト相成候條右御了知ノ上貴管下當業者ノ整備ヲ本年中ニ完了スル様其ノ促進方可然御配意相成度此段及通牒候也

追テ右企業整備ニ伴フ織維機器關係工業組合ノ改編ハ左記ニ依リ之ヲ行フコトトシ且廢業ノ已ムナキニ至リタル業者ニ對スル共助金、其ノ他ノ對策ニ付テハ別途通牒ノ見込ニ付御了知相成度申添候

記

- 一、織維機器關係工業組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ノ地方長官ヨリ當該工業組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者トシテ指定セラレタル者ヲ以テ之ヲ組織スル様改組スルコト
- 二、前項ノ組合ノ改編ハ織維機器工業ノ整備ヲ完了シタル後速ニ之ヲ行フコト
- 三、第一項ノ資格指定ハ府縣ノ告示ヲ以テ之ヲ爲スコト
- 四、日本織維機械工業組合聯合會ハ本整備完了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨所屬組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ報告シ且整備完了後ノ各企業者ヨリノ資格指定申請書ヲ審査シ適當ト認メラルモノニ付意見ヲ附シテ前記地方長官ニ進達スルコト

- 五、地方長官ハ前項ノ資格指定申請書ニ基キ第一項ノ資格指定ヲ爲スコト
- 六、第一項ノ資格指定ニ付告示シタル府縣ハ其ノ旨當該業者ノ存スル他ノ府縣ニ通知シ右通知ヲ受理シタル府縣ハ當該業者ニ付前記府縣ヨリ資格指定ヲ受ケタル旨告示スルコト
- 七、紡織用木管、シャツトル以外ノ織維工業用木品ノ製造業者中本整備計畫ニ依リ企業ヲ整備シ大阪府知事ヨリ資格指定ヲ受ケタル者ヲシテ日本シャツトル工業組合ニ加入セシムルコト
- 八、織維工業者ニシテ自家修繕工場ヲ有シ織維機器關係工業組合ノ組合員タル者ニ付テハ別途通牒ノ豫定ニ付本整備ヨリ一應之ヲ除外スルコト

織維機器工業整備計畫

一、趣 旨

國防並ニ國民生活必需品製造用機器タル織維機器工業ニ於テハ之ガ生産性ノ昂揚ヲ圖リ設備、勞力及資材ノ有效利用ヲ爲シ以テ高度國防國家體制ニ副フベク茲ニ其ノ整備計畫ヲ樹立シ之ニ基キ企業ヲ整備セントス

二、整備ノ方針

- (一) 昭和十六年七月現在ニ於ケル機械設備並ニ昭和十五年度ノ織維機器生産實績(機械部門ハ之ヲ除ク)ニ於テ一定ノ基準ヲ作成シ其ノ基準以上ノ業者ハ從來通企業ヲ認メ基準ニ達セザル業者ニ付テハ該基準ニ到達スルヤウ企業ヲ合同セシムルコト但シ特定ノ品目ニ付テハ地方的事情ヲ考慮シ之ニ即應スル様存置業者數ヲ豫定シ之ニ基キ企業ヲ整備シ得ルコト
- (二) 企業ノ合同ハ技術及機械設備等優秀ナル業者ヲ中心トシテ之ヲ爲スコト

三五

- (三) 企業ノ合同形態ハ株式会社又ハ有限会社トスルコト
- (四) 企業ノ合同ニ依リ生ズル餘剩施設ニ付テハ當該設備ガ特殊機械ナルト否トニ依リ適當ニ考慮ノ上處置スルコト
- (五) 技術的、地域的其ノ他特殊事情アル場合ハ特ニ考慮スルコト

三、整備ノ基準

- (一) 機械部門ノ整備基準ハ左ノ通トス
 - 1 紡績機械 設備金屬工作機械 三〇臺
 - 2 織布機械 " 三〇臺
 - 3 染色整理機械 " 一五臺
 - 4 編組機械 " 八臺
- (二) 附屬品部門ノ整備基準ハ左ノ通トス

1 シヤツトル

種別	地區別	大阪府	中部地方	福井縣	石川縣	關東地方
木工機械臺數		七〇	四〇	五〇	五〇	五〇

備考 特殊シヤツトルニ付テハ關東(東京府、神奈川縣、埼玉縣)京都府、靜岡縣、岡山縣及新潟縣ニ各一企業體トナル様企業ヲ合同スルコト

(2) 附屬金物

種別	地區別	大 阪 府	福 井 縣
基準生産額		八〇、〇〇〇圓	一五、〇〇〇圓

2 針金綜統

生産割當數量一ヶ月三千萬本ヲ目標トシ又ハ少クトモ五名以上ヲ以テ一企業體トナル様企業ヲ合同スルコト

3 金 箒

設備金箒編成機 十五臺

4 針 布

- (1) 機械植針布 植針機一〇〇臺
- (2) 手植針布 生産額 三〇、〇〇〇圓
- (3) テーカイン針布 植針機 三臺 生産額 三〇、〇〇〇圓
- (4) 角 度 計 曲針機 三臺 生産額 三〇、〇〇〇圓
- (5) ビ ン 類 尖頭機 七臺 生産額 三〇、〇〇〇圓
- (6) 製 綿 針 關東、關西及中部ノ三地區ニ付各一企業體トナル様企業ヲ合同スルコト
- (7) ガーネットワイヤー 打拔機 五臺

5 紡織 木管

左ノ基準ニ依リ整備スルコト

(1) 普通木管

イ、基準生産額 大阪府、兵庫縣ハ金三十萬圓、其ノ他ノ府縣ハ金二十五萬圓、但シ第三國向輸出ノ生産實績ハ昭和十五年度生産實績ノ八割ヲ以テ生産額トシテ計算スルコト

ロ、基準設備 外部仕上機械 六臺

(2) 特殊木管(組立式木管、黃麻木管、スプール木管等)

愛知縣、岐阜縣

基準生産額 一〇〇、〇〇〇圓

靜岡縣、福井縣、富山縣、廣島縣

基準生産額 五〇、〇〇〇圓

東京府、大阪府

基準生産額 三〇、〇〇〇圓

6 莫大小針

設備金屬工作機械 二十四臺

7 纖維木工品(シャツトル、紡織木管ヲ除ク)

設備木工機械(動力使用)又ハ金屬工作機械五臺

十、度量衡器、計量器工業ノ整備ニ關スル件

一七機局第四五七八號
昭和十七年十月二十九日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎
商工省企業局長 豊田 雅 孝

(各地方長官宛)

度量衡器、計量器工業ノ整備ニ關スル件

機械鐵鋼製品工業整備要綱ノ趣旨ニ則リ度量衡器、計量器工業整備要綱ヲ別紙ノ通決定相成日本度量衡器計量器工業組合聯合會ヲシテ實施セシムルコトト相成候ニ付テハ右整備ノ圓滑ニ實施セラルル様御配慮相成度尙度量衡器、計量器修業者ニ付テモ可及的ニ整備ヲ爲ス必要有之様被認候ニ付テハ左記ニ依リ整備スル様御措置相成度此段及通牒候也

記

- 一、修業者ニシテ製作ノ免許ヲ受ケタルモノハ製作者又ハ修業者何レカ一方ノ統合體ニ統合セシムルコト
- 二、同一品種ノ修業者ニシテ近接セルモノハ可成統合セシムルコト

度量衡器、計量器工業整備要綱

度量衡器及計量器工業ノ整備ニ當リテハ生當性ノ昂揚、資材及勞力ノ有效利用ニ其ノ重點ヲ置キ企業ノ組織化及合理化ヲ圖ル爲左記ニ依リ企業ノ整備ヲ實施スルモノトス

記

- 一、度量衡器及計量器ノ製作品種ヲ左ノ通り分類シ同一品種ノ製作者毎ニ統合體ヲ組織スルコトヲ原則トス

(一) 度 器

竹製及木製度器(他ニ屬セザル度器ヲ含ム)

纖維製度器

金屬製度器(遊標尺ヲ除ク)

遊標尺

タキシーメーター

(二) 量器

木製枡、斗櫃及金屬製枡

陶器枡及磁器枡

硝子製枡及化學用量器（乳脂計ヲ含ム）

合成樹脂製枡

瓦斯メートル

水量メートル

ガソリン量器

(三) 衡器

桿秤（普通型ノモノ）

錘及鐵分銅

秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下、一ミリグラム未滿又ハ五分ノ一毛以下ノ重量ヲ感ズル天秤

秤量二千疋以下、五百貫以下、三千斤以下又ハ五千ポンド以下ノ秤ニシテ普通型ノモノ（生絲織度檢定器ヲ含ミ

1及3ノ秤ヲ除ク）

秤量二千疋、五百貫、三千斤又ハ五千ポンドヲ超ユル秤及特殊ノ構造ノ秤（コンベヤースケール、ホツパースケ

ール等連續計量式ノ秤及普通型以外ノ臺秤、自動秤）

(四) 計量器

硝子製溫度計（體溫計ヲ除ク）及浮秤

體溫計

計壓器及金屬製溫度計

二、企業整備ノ單位ハ内國ヲ左ノ地區ニ區分シ同一品種ニ付テハ一地區一統合體ト爲スヲ原則トス但シ纖維製度器、

タキシーメーター、硝子製枡、化學用量器、乳脂計、瓦斯メートル、水量メートル、ガソリン量器、硝子製溫度計

浮秤、體溫計、計壓器及金屬製溫度計ニ付テハ内國ヲ一地區數統合體トス

東北地區（北海道、青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形、樺太）

北關東地區（千葉、茨城、群馬、埼玉、栃木）

京濱地區（東京、神奈川、山梨）

北陸地區（新潟、富山、石川、福井、長野）

南中部地區（静岡、愛知、岐阜、三重）

近畿地區（京都、大阪、兵庫、和歌山、滋賀、奈良）

中國、四國地區（岡山、廣島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知）

九州地區（山口、福岡、大分、宮崎、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、沖繩）
三、統合體ノ生産高及職工數ノ最底基準ハ左ノ通トス

品 種	生 産		職 工 數
	個 數	金 額	
竹製及木製度器（他ニ屬セザル度器ヲ含ム）	二、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五〇人
織維製度器	三〇〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	八〇
金屬製度器（遊標尺ヲ除ク）	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	八〇
遊標尺	四〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	一〇〇
タキシメーター	三、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五〇
木製枱、斗概及金屬製枱	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五〇
陶器枱、磁器枱	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇
硝子製枱及化學用量器（乳脂計ヲ含ム）	五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二〇〇
合成樹脂製枱	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇
瓦斯メーター	二〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	二〇〇
水量メーター	三〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一五〇
ガソリン量器	一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇
秤（普通型ノモノ）	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇
錘及鐵分銅	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五〇

秤量ニ於テ其ノ一萬分ノ一以下、一ミリグラム未滿又ハ五分ノ一毛以下ノ重量ヲ感ズル天秤
秤量二千疋以下、五百貫以下、三千斤以下又ハ五千ポンド以下ノ秤ニシテ普通型ノモノ（生絲織度檢定器ヲ含ミ(1)及(3)ノ秤ヲ除ク）
秤量二千疋、五百貫、三千斤又ハ五千ポンドヲ超ユル秤及特殊ノ構造ノ秤（コンベヤスケール、ホツパースケール等連續計量式ノ秤及普通型以外ノ臺秤及自働秤）
硝子製溫度計（體溫計ヲ除ク）及浮秤

體 計	個 數	金 額	職 工 數
計壓器及金屬製溫度計	七〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇
體 計	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一五〇
體 計	五〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一五〇
體 計	一〇〇	五〇〇、〇〇〇	一五〇
體 計	一五、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	一五〇
體 計	一、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇

備考

右ニ依ル生産高ハ昭和十五年度ニ於ケル實績ニ基キ算定スルモノトス

- 四、地域、組織者ノ數及特殊ノ事情ニ依リ一、二及三ニ依ル統合體ヲ組織シ難キトキハ商工省ノ承認ヲ受ケ數地區ヲ以テ一統合體トシ或ハ數品種ニ亙ル製品ヲ製造スル統合體ヲ組織スル等適宜整備統合ヲ圖ルコト但シ度器、量器、衡器及計量器ノ二種以上ヲ一統合體ニ統合セシメザルコト
- 五、特殊ノ事情ニアル製作者又ハ特殊ノ用途ニ供スル器物ノ製作者ニ在リテハ商工省ノ承認ヲ受ケ別途考慮シ得ルコト
- 六、整備統合ノ方法ハ器物（工場設備）又ハ現金ヲ出資スルコトニ依リ統合體ヲ組織セシメ統合體ノ内部ニ於テ技術、

設備等優秀ナル工場ヲ中心トシテ設備ノ集中ヲ行フモノトス但シ集中ニ依リ生ズベキ遊休設備ハ産業設備營團又ハ國民更生金庫ニ賣却スルコト

七、統合體ノ組織ハ可成商法上ノ會社トスルコト

八、統合ニ依ル原材料ノ配給ハ一應現行實績比率ノ總和ヲ認メルコト

九、統合ニ依リ從來ノ營業ヲ廢止スル場合ニ直チニ免許狀ヲ返納スルコト

十、統合セラレタル製作者及之ガ從業員ハ可及的ニ統合體ノ職員或ハ從業員トシ此際完全ニ他ニ轉業スル製作者ニ對シテハ統合體ヲシテ共助ノ精神ニ則リ相當ノ給付ヲ爲サシムルコト

十一、材料及加工業者ニ付テハ原則トシテ關係製作者ト共ニ統合體ヲ組織セシムルモノトス

十二、日本度量衡器計量器工業組合聯合會ハ本要綱ニ基ク整備統合ノ具體的實施方法案ヲ作成シ昭和十八年二月末日迄ニ商工省ニ提出シ其ノ承認ヲ受クルコトトス

十一、醫科器械工業整備ニ關スル件

一八機局第八〇一號
昭和十八年三月二十日

商工省機械局長
商工省企業局長

佐藤 筈 太郎
豊田 雅孝

醫科器械工業整備要綱

一、趣 旨

我國醫科器械工業ノ企業ノ規模ハ過小ナルモノ尠ナカラズ近時ニ於ケル資材ノ壓縮及勞務、電力、燃料等ノ供給逼迫ニ伴ヒ醫科器械ノ需給關係ハ甚シク圓滑ヲ缺クニ至レリ國民衛生保健上不可缺ナル本器械ノ生産ヲ確保シ併セテ技術ノ向上竝ニ設備、勞力及資材ノ有效利用ヲ圖ランガ爲左ニ依リ本工業ノ整備ヲ實施スルモノトス

二、要 領

(一) 醫科器械製造業者ノ企業單位ハ左ニ掲グル基準以上ノモノタルコト但シ左ニ掲グル基準ニ適合セザルモ技術、設備、製造品目、地域等ニ付特殊ノ事由アリト認メタルモノニ付テハ特ニ考慮スルコトアルベキコト

甲 (イ) 適用品目

(1) 注射針

(2) 物理電氣治療装置中高周波治療器、光線治療器

(3) 精密基礎學器械、精密診斷器械

(4) 吸入器

(ロ) 設備機械臺數

切削研磨用金屬工作機械 一〇臺以上

(但シ截斷機、プレス、曲ロール、ガラス研磨機ハ工作機械一臺ニ換算ス)

(ハ) 工 員 一〇名以上

乙

(イ) 適用品目

- (1) 物理電氣治療装置中甲ニ屬セザルモノ、診療用照明灯
 - (2) 鐵製診療器械類、整形器械、身體検査器械
 - (3) 製劑器械
 - (4) 大型消毒器械、恒温装置
 - (5) 小型消毒器械
 - (6) 眞鍮小物器械
 - (7) 鋼製小物器械
- (ロ) 設備機械臺數
- 切削研磨用金屬工作機械 五臺以上
(但シ截斷機、プレス、曲ロールハ工作機械一臺ニ換算ス)
- (ハ) 工 員 一〇名以上
- (ニ) 指定基準ニ達セザル業者ノ措置
- (1) 在來ヨリ基準以上ノ工場ヲ有スル業者ヲ中心トシテ企業合同セシムルコト
 - (2) 右ニ依リ難キモノハ轉廢業セシムルコトトシ其ノ設備ハ國民更生金庫ヲシテ引受ケシムルコト

- (三) 整備ニ因リテ生ズベキ遊休設備ハ之ヲ産業設備營團ニ供出セシムルコト
- (四) 從來ヨリ指定基準以上ノ工場ヲ有スル業者及要領(4)ニ依リ統合セラレタル業者ヲ以テ新ニ日本醫科器械工業組合(假稱)ヲ設立セシムルコト從ツテ日本醫科器械工業組合聯合會及其ノ傘下ノ組合ハ新組合結成後之ヲ解散セシムルコト
- (五) 整備ノ期間ハ本要綱發表ノ日以降二ヶ月以内トスルコト

整備ニ關スル分類表

甲 類

- (1) 注射針
- (2) 物理電氣治療装置中高周波治療器、光線治療器
- (3) 精密基礎醫學器械、精密診斷器械
- (4) 吸入器

乙 類

- (1) 物理電氣治療装置中甲ニ屬セザルモノ及診療用照明燈
- (2) 鐵製診療器械類、整形器械、身體検査器械
- (3) 製劑器械
- (4) 大型消毒器械、恒温装置
- (5) 小型消毒器械

(6) 眞鍮小物器械

(7) 鋼製小物器械

甲類中(1)ニ屬スルモノ

注射針

甲類中(2)ニ屬スルモノ

極超短波治療器、超短波治療器、短波治療器、長波治療器、太陽燈、赤外線燈、イオン治療器、オゾン發生器、クロナキシメーター、マグナスコフ、オシログラフ、無菌無塵裝置、超音波發生裝置

甲類中(3)ニ屬スルモノ

マイクロトーム、手廻沈澱器、遠心力沈澱器、キモグラフオン、クロノメーター、メトロノーム、分光器、比色計、檢糖器、光度計、屈折計、偏光計、タンブール、萬能支持臺、エルゴグラフ、エルゴメーター、力勞計、指數計算器、トルチオンスワッチ、脈博計、血壓計、血液凝固計、眼科屈折計、檢眼鏡、肺活量計、亂視計、醫科用顯微鏡

甲類中(4)ニ屬スルモノ

吸入器

乙類中(1)ニ屬スルモノ

ミニオン氏燈、モートル按摩器、ヘルスモメーター、チアテルミー、テスラ裝置、フランクリン裝置、電氣手術器、各流平流及感傳治療器、眼科用電磁石、電熱浴裝置、電氣壓水裝置、全身蒸氣浴裝置、冷溫交代壓注器、全身雨漉裝置、座浴裝置、空氣泡沫浴裝置、溫水洗腸浴裝置、ビーン浴裝置、全身電氣水浴裝置、四方浴裝置、電流電壓增

幅裝置、電流斷續裝置、ヒスタミン泳動器、燒灼及照診裝置、モートル浴裝置、電氣低溫裝置、三相交流浴裝置、手術無影照明裝置、無影照明燈集射式診察照明燈、支柱式補助照明燈、腔內照明電燈、證明燈用運行移動裝置、視力表照明裝置、眼科檢査用暗室燈

乙類中(2)ニ屬スルモノ

オイルポンプ昇降裝置付萬能手術臺、手廻昇降裝置付手術臺、平盤手術臺、耳鼻科用廻轉手術臺、泌尿科診察及治療臺、婦人科用檢診及手術臺、分娩臺、治療用寢臺、解剖用手術臺、器械桌子臺、擔架、患者用運搬車、病室用寢臺、離被架、動物解剖臺、寢臺車、廻診車、室内患者運搬車、患者自動運搬車、イルリガートル臺、繃帶交換臺、手術室用踏臺、汚物投入器、姿兒腕曲節屈曲防止器、整形外科用フレーム、義布斯用支柱器、整形外科用矯正器及矯正裝置、膝關節強直治療器、扁平足檢診臺、支腰器、整形外科用伸展裝置、注意檢査器、迷路裝置暗示檢査器、形態想像檢査器、廻轉脚力計、打叩度數計、棒押盤、糸挿檢査具、不動性檢査器、迴路盤、廻轉動作檢査器、トルメーター狙準動檢査具、三方向分解器、直立安定檢査器、筋神力計、撰擇反應測定器、ヒツプ氏測時計反應裝置、落下式檢定器、速度調整器、共應動作檢査器

乙類中(3)ニ屬スルモノ

重湯煎、揮發油性液體貯藏器、生藥劑截器、肉壓搾器、蒸溜水製造器械菌水製造器、粉末混和機、單舍鍋、振湯機、粉碎機、携帶用蒸溜器、浸煎器、煉膏器、坐劑製造器、軟膏鍋、乳劑器、錠劑機、錠劑機用臼杵、顆粒製造機、石材三本ロール、石灰水容器、罨法液容器、膏藥容器、生藥用貯藥罐、アンブル截斷機、蒸溜水タンク、アンブル洗滌器、アンブル充填器、アンブル檢査器、アンブル滅菌用籠、消毒罐、注射藥液檢査器、加壓釜、試驗管

臺、廻轉式藥品臺、コルク栓壓搾器、コルク穿孔器

乙類中(4)ニ屬スルモノ

血類滅菌器、滅菌水装置、消毒噴霧器、牛乳消毒器、寢具消毒器、消毒車、ビヘット滅菌器、電氣消毒器、瓦斯消毒器、電氣消毒器装置、瓦斯消毒器装置、蒸氣消毒器装置、高壓蒸氣消毒器装置、體溫計消毒器、點眼瓶保温装置、加温装置類、蒸氣消毒器、煮沸消毒器、フォルマリン消毒器、消毒外槽、試験管入金網籠、眼科用器械消毒器、洗眼瓶加温装置、膀胱鏡消毒器、嬰兒保温器、食器消毒器、刷毛消毒器、消毒盤、便器消毒器、蒸氣浴装置、器械消毒器、ガリセ消毒器、高壓滅菌器、乾熱滅菌器、角型消毒器、コソホ消毒器、軟膏壺架臺、消毒貯藏器、瓶架及瓶臺、綿紗消毒器、綿花消毒器、消毒貯藏器類、殺菌水装置、殺菌水手洗装置、殺菌水槽、シャシー滅菌器、電氣孵卵器、瓦斯調節器、細菌培養器、電氣低溫乾燥器、電氣高溫水槽、コルベン乾燥器、送風器、加温濾過器、細菌濾過器

乙類中(5)ニ屬スルモノ

泌尿科用膿盆、胎盤受器、洗眼受水器、診察器械箱、産婆携帶要具、貯槽類、洗眼装置、消毒盤、縫合針消毒器、縫合糸消毒器、注射針消毒器、注射筒消毒器、往診用點眼箱、點眼藥消毒器、鼻洗滌液容器、捲綿子容器、綿紗容器、綿花消毒器、消毒綿紗貯槽、消毒貯槽器類

乙類中(6)ニ屬スルモノ

(診斷用器械)

金屬ステetos、打診器、舌壓子、耳鏡、鼻鏡、反射鏡、卷綿子、知覺計

(穿刺及吸引器械)

穿刺針、吸膿管

(麻醉器械)

麻醉用マスク、吸膿管、吸引器

(眼科用器械)

開眼器、開眼鉤、嘴管、淚管ブリーヂ

(耳鼻咽喉用器械)

カテーテル、ブリーヂ消息子、粉吹器、紋斷器、カニユレ、直達鏡

(燒灼及尿道、婦人科用器械)

肛門鏡、直腸鏡、膀胱鏡、尿道鏡、冷却器、子宮鏡、陰鏡、擴張ブリーヂ、烙白金、燒灼子

乙類中(7)ニ屬スルモノ

(外科手術用鉗子、鉤及銳匙)

止血鉗子、動脈グレンメ、シベルタン縫合器、縫合針、持針器、縫合鑷子、縫合鉗子、麥粒鉗子、鑷子、動脈留針、銳匙、開腹鉤、扁平鉤、開創鉤、腹膜鉗子、骨鉗子、骨剪刀、腸鉗子、骨接合器、骨鉗、腎臟鉗子、翼狀鉗子、痔核鉗子、銳匙鉗子、骨鋸、骨剝離子、開腹手術用鉗子、ギブス用器械、耳鼻鉗子、耳鼻切除器、碎石器、婦人科用鉗子、擴張器、骨盤計、握力計

(外科手術用刀及剪刀)

外科刀、外科剪刀、整形外科刀、眼科刀、眼科剪刀、耳鼻喉科刀、耳鼻喉剪刀、婦人科剪刀、婦人科刀、拔糸剪刀、種痘刀

(外科手術用鑷子)

外科鑷子、縫合鑷子、解剖鑷子、眼科鑷子、耳鼻鑷子

十二、農機具工業ノ整備ニ關スル件

一八機局第一一九八號
昭和十八年四月十三日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(日本農機具工業組合聯合會理事長宛)

農機具工業ノ整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和十七年十二月三十日附一七農工聯總第一五三八號ヲ以テ具體的整備案ニ付伺出有之候處審議ノ結果左記(略)ノ通原案修正ノ上實施相成差支無之候條昭和十八年七月初旬迄ニ整備完了相成様可然措置相成度此段及回答候也

追而企業整備ニヨル共助金等ニ關シテハ別途通牒相成豫定ニ付申添候

一八機局第一一九八號
昭和十八年四月十三日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(各地方長官宛)

農機具工業ノ整備ニ關スル件

農機具工業組合第一部會員ノ具體的企業整備ノ實施ニ關シ今般別紙寫ノ通(略)日本農機具工業組合聯合會理事長宛通牒致置候條貴管下該當者ノ整備ニ關シテハ特ニ御協力相煩度此段得貴意候也

追而企業整備具體案ノ貴縣關係分左記(略)ノ通りニ有之候條御了承相成度申添候

十三、自動車部分品工業整備ニ關スル件

一七機局第五〇〇一號
昭和十七年十二月十日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(日本自動車部分品工業組合理事長宛)

自動車部分品工業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年十月四日附一六機局第四六九八號通牒ニ基キ曩ニ御報告相成候處自動車部分品工業整備要綱ニ基ク貴組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者トシテ別紙ノ通第三次指定相成候條御了知ノ上可然御取計相成度此段及通牒候也

一七機局第五〇〇一號
昭和十七年十二月十日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(宛先別記ノ通)

自動車部分品工業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年十月四日附一六機局第四六九八號通牒ニ基キ曩ニ御報告相成候處自動車部分品工業整備要綱ニ基ク日本自動車部分品工業組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者トシテ貴管下業者中ヨリ別紙ノ通指定相成候條其ノ旨關係業者ニ通知相成度此段及通牒候也

(別記) 東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣各知事

東京

製作者名	所在地	製品名	備考
合名會社東京石綿工業所	向島區寺島町五ノ八三	ライニング	
東京均壓ピストンリング株式會社	蒲田區南六郷三ノ一五	ピストン(ピストンリング)	
吉川工業所	下谷區竹町六八	附屬品(方向指示器)	
ヒカリ點火栓製造所	豐島區池袋七ノ二〇〇五	點火栓	
田中自動車工業有限公司	京橋區湊町二ノ一四	車體	
株式會社三和製作所	麴町區一番町一五番地ノ六	其ノ他ノ部分品(潤滑油清淨器)	
國産金屬工業株式會社	大森區大森三ノ三一	其ノ他ノ部分品(點火スイッチ、其ノ他)	
大塚パツキング製作所	大森區大森七ノ四二〇	其ノ他ノ部分品(パツキング)	
銚定金枝本店	神田區大和町九	其ノ他ノ部分品(ネヂ類)	
松本調帶製造所	品川區大井南濱川町一七〇二	其ノ他ノ部分品(調時チエーン)	
株式會社太田製作所	日黒區上目黒六ノ一五三一	其ノ他ノ部分品(ネヂ類)	
昭和電機株式會社	王子區岩淵町一ノ四三五	配電器(蓄電器)	

丸京濾器製作所	荏原區荏原一ノ四六六	其ノ他ノ部分品(油濾過器)	
株式會社後藤合金鑄工所	京橋區京橋三ノ一(第一相互館内)	其ノ他ノ部分品(ブツシユ類)	
株式會社朝日製作所	蒲田區南六郷一ノ四九ノ四	其ノ他ノ部分品(ブツシユ類)	
合名會社杉山スプリング製作所	城東區大島町三ノ二二二	パネ	
廣瀨製作所	葛飾區本立石町五四四	其ノ他ノ部分品(窓枠)	
橋本鐵工株式會社	豐島區高田南町三ノ七三四	其ノ他ノ部分品(窓枠)	
飯塚製作所	荒川區町屋一ノ八七五	配電器(配電器部分品)	
森化學工業所	板橋區志村前野町九九一	配電器(配電器部分品)	
株式會社フシマン製作所	品川區大井伊藤町五六八一	其ノ他ノ部分品(サーモスタット)	
太陽商會製作所	麻布區東町二六	水ポンプ(其ノ他ノ部分品ブツシユ類)	
諏訪製作所	大森區大森三ノ七二	其ノ他ノ部分品(スキツチ類)	
清水貿易工業株式會社	品川區南品川六ノ一五一四	車體	
日産農林工業株式會社	芝區田村町一ノ二	車體	

北海
琴似
神奈川
鶴見工場

大阪

室金屬製作所	旭區赤川町一七六八	其ノ他ノ部分品(ホースクリップ)	
日邦自動車工業株式會社	西淀川區浦江上一ノ五九	附屬品(方向指示器)	
伊賀精機工業所	堺市南庄町二ノ八四	車軸類	
株式會社千歳製作所	大正區鶴町四ノ二〇〇	附屬品(タイヤチエーン)	
三和製作所	西淀川區花川町六〇	工具類(オイルジャッキ)	
株式會社大和精工所	大阪府北河内郡九個莊村字高柳	其ノ他ノ部分品(ブツシユ類)	
東洋可鍛鑄工所	西成區長橋通六ノ二	其ノ他ノ部分品	

旭内燃機株式会社 株式会社北製作所 田中製作所 角川鐵工所 長安完鐵工所 魚山製作所 大森ラッパ製作所 報徳商會製作所 有限會社關西自動車工業所 朝日グラインダー機械製作所 東洋金屬製作所 庄野工作所 株式会社本城金屬製作所	堺市高須町三ノ六六 旭區蒲生町三ノ一 旭區鳴野町五一 東成區中川町三ノ二八 南區内久寶寺二ノ二九 住吉區杭全町五〇一 東成區大友町二ノ七三 浪速區櫻川町二ノ一〇八六 東成區大友町二ノ一九四 旭區關目町二ノ四三六 住吉區桑津町二六九ノ一 旭區野江中之町一ノ七七 港區北境川町二ノ二七	クラッチオイルブレーキ 水ポンプシリンダ、シリンダヘッド 其ノ他ノ部分品 其ノ他ノ部分品(サーモスタット) 附屬品(窓硝子拂拭器) 操向機 車軸類、操向機 附屬品(窓硝子拂拭器) 其ノ他ノ部分品(スキッチ類) 附屬品(警告器) 齒車類(ハツミ車齒車) 其ノ他ノ部分品(バルブガイド) シリンダ(シリンダスリーブ) ピストン(ピストン) 其ノ他ノ部分品(排氣管) 其ノ他ノ部分品(螺子類)
--	--	--

共立ラヂエーター製造株式会社 株式会社濱松精機工業所 愛知	横濱市鶴見區辨天町六 濱松市森田町五〇	放熱器(放熱器) シリンダ(シリンダヘッド)
三ツ輪機械製作所	名古屋市中區古郷町一六	シリンダ(シリンダ、シリンダヘッド)

十四、自動車修理加工業ノ整備ニ關スル件

〔一七機局第五一六三號
昭和十七年十二月二十四日
商工省機械局長 佐藤 登太郎
商工省企業局長 豊田 雅孝〕

自動車修理加工業ノ整備ニ關スル件

自動車修理加工業ニ關シテハ曩ニ昭和十六年四月二十三日附一六機局第一六二九號通牒ニ依リ道府縣自動車修理加工工業組合及日本自動車修理加工工業組合聯合會ノ結成ヲ見之ガ組織化ヲ了シタル處今般時局ノ要請ニ即應シ左記ニ依リ同工業ノ整備ヲ行ヒ自動車修理能力ノ増強ヲ圖ルコトト相成タルニ付テハ御了知ノ上之ガ實施徹底ニ付格段ノ御配意相煩度此段及通牒候也

記

一、方針

時局ノ要請ニ即應シ曩ニ道府縣自動車修理加工工業組合及日本自動車修理加工工業組合聯合會ノ結成ニ依リ其ノ組織化ヲ了シタル自動車修理加工業ヲ整備シ自動車修理加工業者中適當ナル者ヲ中心トシテ自動車修理加工能力ノ増強ヲ圖リ以テ輸送力ノ確保ヲ期セントス

二、實施方法

- 1 道府縣自動車修理加工工業組合組合員ノ修理加工工場ヲ對象トスルコト
- 2 修理加工能力ノ増強ヲ目標トシ地方ノ交通運輸ノ實情、自動車ノ保有並ニ運行狀況、地理的分布、現存ノ設備、

技術其ノ他ヲ考慮ノ上左ノ諸點ニ留意スルコト

(イ) 道府縣内必要ノ地ニ當該地域ニ於ケル修理加工業ノ中核トナルベキ一貫作業工場(以下主要工場ト稱ス)ヲ設置スルコト

(1) 主要工場設置ノ場所、數並ニ設備ハ地方長官ニ於テ計畫ヲ樹立スルコト

主要工場ノ設備ニ當リテハ現存ノ工場ヲ活用シ企業合同其ノ他ノ方法ニ依リ整備統合ヲ爲サシムルコトヲ原則トスルコト

(2) 現存一貫作業工場ニシテ適當ナルモノハ其ノ儘主要工場指定計畫ニ含マシメ差支ヘナキコト

(3) 主要工場ハ別表最低規準以上ノモノヲシテ機關、放熱器、電裝品(特別ノ事情ノ存スル場合ハ除外スルコトヲ得)、板金、塗裝、代用燃料裝置ヲ含ムシヤシーノ全般的修理加工ヲ營ミ得ベキ一貫作業工場タルコト但シ已ムコトヲ得ザル事情ノ存スル場合ニ於テハ放熱器、電裝品、板金、塗裝、代用燃料裝置ニ關スル單一作業ノ專業者ヲ其ノ指定工場トシテ利用シ得ルトキニ限り自工場ニ當該設備ヲ有セザル場合ト雖モ一貫作業工場ト看做シ得ベキコト

(4) 道府縣自動車配給株式会社ノ修理工場ハ可及的主要工場ヲラシムル如ク措置スルコト

(5) 主要工場中道府縣自動車配給株式会社ニ屬セザルモノノ業務ノ運營ニ關シテハ道府縣自動車配給株式会社ト緊密ナル連繫ヲ保持セシムルコト之ガ爲道府縣自動車配給株式会社ヲシテ主要工場ト指定契約ヲ締結セシメ且必要ニ應ジ資本參加其ノ他適宜ノ方法ヲ講ゼシムル如ク指導スルコト

(ロ) 前(イ)ニ依リ主要工場タルベキモノ以外ノ工場ノ取扱ニ關シテハ昭和十六年四月二十三日附一六機局第一六二

九號通牒ノ趣旨ニ依ルモノトスルコト

3 車體製造業者ノ營ム車體ノ修理加工ハ近ク設立セラルベキ自動車車體統制組合ニ於テ取扱ハシムベキヲ以テ之等業者ニシテ現ニ道府縣自動車修理加工工業組合組合員タルモノハ車體ノ修理加工ニ付テハ同組合ヨリ脱退セシムベキコト

4 地方長官ハ前1乃至3ニ依リ來ル三月末日迄ニ地方ノ事情ニ即應シ具體的計畫ヲ樹立シ其ノ大綱ヲ別紙様式(一)ニ依リ商工省ニ協議スルコト

5 自家修理工場ノ取扱ハ左ニ依ルコト

(イ) 現ニ道府縣自動車修理加工工業組合組合員タルモノハ其ノ儘存續セシムベキモ然ラザルモノト雖モ昭和十六年四月二十三日附一六機局第一六二九號通牒ノ趣旨ニ則リ適當ナルモノハ必要ニ應ジ修理工場トシテ道府縣自動車修理加工工業組合ニ加入セシメ得ベキコト

(ロ) 設備ノ擴充ハ原則トシテ之ヲ行ハザルコトトスルモ其ノ事業用自動車ノ日常ノ運行ニ支障ナカラシムル爲ノ小修理ニ必要ナル限度ニ於テハ既存設備ノ借入讓受等ノ方法ニ依リ之ヲ認メ得ベキコト

(ハ) 前(イ)及(ロ)各後段ニ依ル措置ニ關シテハ其ノ都度詳細ナル事情ヲ具シ別紙様式(二)ニ依リ豫メ商工省ニ協議スルコト

6 本要綱ノ實施ニ當リテハ小型自動車修理加工業ノ設備ハ考慮セザルコト

様式(一)

一、設置スベキ主要工場ノ概要

- (イ) 主要工場名及代表者名
- (ロ) 設置区分(別表A、B、Cノ別ニ依ル)
- (ハ) 設置場所
- (ニ) 資本金
 - (1) 自己資本
 - (2) 借入金
- (ホ) 資本系統(主ナル出資者名)
- (ヘ) 設置概要
 - (1) 工場敷地坪數
 - (2) 工場建坪數
 - (3) 修理加工用機械設備臺數(機械別)
 - (4) 修理加工工具數
 - (5) 修理加工作業名(例ヘバ機關、放熱器、代燃裝置)
- (ト) 指定工場概要
 - (1) 指定工場名
 - (2) 所在地
 - (3) 工場敷地坪數

- (4) 工場建坪數
 - (5) 修理加工用機械設備臺數(機械別)
 - (6) 修理加工工具數
 - (7) 修理加工作業名(例ヘバ放熱器、塗裝、代燃裝置)
 - (ホ) 主要工場設置ノ具體的方法ノ概要
 - 二、管下自動車修理加工業ノ概要
 - (イ) 車種別保有臺數
 - (ロ) 車種別實動臺數
 - (ハ) 修理加工需要ニ對スル特殊事情ノ有無
 - (ニ) 主要工場以外ノ修理加工業者トシテ残存セシムベキ業者數(指定工場並ニ自家修理工場ヲ除ク)
 - (ホ) 残存スベキ自家修理工場數
- 様式(二)
- 一、事業者名
 - 二、事業ノ概要
 - 三、車種別自動車保有臺數
 - 四、修理加工ニ關スル投資金額
 - 五、修理加工工場敷地建坪數

- 六、修理加工工場建坪數
- 七、修理加工工員數
- 八、修理加工用機械設備臺數（機械別）
- 九、修理加工作業ノ内容（例ヘバ機關、放熱器、代燃裝置）
- 十、保有車數ノ修理全體中自家工場ニ於テ爲ス比率（實績金額ニ於テ）

別表

主要工場 設備區分	工場 建坪數	工員數	設 備 機 械 臺 數							工具及檢 査用機器	
			旋 盤	ボ ール盤	シ リンダ 中グリ ンダ	研 磨盤	工 磨盤 具	工 磨盤 具	空 氣 壓 縮 機		熔 接 機
A	五〇〇以上	一〇〇以上	二以上	一以上	二以上	二以上	二以上	二以上	二以上	一以上	一 式
B	二〇〇同	五〇同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一 式
C	五〇同	一五同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一 式

十五、自轉車工業整備ニ關スル件

一七機局第三三八四號
昭和十七年七月三十一日

商工省機械局長 佐藤 笙太郎

（愛知縣、岐阜縣、大阪府、兵庫縣知事宛）

自轉車工業整備ニ關スル件

昭和十七年三月十七日機局第一一八〇號通牒ニ依ル標記ノ件ニ基キ整備案提出有之候處別紙工場ノ指定支障無之ト被認候條左記留意ノ上指定相成度此段及回答候也

追而本年九月末日マデニ指定ヲナン得ザル工場ニ付テハ其ノ事由ヲ附シ商工省ニ再ビ協議相成度

記

- 一、現状ノ儘ニテ殘存ヲ認ムル工場ハ直ニ之ガ指定ヲ爲スモ差支ヘナキコト
- 二、整備統合ニ依リ殘存ヲ認ムベキ工場ハ所要ノ許可、認可並ニ登記ヲ完了シタル後之ヲ指定スルコト
- 三、殘存スベキ工場ハ取扱品目、生産割當比率、機械設備（讓受、新設及供出ノ別）、職工數等ヲ明確ニ爲シ置クコト
- 前項ノ取扱品目（部分品及附屬品）ノ範圍ハ臨時日本標準規格第一七二號（一般自轉車）第一六二號（自轉車附屬品）及第一六三號（リヤカー）ニ示シタルモノニ依ルコト但シ其ノ一部分ヲ指定製造業者ヨリ供給ヲ受クルモノハ供給關係ヲ明確ニ爲スコト
- 四、殘存スベキ工場ハ實際ニ指導ヲ爲スベキ者ヲ置キ且作業上ノ責任者ヲ明瞭ナラシムルコト
- 五、許可條件ハ之ヲ實施セシムル様指導スルコト
- 許可ノ條件

追伸案ノ不採用、主タル代表者ヲ一名、昭和二十年末迄ヲ期限、一般規格品ノ製造ヲ成シ得ルヤウ準備、工場ノ選定ヲ決定、一貫作業ノ出來ルヤウ設備集中、製品稍不評判ノ爲品質ノ向上圖ルコト、米式バルブニ限定、ピン類ノ品種ヲ限定、品質ノ向上ニ十分ノ指導、製品ニツイテ十分指導等々ヲ以テ許可ノ條件トシタ

愛知縣

製造業者名	代表者名	工場所在地	備考	
			生産比率 %	記事
▲ハンドル 株式会社 荒井製作所 有限会社 愛知ハンドル製作所 ▲リムブレイキ	荒井 膠三 西川 濱次郎	名古屋市	一〇・六四 一三・一七	四者合同、二工場
株式会社 荒井製作所 有限会社 愛知ブレイキ製作所	荒井 膠三 近藤 國松	名古屋市	一九・〇七 一七・七九	四者合同
▲ハ 岩 瀬 製作所 株式会社 佐竹鐵工所 有限会社 小川製作所	岩瀬 覺太郎 佐竹 良造 小川 靜	刈谷町 名古屋市	九・〇六 一九・二八 五・二一	一者買収 一者買収、二者合同
▲ハ 有限会社 中京ハブシャフト製作所	高橋 賢二	名古屋市	一一・八六	九者合同
岩 瀬 製作所	岩瀬 覺太郎	刈谷町	二〇・一四	
▲ベ 杉 江 鐵 工 所 有限会社 日本ベタル製作所 ▲木製ベタル	杉江 九兵衛 淺井 賢藏	名古屋市	一〇・四〇 八・八五	三者合同
▲ベタル心棒 日吉工業株式会社	藤井 六三郎	名古屋市	一〇〇・〇〇	

六四

▲泥 有限会社東亜ベタルシャフト製作所	小原 末正	名古屋市	一六・一九	六者合同
名古屋土除工業有限会社	江口 忠二	名古屋市	一一・二三	七者合同
東亜工業株式会社	水谷 録三	名古屋市	六・七四	一者買収
▲フ 日帝工業株式会社	山田 梅吉	名古屋市	五・二八	一者買収
有限会社 名古屋自轉車製作所	鈴木 政一	名古屋市	五・四三	二者合同
有限会社 名古屋自轉車製作所	鈴木 政一	名古屋市	五・三七	二者合同
▲リ 新家工業株式会社	新家 熊吉	名古屋市	一一・〇四	二者買収
株式会社 加賀リム製作所	林 正雄	石川縣小松町	五・〇〇	
▲バツク及三角 有限会社名古屋バツクパイプ製作所	井上 善九郎	名古屋市	一五・四九八	三者買収、三者合同
日帝工業株式会社	山田 梅吉	名古屋市	四・二五二	一者買収
▲チ 大同工業株式会社	新家 熊吉	石川縣江沼郡三木村熊坂	六五・八九	
▲前 有限会社 半谷鐵工所	半谷 佐一	名古屋市	三・八三二	一四者合同
日帝工業株式会社	山田 梅吉		二・一六二	一者買収、三者合同
▲ケ 合資会社 伊藤製作所	伊藤 正一郎	名古屋市	五・九八	一者買収
石川製作所	石川 義雄		七・〇二	

六五

▲荷 野々垣製作所	野々垣 壽	名古屋市	一〇・一一	三者買収
▲スタンド 横山製作所	横山 八郎	碧海郡明治村	一〇・一三九	三者買収
▲振 田中金製作所	田中 藤一	名古屋市	三・六九九	三者買収
後藤クリップ製作所	後藤 善一	名古屋市	七・一四	四者合同
有限会社 東海ニギリ製作所	後藤 愛之助	"/	一一・六六	四者合同
▲ボ 合名会社 杉浦自動車製作所	杉浦 義一	名古屋市	一九・二二	一者買収
中部自動車ニヤボン製造有限会社	一野 文雄	"/	一一・三二	六者合同
▲木製ボン 富岡木工所	松野 近	名古屋市	一〇〇・〇〇	
▲ヘッドハンガー小物 半谷工業株式会社	半谷 佐右衛門	名古屋市	一〇・六六八	四者買収
日帝工業株式会社	山田 梅吉	"/	三・一〇三	一者買収
▲ラン プ掛 日帝工業株式会社	山田 梅吉	名古屋市	四・〇〇	二者買収
▲リヤカー連結器 三治自動車製作所	三治 新吉	名古屋市	二〇・〇〇	四者買収
▲パ 合名会社 千種製作所	西浦 友三郎	名古屋市	七・一七	

▲バンドブレイキ 株式会社 荒井製作所	荒井 豊三	名古屋市	一九・〇二	一者買収
▲ギヤクランク 名古屋ギヤ製作所	新美 定次郎	名古屋市	五・〇二	一者買収
▲メンラツグ 日帝工業株式会社	山田 梅吉	名古屋市	三・〇〇	二者買収
▲ベ 有限会社 名古屋ベル製作所	田中 金次郎	名古屋市	六二・七八	引ベル六・〇〇%ヲ合 ム一四者合同
▲シートポスト 有限会社 名古屋自轉車製作所	田中 金次郎	名古屋市	六・五五五	一者買収、六者合同

岐阜縣

製造業者名	代表者名	工場所在地	備考	
			生産比率 %	記事
▲ハンドル 岡本工業株式会社	岡本 松造	垂井町	二・三〇	
▲リムブレイキ 岡本工業株式会社	岡本 松造	垂井町	二・四一	
▲ギヤクランク 岡本工業株式会社	岡本 松造	垂井町	二・六七	
▲ハ 岡本工業株式会社	岡本 松造	垂井町		

▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町	二・六五	二者買收
▲柳原商事株式會社	柳原治一	加納龍興町	六・一〇	二者買收
▲ベタル	岡本松造	垂井町	一・四八	
▲泥除	岡本松造	垂井町	一・九八	
▲岡本工業株式會社	岡本松造	加納龍興町	五・六四	三者合同
▲有限會社 岐阜泥除製作所	笠原憲一	加納龍興町	三・六四	
▲フレイム	岡本松造	垂井町	三・二二	
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町	二・四七	
▲バック及三角	岡本松造	垂井町	一・三〇	
▲前フオーク	岡本松造	垂井町	三・一四九	
▲ケース	岡本松造	垂井町	二・九三	
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町	四・一六	
▲シートポスト	岡本松造	垂井町		
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町		
▲ヘットハンガー小物	岡本松造	垂井町		
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町		
▲ランブ掛	岡本松造	垂井町		
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町		
▲メンラツグ	岡本松造	垂井町		

▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町	三・六四	四者買收
▲ビシ類	岡本松造	垂井町	四・一七	二者買收
▲ハブ心棒	柳原治一	加納龍興町	三・〇〇	二者買收
▲柳原商事株式會社	岡本松造	垂井町	一二・四六	
▲岡本工業株式會社	岡本松造	垂井町	一四・七九	三者合同
▲合資會社 大垣スタンド製作所	箕浦正次	大垣市	七・六一	三者合同
▲有限會社 箕浦商會	杉山太市	大垣市	八・六七	二者合同
▲有限會社 杉山商會	赤星護	大垣市	六・七七	二者合同
▲有限會社 岐阜スタンド荷臺製作所	赤星護	大垣市	三〇・二三	一者買收
▲合資會社 大垣スタンド製作所	河合新九郎	大垣市	七・一〇	三者合同
▲有限會社 箕浦商會	箕浦正次	大垣市	六・二七	二者合同
▲有限會社 岐阜スタンド荷臺製作所	赤星護	大垣市	〇・三八	
▲太平洋工業株式會社	小川憲一	大垣市		

製造業者名	代表者名	工場所在地	生産比率 %	備考
▲フレーム 大日本機械工業株式会社大阪工場	石黒西蔵	大阪市	六・〇二	一七者合同
東亜自轉車株式会社	増村稔	堺市	一二・九八	二五者合同
日産自轉車株式会社	伊賀清治	堺市	一二・三六	六者買収
株式会社フリミヤ製作所	山田茂夫	大阪市	五・一〇	
▲リムブレイキ 有限会社 大阪リムブレイキ製作所	池田勝次郎	堺市	一五・二三	一五者合同
住吉金屬工業株式会社	佐竹保明	大阪市	一〇・八四	三者合同
▲フリーホキル 株式会社 島野鐵工所	島野庄三郎	堺市	二三・〇五	二者買収
有限会社 東亜精機工作所	前田大藏	堺市	五〇・九五	一二者合同
▲サドル 大阪サドル合同有限会社	水軒孝之助	大阪市	二四・八二	一五者合同
有限会社 阪南製作所	北口丑松	堺市	一三・〇五	四者合同
仲興サドル合同有限会社	佐々木良一	堺市	一四・一三	十者合同
▲リム 株式会社 宮林商會	平野富太郎	大阪市	六・四一	單獨
▲輪 新家工業株式会社關西工場	大墨正吾	堺市	三二・九四	三者買収

大日本輪錠工業株式会社	吉田幸太郎	堺市	四九・七〇	三者合同、一部買収
▲ギャクランク 有限会社 東洋ギヤ製作所	土肥義見	堺市	一七・〇四	四者合同
杉野鐵工所	杉野貞雄	堺市	二〇・三四	五者買収
有限会社 伊賀鐵工所	山下善雄	堺市	二四・四七	五者合同
高木鐵工所	高木幸太郎	堺市	一三・二四	二者買収
▲ランブ掛 有限会社 堺板物製作所	山野原造	堺市	五七・〇八	七者合同
▲荷臺、スタンド 有限会社 大一製作所	新田喜代次	大阪市	(一六・三四 九・六二)	九者合同
▲ボンプ 合資会社 沖津製作所	沖津鐵次郎	堺市	一三・〇九	單獨
大田製作所	太田藤之助	大阪市	四六・四一	二者買収
▲ピシ 南海鐵捻子株式会社	堀格三	堺市	三三・五五 三五・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五 三三・五五	一者合同
有限会社 大輪精密工業所	田中幸次郎	大阪市	一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八 一八・八八	七者合同
▲ハブ 三和金屬工業有限会社	綿田基次郎	堺市	九・八三	四者合同
有限会社 第一金屬工業所	佐野繁治	堺市	一五・五九	一二者合同
有限会社 東洋ハブ製作所	加田鶴市	大阪府北河内郡南郷村	五・五九	五者合同
▲バック及二角ハイブ				

關西輪業株式會社	山登龜吉	堺市	一二者合同
▲前フオーク 有限會社 堺フオーク製作所	下田廣一	堺市	一二者合同
有限會社 朝日輪業所	新能庸	堺市	四者合同
▲ハンガー小物 有限會社 大阪自轉車ハンガー小物製作所	鍛冶田勝太郎	堺市	一三者合同
有限會社 大阪自轉車ヘッド小物製作所	和田吉太郎	堺市	十者合同
株式會社 山内鐵工所	吉田哲郎	堺市	五者合同
▲速結器 三ツ輪製作所	中川彦三郎	堺市	三者買收
▲スボーク 田中スボーク株式會社	田中繁勝	大阪府泉北郡濱寺	單獨
株式會社 星スボーク製作所	鍛冶壽美藏	大阪府泉南郡佐野	四者合同
▲コーンスター 株式會社 三和鐵工所	花田到隆	堺市	八者買收
南海鐵鋼株式會社	濱田幸太郎	堺市	單獨
▲バルブ 株式會社 大阪バルブ製作所	小鈴裕晟	大阪市	單獨
合資會社 米田製作所	米田繁治	堺市	單獨
▲バンドブレイキ 合資會社 土肥鐵工所	土肥茂太	大阪市	二者買收
▲ハブ芯棒			

有限會社 大阪合同ハブ芯棒製作所	石橋熊次	大阪市	二〇・二五	八者合同
有限會社 堺ハブ芯製作所	永山道三郎	堺市	一七・六一	三者合同
▲泥除 有限會社 東和泥除製作所	淺見元一	大阪市	二三・〇五	四者合同
有限會社 大阪自轉車泥除製作所	森本太郎	堺市	二二・六八	七者合同
▲ハンドル 山源鐵工所	山本英一	和歌山縣湯淺町	九・一九	七者合同
株式會社 東亞ハンドル製作所	山片傳市	堺市	五・〇〇	四者合同
精工ハンドル有限會社	坂本鹿太郎	堺市	一四・〇一	七者合同
▲ケース 株式會社 樹田製作所	柳田茂治	大阪市	一〇・六五	五者合同
梅田金屬工業株式會社	梅田辰雄	堺市	一四・九六	四者合同
大阪ケース有限會社	乾朝則	堺市	一三・四二	單獨
▲チエーン 和泉チエーン株式會社	奥野與吉	大阪市	三・一四	二者合同

製造業者名	代表者名	工場所在地	備考	
			生産比率 %	記事
▲ハンドル 株式會社 林山製作所	山本六郎平	神戸市	五・〇八 %	一者買收

兵庫縣

千代田製作所	篠内卯一郎	神戸市	五・〇〇	七四	一者買収、土除兼業許 サズ
▲フリーレム 兵和自轉車工業株式會社	川村幸一	神戸市			第二工場認メズ
▲泥除 株式會社 阪神自轉車製作所	加藤長治	神戸市	五・〇〇		二者合同
▲荷臺 有限會社 田中製作所	田中徳之助	神戸市	一三・〇〇		八者合同、設備ニ留意
▲スタンド 兵庫縣スタンド製作所	大田五郎	姫路市	七・三一		八者合同、設備製品ニ 注意
▲コースター 株式會社 福岡精工所	加藤作郎	福岡市	一七・一五		單獨
博多コースター株式會社	澤田甚次郎		二五・七二		單獨
▲バルブ 株式會社 旭金屬工業所	松岡信次	尼崎市	一八・一八		二者買収
▲ポンプ 東亞ポンプ工業所	御手洗光行	熊本縣人吉市城木 町			單獨
▲チェーン 三明明チェーン製作所	七野稔	岡山縣勝間田町	五・四四		比率ノ買収ノミ

十六、品種別工業組合缺格者ノ指導方針ニ關スル件

一七機局第四四五四號
昭和十七年十一月二十五日

(各地方長官宛)

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎
商工省企業局長 豊田 雅孝

品種別工業組合缺格者ノ指導方針ニ關スル件

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合ノ結成ニ關シテハ、昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號及昭和十七年二月十四日附一七機局第四七五號ニ基キ先般來夫々其ノ結成ヲ見タル次第ニ有之候處右組合ニ加入シ得ザル業者ニ付テハ別紙ニ依リ可然措置相成候致度此段及通牒候也

追加品種別工業組合ノ結成ニ關シ取扱品目、調査基準等其ノ後變更シタルモノ一括添附致置候條御了承相成度申添候

品種別工業組合缺格者ノ指導方針

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合ニ加入シ得ザル業者ニ關シテ左ノ通則ノ内何レカヲ別紙ニ依リ選擇セシメ企業合同、協力工場、製品ノ變更、廢業ニ付萬遺憾ナキ様指導スルコト

通則

一、企業合同

- (イ) 現在ノ業種ニテ企業合同スル場合ハ當該組合員ヲ中心トシテ之ヲ行フコト
- (ロ) 齒車、ネジ、工作機械精密完成部品、理化學機器ニ付テハ新組合員ノ工場能力ノ關係上(イ)ノ原則ニ拘ラズ舊組合員又ハ今回ノ指定業者以外ノ工業者相互ニ於ケル合同ヲ例外的ニ認ムル見込ナルモ此ノ場合ニ於テモ儘秀工場

ヲ中心トシテ之ヲ行フコト

(ハ) 企業合同ノ場合ハ從來ノ各企業ノ製品ノ種類、生産額及資材配給実績並ニ將來ノ合同體ノ製品ノ種類、生産見込額、資本金及稼働見込ノ工場設備ト廢止スル工場又ハ設備トヲ區別シテ詳細説明シタル具體的計畫ニ付豫メ道府縣廳ハ機械局ト協議ノ上之ガ實施ヲ爲スコト

協議ハ昭和十八年二月末日迄ニ一應完了セシムルコト

(ニ) 製品ノ生産実績又ハ工場設備等ヲ基準トシテ資材配給ヲ爲スモノニアリテハ今般ノ企業合同ニ於テモ其ノ実績ハ認ムルコト

(ホ) 合同ノ形態トシテハ商法上ノ會社、有限會社ノ内適宜選擇スルコト

二、協力工場

技術、設備能力比較的優秀ナルモノハ此ノ際努メテ機械統制會會員、品種別工組員ノ協力工場トシテ存續セシムルコト

三、製品ノ變更

品種別工業組合ノ取扱品目以外ノ製品ニ製作品種ヲ變更スル者ハ夫々府縣工聯傘下ノ組合ニ加入セシムルコト

四、廢業

廢業スル者ノ設備ハ之ヲ國民更生金庫ニ賣却セシムルコトトシ之等業者ニ對スル共助金交付ニ付テハ追テ具體的方
法通牒ノ豫定

(別紙)

通則適用業種並ニ範圍

品 種	適 用 ノ 範 圍	備 考
商 車	通則一、ノ(イ)及三、四	
發 條	通則一、ノ(イ)二、三及四	
工 品	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
機 械	通則一、ノ(イ)及三、四	
鐘 物	通則一、ノ(イ)及三、四	
木 子	通則一、ノ(イ)及三、四	
ミ シ	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
作 業	通則一、ノ(イ)二、三、四	
電 球	通則一、ノ(イ)及四	
乾 池	通則一、ノ(イ)及四	
照 明	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
配 線	通則一、ノ(イ)三、四	
土 機	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
パ ル	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
理 化	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
製 材	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
消 防	通則一、ノ(イ)及二、三、四	
自 轉	通則二、三又ハ四	

但シ丸鋸ニ關シテハ熱處理設備ヲ有セシムルコト

通則二ヲ認ムル場合ハステム加工業ニ限ル
通則三ヲ認ムル場合ハ電球ノ加工修理業ニ限ル(其ノ場合ハタ
ングステン、モリブデンノ配給ヲナス)

通則二ヲ認ムル場合ハ金屬加工又ハ合成樹脂加工業ニ限ル

十七、染料及タール系中間物工業整備ニ關スル件

一八化局第三八八號
昭和十八年一月二十七日

商工省化學局長

山

木

茂

(化學工業統制會會長宛)

染料及タール系中間物工業整備ニ關スル件

染料及タール系中間物工業ハ近時原料資材ノ逼迫ニ依リ相當操業短縮ヲ餘儀無クセラレ居ル處之ガ整備刷新ヲ行ヒ鞏固ナル企業形態ヲ整フルハ現下喫緊ノ要務タルヲ以テ今般別紙要綱ニ基キ企業整備ヲ行フコトト相成候條之ガ實施ニ遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

追而整備委員會開催ノ際ハ係官出席方配慮相成度此段申添候

一八化局第三八八號
昭和十八年一月二十七日

商工省化學局長

山

本

田

雅

孝

(別記各地方長官
陸軍省整備局長
海軍省兵備局長
厚生省衛生局長 宛)

染料及タール系中間物工業整備ニ關スル件

現下ノ情勢ニ鑑ミ染料及タール系中間物工業ノ企業形態ノ高度化ヲ圖ランガ爲今般別紙ノ通企業整備要綱ヲ決定シ化學工業統制會ヲシテ實施ニ當ラシムルコトト相成候條右御了知ノ上之ガ遂行ニ當リテハ可然御協力相煩度此度及通

牒(依頼)候也

追而整備委員會開催ノ際ハ係官出席方配慮相成度此段申添候

(別記)

東京府、神奈川縣、埼玉縣、岐阜縣、愛知縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、和歌山縣、岡山縣、廣島縣、福岡縣各地事

染料及タール系中間物工業整備要綱

染料及タール系中間物工業ハ染料、顔料、醫藥等重要物資ヲ供給シ戰時ニハ火藥、爆藥原料其ノ他ノ化學兵器製造ニ轉換シ得ベキ重要工業ナルガ我國ニ於テハ中小規模ノ製造業者極メテ多ク企業形態上モ戰時ノ要請ニ應フルニ充分ナラザルモノアリ之ヲ刷新シ新業ノ基礎ヲ確立センガ爲左記ニ依リ染料(アゾレーキヲ含ム)及タール系中間物工業ノ企業整備ヲ行ハントス

第一 整備ノ目標

左ノ如キ條件ニ適合スル少數ノ強力確固タル企業體ニ統合シ且各企業體間ニ於テ完全ナル協調ヲ實現シ得ル形態ヲシムルコトヲ目標トシテ整備ヲ行フ

- (一) 染料及タール系中間物工業ニ對スル投資額大ナルコト
- (二) 設備、技術共ニ優秀ナル大規模工場ヲ中心トスル綜合經營ヲ行フコト
- (三) 素原料(タール系分溜物)ヨリ最終製品ニ至ル製造上ノ一貫性ヲ有シ且平戰兩時ノ轉換性ヲ有スルコト
- (四) 各企業體ハ其ノ生産分野ニ於テ特徴ヲ有スルコト

第二 整備ノ方法

- (一) 現存企業中ヨリ設備、技術共ニ優秀ニシテ生産額大ナルモノヲ選ビテ之ヲ企業整備ノ中核體ト爲ス
- (二) 中核企業體ニ付テハ其ノ工場設備中第一ノ目標ヲ實現スルニ不適當ナルモノハ之ヲ廢棄スルモノトス
- (三) 中核企業體以外ノ企業ニ屬スル工場中左ノ諸點ニ付存續ヲ要スト認メラルモノハ第一ノ目標ヲ實現シ得ル如ク之ヲ中核企業體ニ統合スルモノトス
- (イ) 製造設備及技術特ニ優秀ナルモノ
- (ロ) 製造品種ニ特殊性アルモノ

前項ノ統合ハ原則トシテ合併又ハ企業讓渡ニ依ルモノトス

(四) 前三號ニ依リ統合セラレタル新企業體ニ付テハ經營合理化ノ見地ヨリ其ノ設備ノ整備ヲ爲スモノトス

(五) 第三號ニ依リ統合スベキ工場以外ノ工場設備ハ特別ノ事情アル場合ヲ除キ之ヲ廢棄スルモノトシ國民更生金庫

又ハ産業設備營團ヲ通ジ之ヲ買上ゲシムルモノトス

(六) 新企業體ハ整備ノ結果企業ヲ廢止シタル者ニ對シ相當額ノ共助金ヲ負擔スルモノトス

第三 兼業者ニ對スル措置

醫藥、有機ゴム藥品、顔料等ノ製造業ヲ兼營セル者ニ對シテモ染料及タール系中間物ノ製造部門ニ關シテハ原則トシテ右ノ方針ニ從ハシムルモノトス

第四 整備實行機關

化學工業統制會内ニ企業整備委員會ヲ置キ商工省ノ承認ヲ受ケ統制會會長ノ委囑スル委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

統制會會長ハ企業整備委員會ガ前各號ニ基キ決定シタル具體的實施方策ニ付商工省ノ承認ヲ受ケ之ガ實行ニ當ルベキモノトス

十八、セメント製品製造業者ノ工業組合整備ニ關スル件

商工省化學局長 山 本 茂

一七七化局第五三一八號
昭和十七年十一月二十四日

(東京府知事宛)

セメント製品製造業者ノ工業組合整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和十七年十月七日附午資第一六〇號ヲ以テ協議相成候處府下ニ於ケルセメント製品製造業者ノ實狀ニ鑑ミセメント製品ニ依ル年收五千圓以上ノ者ハ副業者ニテモ存續セシムルヲ適當ト思料被致候條可然御取計相成度此段及回答候也

午資第一六〇號
昭和十七年十月七日

東京府知事 松 村 光 磨

(商工省化學局長宛)

セメント製品製造業者ノ工業組合整備ニ關スル件

謹ニ一七七化局第一六八七號ヲ以テ御通牒ニ係ル標記ノ件ニ關シテハ爾來業者ノ報告ニ基キ或ハ實施ニ就キ慎重調査ヲ遂ゲ候處管下コンクリート製品工業ノ現狀ニ鑑ミ此ノ際ハ副業者ノ整備ニ觸ルルコトナク單ニ東京コンクリート製

品工業組合、東京コンクリート柱管工業組合及東京コンクリート製塀用板工業組合ノ三組合ヲ其ノ儘單一工業組合ニ統合シ然ル後貴局御指示ノ業者整備ニ移行スルヲ適切ト思料被致候條至急何分ノ御指示相煩度左記理由ヲ具シ此段及協議候也

記

- 一、副業ニ依ル收入額多キ爲廢業スル者ノ中ニハ主業者トシテ残存スルモノニ比シ製産高多キ者概シテ多シ
- 二、主業者トシテ残存スル者ノ製産高僅少ナル者相當アリ
- 三、指示要綱ニ據リ整備シタル後更ニ業者ノ整備ヲ爲ス趣ナルモ斯克テハ残存業者中ニ相當弱少業者アルヲ以テ第二次整備ノ對照トナルヲ免レズ之等業者ノ立場ハ苦境ニ陥ルベシ
- 四、前項ニ依ル救済方法トシテハ此ノ際本省ノ第二次整備ヲ必要トセザル程度ニ整備ノ基準ヲ變更シ本府ニ於テ整備要綱ヲ決定實施セバ適當ト思料セラルルモ斯克テハ急速ニ整備要綱ノ決定ハ困難ナリ
- 五、共助金ニ付テ一考スルニ(一)ニ依リ大體廢業者ヨリ收入少キ弱小殘存業者相當多キ結果共助金ノ支出ニ關シテモ考慮ヲ要スルモノアリ

十九、セルロイド加工業整備實施ニ關スル件

一七化局第六二七三號
昭和十七年十二月十九日

商工省化學局長 山本 茂
商工省企業局長 豐田 雅孝

(各地方長官
日本セルロイド製品工業組合聯合會理事長)宛

セルロイド加工業整備實施ニ關スル件

竊ニ昭和十七年三月十七日附一七化局第一七〇號ヲ以テ通牒致置候セルロイド加工業整備ニ關シ今般別紙ノ通之ガ實施要綱決定相成候條可然御措置相成度此段及通牒候也

セルロイド加工業整備實施要綱

一、方針

セルロイド加工業ノ家内工業的形態竝ニ地方的特異性ヲ考慮シツツ企業單位ノ向上、經營ノ合理化、餘剩施設、勞力ノ供出ヲ圖ルモノトス

二、實施方策

(イ) 整備基準

- (1) 技術優秀ニシテ一貫作業ヲ爲シ得ル設備ヲ有スルモノニシテ昭和十七年三月十七日現在ニ於テ三〇坪以上ノ加工場(危險物貯藏庫ヲ含ム)ヲ有スルモノヲ單獨殘存企業體トス
前項ノ一貫作業ヲ爲シ得ル設備ハ概ネ別表ノ通りトス
 - (2) 前項ノ基準ニ該當セザルモ技術優秀ニシテ十五坪以上ノ加工場(危險物貯藏庫ヲ含ム)ヲ有スルモノハ之中核工場トシ合同又ハ統合ニ依リ前項ノ基準ニ達セシメタル上殘存セシムルモノトス
 - (3) 軍利用工場(下請工場ヲ含ム)ニシテ技術其ノ他ノ關係上特殊ノ取扱ヲナスヲ必要トスルモノハ前二項ノ基準ニ拘ラズ關係官廳ノ協議ノ上殘存セシムルモノトス
- (ロ) 整備統合ノ方法

(1) 整備基準ニ達セザル企業體ハ原則トシテ轉廢セシムルモセルロイド加工業以外ニ轉出ノ能力ナキモノト認メラルル者又ハ技術保存上特殊ノ必要アル者ハ之ヲ殘存企業體ニ吸收セシムルモノトス

(2) 彩色、研磨等所謂一部加工業者ハ地方的又ハ加工ノ實情ニ依リ殘存企業體ニ吸收シ又ハ專屬下請業者トシテ結合セシムルモノトス

- (3) 轉廢業者ノ設備ハ殘存企業體ニ讓渡スルモノヲ除キ國民更生金庫等ノ施設ニ依リ之カ處分ヲナスモノトス
- (4) 新企業體ハ個人企業、商法上ノ會社又ハ有限會社トス

- (ハ) 轉廢業資金
 - (1) 轉廢業資金ハ殘存企業體ヨリノ醸出金及國民更生金庫ヨリノ借入金等ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
 - (2) 轉廢業資金ノ標準、借入及賦課徵收方法ハ別ニ定ムルモノトス

(二) 其ノ他

(1) 整備計畫ノ樹立及實施ニ付テハ地方廳ニ於テ業者團體ノ協力ノ下ニ實情ニ即シ積極的ニ企劃指導シ其ノ適正ナル實施ヲ期スルモノトス

(2) 本整備ハ昭和十八年三月末日ヲ以テ完了スルモノトス

別表 殘存企業體ノ一貫作業ニ要スル機械設備最低基準

機械名	分類	製品名											
		雜貨	玩具	眼鏡	刷子	万年筆	縮梯	横梯	腕環	鏡	梓		
切斷機	斷裁機、大斷機、小切機、ボール斷機	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二	二

機械名	分類	製品名											
		雜貨	玩具	眼鏡	刷子	万年筆	縮梯	横梯	腕環	鏡	梓		
プレス機	パイプレス、エキセン、フットプレス、ボンス	※	三	六※	三								
チリ取機	耳切機、耳切ロクロ、ツマミ切機	二											
締機	矢締、迴轉締機、壓搾機	※	三	※	三	四							
齒挽機	齒挽機												
齒切機	齒切機												
旋盤機	センタリレス、レース、旋盤、ロクロ	二	一										
穴明機	平穴明機、尻穴機、ボール盤	一	一	一	二								
平削機	セーパー、溝切機、フライス、ミールینگ												
磨機	兩腕ポリシヤ研磨機、平磨機、ガラ磨機、艶上機	二	一	四	四	二	二						
動力機	發動器、電動機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		一三	二二	二二	一三	一三	一三	一三	一〇	一三	一三	一三	五

備考 註1、其ノ他ノ製品ニ對スル機械設備ニ付テハ各區分ノ製品ノ種類ニ應ジ之ニ準ズルモノトス

註2、※ハ加工ノ實情ニ依リプレス機又ハ締機何レカトス

註3、以上ハ殘存企業體ニ對シ一貫作業ニ要スル機械設備ノ基準ヲ示セルモノニシテ他ニ適當ナル機械ヲ以テ之ニ替フルモ差支ナシ尙器具、工具、型類ニ付テハ以上ノ設備ニ應ジ適當ニ處理相成度

二十、膠工業組合設立ニ關スル件

一七七化局第四二七五號
昭和十七年十月二日

(各地方長官宛)

商工省化學局長 山 本

茂

膠工業組合設立ニ關スル件

膠製造業ハ各種産業殊ニ軍需、生産擴充産業並ニ生活必需品産業ノ副資材供給上重要ナルモノナル處從來膠製造業ニ付テハ統一の機構ナク斯業ノ指導監督上不便不尠ヲ以テ今般別紙要綱ニ依リ之ガ機構ヲ整備シ斯業ノ改良發達ヲ期スルコトト相成候御了知ノ上何分ノ御協力相煩度此段及通知候也

膠工業組合設立要綱

- 一、全國和膠工業組合聯合會ヲ改組シ内地一圓ヲ地區トスル和膠工業組合ヲ設立スルコト
- 二、洋膠製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル洋膠工業組合ヲ設立スルコト
- 三、ゼラチン製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ設立スルコト(但寫眞用ゼラチンヲ除ク)
- 四、新興膠(獸骨ヲ原料トシテ油脂ヲ製造スル場合及骨粉肥料ヲ製造スル場合副産物トシテ生ズル膠)ノ製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル新興膠工業組合ヲ設立スルコト
- 五、前記四工業組合ヲ以テ膠工業組合聯合會ヲ設立スルコト

二十一、日本加工紙工業組合聯合會所屬組合ノ整備ニ關スル件

一七七織局第六七八三號
昭和十七年十月二十七日

商工省纖維局長 西 川

浩

(各地方長官宛)

日本加工紙工業組合聯合會所屬組合ノ整備ニ關スル件

加工紙製造業者ノ工業組合設立ニ關シテハ曩ニ本年一月八日附一六織局第八二六五號及五月十九日附一七織局第三三五九號ヲ以テ原則トシテ道府縣單位ノ組合ヲ結成スルコトトスルモ業者數ノ寡少ナル場合又ハ既ニ設立サレ若クハ設立準備中ナル組合ニ就テハ必シモ地區ヲ府縣ニ限ル要ナキ旨通牒致置候處其ノ後道府縣別組合ノ設立認可ノ打合モナク且加工紙製造業界ノ事情ハ製造業者ノ數比較的少ク道府縣別工業組合ヲ設立スル時ハ組合經營ニ困難ヲ來スコトヲ豫想セラルルヲ以テ今般各品種ニ付夫々内地一圓ヲ地區トスル組合ヲ結成セシメ度候ニ付テハ別紙「整備方針」御了知ノ上管下業者ヲ可然指導相成右ニ關スル定款變更其ノ他ノ認可申請ニ付テハ關係府縣ト連絡ノ上速ニ措置相成度此段及通牒候也

追而別紙整備方針ニ基ク組合ノ定款變更又ハ解散ノ認可申請ニ付テハ訓令第五條、第九條及第十條第二項ノ打合ハ之ヲ要セザルモノニ付爲念申添候

日本加工紙工業組合聯合會所屬組合整備方針

部	整	備	方	法
加工包裝紙	東京紙布絲入包裝紙工業組合(東東市日本橋區小傳馬町三丁目二番地ノ九)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張シ左ノ二組合ヲ解散ス			

ターボリン紙
油紙及澁紙

關西包裝紙工業組合
石川縣輸出品包裝具工業組合

ターボリン製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ新設ス(主タル事務所ヲ東京市ニ置ク)
埼玉縣加工紙工業組合(埼玉縣比企郡小川町四十六番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張シ左ノ八組合ヲ解散ス

栃木縣紙天幕工業組合

加茂澁紙工業組合

福島縣油紙澁紙製造加工工業組合

富山縣油紙工業組合

岐阜縣防水紙工業組合

滋賀縣油紙製造工業組合

土佐合羽工業組合

新潟縣雨合羽油紙工業組合

東京蠟引工業組合(東京市瀧野川區田端町千七百四十五番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張シ左ノ組合ヲ解散ス

大阪バラビン紙製造工業組合

日本醫療用油紙工業組合(東京市瀧野川區西ヶ原町百八十五番地)ヲ存置ス

日本騰寫版原紙工業組合(東京市神田區小川町一丁目六番地寶ビル内)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

日本カーボン紙工業組合(大阪市東區北濱二丁目三十一番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

大日本クロス工業組合(京都市中京區河原町通六角下ル山崎町二百五十番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

一、ガムテープ及粘着テープ製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ新設ス(主タル事務所ヲ東京市ニ置ク)

二、蠟取紙製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ新設ス(主タル事務所ヲ名古屋市ニ置ク)

計測記録紙製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ新設ス(主タル事務所ヲ東京市ニ置ク)

東京青寫眞感光紙工業組合(東京市神田區鎌倉町七番地ノ六)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張シ左ノ組合ヲ解散ス

關西青寫眞感光紙工業組合

左ノ三組合ヲ解散シ新ニ研磨布紙製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ設立ス(主タル事務所ヲ東京市ニ置ク)

東京研磨布紙工業組合

大阪研磨布紙工業組合

奈良縣研磨布紙工業組合

日本ルーヒング工業組合(東京市神田區淡路町一丁目十六番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

トレーシングペーパー製造業者ヲ以テ内地一圓ヲ地區トスル工業組合ヲ新設ス(主タル事務所ヲ東京市ニ置ク)

大阪襖紙工業組合(大阪市天王寺區堀越町四十一番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

日本壁紙工業組合(大阪市西區新町北通り一丁目二十七番地)ノ地區ヲ内地一圓ニ擴張ス

(備考)

- 一、東京防水布工業組合ノ定款ヲ變更シ組合員タルベキ者ノ資格ヨリ加工紙關係業者ヲ除クモノトス
- 二、山形縣加工紙工業組合、奈良縣加工紙工業組合、岡山縣加工紙工業組合及土佐加工紙工業組合ハ解散スルモノトス
- 三、前二項ノ有資格者ハ夫々當該部門組合ヘ加入スルモノトス

蠟引紙
醫療用油紙
騰寫版原紙
カーボン紙
加工紙テープ

計測記録紙
青寫眞感光紙
研磨紙
ルーヒング紙
トレーシングペーパー
襖紙
壁紙

四、蠶取紙製造業者ハ業態ノ實情ヲ考慮シ加工紙テープ部門ヨリ獨立シテ別ニ内地一團ノ組合ヲ組織セシムルモノトス

九〇

二十二、ガラ紡績業者ノ企業整備統合ニ關スル件

一七織局第七五四八號
昭和十七年十二月二十六日

商工省纖維局長 西 川 浩
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(各地方長官宛)

ガラ紡績業者ノ企業整備統合ニ關スル件

纖維工業者ノ整備統合ニ關シテハ全面的ニ之ガ實施相成居候處ガラ紡績部門ニ於テモ業界ノ協調ニ依リ紡績一貫形態ノ整備ヲ爲シタルモ近時益々其ノ主要原料ノ逼迫著シク加之ニ動力其ノ他副資材ノ供給減少、勞務者ノ拂底等ノ影響ニ依リ現状ノ業態ニ於テハ全ク圓滑ナル操業維持困難ナル狀況ニ鑑ミ之等ガラ紡績業者ノ整備統合ニ依リ其ノ過剩設備ヲ國家ノ緊急目的資材ニ振向クルト共ニ重點主義ニ依ル操業ノ實施、資材ノ有効利用、能率ノ昂揚ヲ圖リ且ツ統制ノ圓滑ナル運行ヲ期センガ爲今般別紙要綱ニ依リ整備統合ヲ爲スコトト相成候ニ付テハ右御了知ノ上之ガ實現ニ付貴管下當業者ノ指導方可然取計相成度此段及通牒候也

ガラ紡績工業企業整備要綱

- 一、ガラ紡績業者ハ企業整備ニ依リ屑鐵ノ供出ニカムルモノトシ其ノ供出割合ハ現在所有スル總ガラ紡設備(ガラ紡用反毛設備ヲ含ム以下同ジ)ノ三割ニ相當スルモノヨリ生ズルモノトスルコト
- 二、ガラ紡績業者ニシテ其ノ一作業工場ノ設備能力ガ別記(一)ノ最低基準ニ達セザルモノハ原則トシテ存續資格ナキ設

備(以下供出設備ト稱ス)トシ之ヲ以テ屑鐵供出ヲ爲サシムルコト但シ特別ノ事情アル業態ヲ有スルモノニ付テハ此ノ限りニ在ラザルコト

右設備能力トハ原則トシテガラ紡機ノ錘數及反毛機ノ輪具數ニ依リ算定セルモノナルコト

- 三、前號ニ依リ供出設備トナルベキ設備總計ガ第一號ニ依ル總設備ノ三割ニ達セザルトキハ先ヅ希望者ノ設備ヲ供出セシメ之ニ依リ右ニ滿タザルトキハ更ニ別記(一)ノ最低基準ニ最モ近キモノヨリ順次上位ノ設備能力ヲ有スルモノヲ前記三割ニ相當スル迄供出設備トシテ選定スルコト

右ノ場合前號但書ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ除クコト

- 四、供出設備ハ之ヲ國民更生金庫又ハ産業設備營團ニ處分委託又ハ賣却スルコト

- 五、第二號及第三號ニ依リ供出設備トナリタルモノ以外ノ設備ヲ有スル者ハ綿ガラ紡及特殊ガラ紡ノ業種別ニ區別所屬セシメ其ノ業種部門ニ於テ別記(一)ノ基準ニ依リ統合ヲ爲スモノトス但シ第二號但書ニ該當スルモノハ之ヲ除クコト

- 六、統合體ノ形態ハ資本合同ニ依ル會社組織トスルコト

- 七、日本ガラ紡糸工業組合ハ前各號ニ依ル企業整備ノ結果生ズル轉廢業者ニ對シテハ共助ノ精神ニ基キ轉廢業資金ヲ交付スルコト

- 八、本要綱ニ依ル企業整備ニ付業界ノ協調ヲ計リ之ガ圓滑ナル實現ヲ期スル爲日本ガラ紡糸工業組合ニ企業整備委員會ヲ設置セシメ左記ニ付實施事項ノ決定及之ガ實施ヲ爲サシムルコト

右企業整備委員會ニ於ケル決定事項ハ關係官廳ニ打合ヲ爲シタル上之ガ實施ヲ爲スコト

- 1、整備ノ對象トナルベキ設備ノ確認
- 2、第二號但書ニ依ル設備ノ認定事項
- 3、供出設備選定（最低基準該當ノモノヲ含ム）ニ關スル事項
- 4、供出設備處分事項
- 5、統合體結成ニ關スル事項（業種區分事項ヲ含ム）
- 6、轉廢業資金交付ニ關スル事項
- 7、本要綱ニ明記セザル事項ニシテ關係官廳ト具體的ニ連絡スベキ事項及其ノ他必要ナル事項

本要綱ニ依ル設備最低基準及統合基準ハ左ニ依ルコト

- (一) 最低基準
 - 反毛機 二輪具
 - ガラ紡機 五六〇錘
- (二) 統合基準
 - 反毛機 一八輪具
 - ガラ紡機 五萬錘

二十三、麻製品工業組合設立ニ關スル件

一七織局第五八〇九號
昭和十七年九月五日

商工省纖維局長 西 川 浩
商工省企業局長 豐 田 雅 孝

(地方長官宛)

麻製品工業組合設立ニ關スル件

從來麻製品製造工業界ニ在リテハ地區別、業態別等ノ工業組合アリタルモ未ダ之ヲ全國的ニ統合セル機關ノ設立無之候處今般原麻等ノ適正配給ニ關シ至急組合結成ノ要有之ニ付左記ニ依リ來ル十月十五日迄ニ工業組合ヲ設立セシムル様御指導相成度此段及通牒候也

追而既設ノ組合ハ之ヲ改組又ハ解散ノ上加入セシムル様致度爲念申添候

記

- 一、資格 麻製品ノ製造ヲ業トスル者但シマニラ麻網、芯繩、綱、紡績絲及麻織物ノ製造ヲ業トスル者ヲ除ク
- 二、地區 内地一圓トスルコト
- 三、名稱 日本麻製品工業組合(假稱)
- 四、右工業組合設立ノ上ハ當該統制會ニ加入セシムル方針ナルコト

二十四、織物加工業者ノ整理統合ニ關スル件

一七織局第五六八六號
昭和十七年八月三十一日

商工省纖維局長 西 川 浩

(各地方長官宛)

織物加工業者ノ整理統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和十七年六月二十九日附一七織局第四二〇五號ヲ以テ貴管下織物加工業者ノ整理統合ヲ去ル七月末日迄ニ完了相成様之ガ促進方ニ付通牒致置候處未ダ貴府(縣)ノ統合完了致サズ爲ニ日本織物染色工業組合聯合會ヲシテ其ノ定款ノ規定ニ基キ十月一日ヨリ實施セシムル豫定ノ加工ノ統制等ニ付支障不尠有之候條至急具體案ヲ作成シ當省ニ打合セノ上九月二十日迄ニ相達ナク完了相成度此段重而及通牒候也
追テ右期日迄ニ完了セザルモノニ對シテハ十月以降ニ於テ副資材ノ配給ヲ減少スルコトアルベキニ付關係業者ニ通達ノ上之ガ整理統合促進方可然指導相成度中添候

二十五、紙絲、紙紐及紙織物ノ統制ニ關スル件

一七織局第五八三六號
昭和十七年十月二十六日

商工省纖維局長 西 川

浩一

紙絲、紙紐及紙織物ノ統制ニ關スル件

今般紙絲、紙紐及紙織物ノ製造業者、販賣業者並ニ關係組合ヲ別記要綱ニ依リ整備シ紙絲、紙紐、紙織物ノ生産並ニ配給統制ヲ實施スルコトト決定相成候條右了知ノ上可然取計相成度此段及通牒候也

紙絲、紙紐及紙織物統制要綱

一、本要綱ニ於テ紙絲、紙織物トハ左ノモノヲ謂フコト

(一) 紙絲トハ左ノ一ニ該當スルモノヲ謂フコト

(イ) 紙撚絲 紙ヲ截斷シ紙絲機ヲ用ヒテ撚リタル絲

(ロ) 紙平絲 紙ヲ截斷シテ絲狀ト爲シタルモノ

(ハ) セル引紙絲 紙撚絲コロチオン塗料ヲ塗附シタル絲

(ニ) セロファン卷紙絲 紙撚絲ニセロファン紙ヲ截斷シタルモノヲ卷キツケタル絲

(ホ) 前各號ノ紙ノミヲ使用シタル絲ト他ノ一種又ハ二種以上ノ絲トノ混用絲(混撚絲又ハ引揃絲等ヲ謂フ)ニシテ前各號ノ紙ノミヲ使用シタル絲ヲ重量割合ニ於テ最も多ク含ムモノ但シ含有重量同一ナル場合(二種以上ノ絲ノ含有重量同一ニシテ其ノ他ノ絲ノ含有重量之ヨリ少キ場合ヲ含ム)及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク

(二) 紙織物トハ左ノ一ニ該當スルモノヲ謂フコト

(イ) 紙絲ノミヲ使用シテ製織シタル織物

(ロ) 紙絲ト他ノ一種又ハ二種以上ノ絲トノ交織物ニシテ紙絲ヲ其ノ經緯絲數(當該織物ノ幅ヲ一邊トスル平方内ニ於ケル總經緯數ヲ謂フ以下同ジ)ニ於テ最も多ク使用シタルモノ但シ使用絲數同一ナル場合(二種以上ノ絲ノ使用絲數同數ニシテ其ノ他ノ絲ノ使用絲數之ヨリ少キ場合ヲ含ム)絹絲ヲ總經緯絲數ノ三分ノ一以上使用シタルモノ及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク

二、紙絲、紙紐及紙織物ノ生産及配給機構ハ左ニ依リ整備スルコト

(一) 紙絲(セル引紙絲ヲ除ク)紙紐ノ生産ニ付テハ日本紙絲紐工業組合聯合會(以下紙絲紐工聯ト稱ス)ヲシテ統制

セシムルコトトシ所屬組合ノ組合員ノ資格及地區ヲ左ノ通り整備スルコト
右ニ依ル組合ノ整備ハ昭和十七年十二月十五日迄ニ之ヲ完了スルコト

(イ) 資格

- (1) 昭和十四年六月三十日以前ニ於テ紙絲、紙紐ノ製造ヲ爲シタル紙絲機、紙紐機ヲ有シ現ニ紙撚絲、紙紐ノ製造ヲ爲ス者
- (2) 前項以外ノ者ニシテ紙絲、紙紐ノ製造實績ヲ有シ其ノ設備ノ全部又ハ一部(五〇〇鍾以上)ヲ紙撚機又ハ紙紐機トシテ専用登録ヲ爲シ又ハ爲サントスル者
- (3) 特ニ地方廳及商工省ノ承認シタル者

(ロ) 地區

全國ヲ四地區ニ分チ既存ノ静岡縣紙絲工業組合、奈良縣紙絲金銀絲工業組合、岡山縣紙撚絲工業組合及愛媛縣紙絲工業組合ノ地區ヲ擴張スルト共ニ名稱ノ變更ヲ爲スコト

(1) 東部紙絲紙紐工業組合(静岡縣紙絲工業組合)

地區ハ北海道、青森縣、岩手縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、長野縣、新潟縣、富山縣、岐阜縣、静岡縣及愛知縣ノ一道一府十九縣トス

(2) 近畿紙絲紙紐工業組合(奈良縣紙絲金銀絲工業組合)

地區ハ石川縣、福井縣、滋賀縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、京都府、大阪府及兵庫縣ノ二府七縣トス

(3) 西部紙絲紙紐工業組合(岡山縣紙撚工業組合)

地區ハ岡山縣、廣島縣、山口縣、島根縣、鳥取縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣及沖縄縣ノ十三縣トス

(4) 四國紙絲紙紐工業組合(愛媛縣紙絲工業組合)

地區ハ香川縣、愛媛縣、徳島縣及高知縣ノ四縣トス

(二) 紙織物ノ生産ニ付テハ日本紙織物工業組合(以下紙織工組ト稱ス)ヲシテ統制セシムルコトトシ所屬組合員ノ資格ヲ左ノ通り整備スルコト

右ニ依ル組合員ノ整備ハ昭和十七年十二月十五日迄ニ之ヲ完了スルコト

資格

- (1) 昭和十三年七月一日ヨリ昭和十六年六月末日迄ノ三ヶ年間ニ於テ一年一臺當リ五〇貫以上ノ紙絲使用實績ヲ有スル者ニシテ其ノ織機ノ全部又ハ一部(二十臺以上)ヲ纖維需給調整協議會(以下纖維協ト稱ス)ニ紙織物織機トシテ専用登録ヲ爲シ又ハ更改シテ専用登録ヲ爲サントスル者
- (2) 特ニ地方廳及商工省ノ承認シタル者

(三) 紙絲、紙紐及紙織物ノ配給ニ付テハ日本紙絲紙紐織物卸商業組合聯合會(以下紙絲布商聯ト稱ス)ヲ結成セシメ同聯合會ヲシテ統制セシムルコトトシ卸商業組合ノ組合員ノ資格及地區ヲ左ノ通り整備スルコト

(イ) 資格

- (1) 昭和十三年七月ヨリ昭和十六年六月末日迄ノ三ヶ年間ニ於ケル一ヶ年平均ノ取扱實績三〇、〇〇〇圓(紙

紐ノミノ場合ニ在リテハ一〇、〇〇〇圓)以上ノ者

(2) 特ニ地方廳及商工省ノ承認シタル者

(四) 地 區

全國ヲ三地區ニ分子既存ノ東京紙絲紐紙織物卸商業組合、愛知縣紙絲紐紙織物卸商業組合及神戸紙絲紐紙織物卸商業組合ノ地區ヲ擴張スルト共ニ名稱ノ變更ヲ爲スコト

右ニ依ル聯合會ハ昭和十七年十二月十五日迄ニ設立完了スルコト

(1) 東部紙絲紐紙織物卸商業組合(東京紙絲紐紙織物卸商業組合)

地區ハ北海道、青森縣、岩手縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、千葉縣、神奈川縣、山梨縣、新潟縣ノ一道一府十四縣トス

(2) 中部紙絲紐紙織物卸商業組合(愛知縣紙絲紐紙織物卸商業組合)

地區ハ長野縣、石川縣、富山縣、靜岡縣、愛知縣、岐阜縣及三重縣ノ七縣トス

(3) 西部紙絲紐紙織物卸商業組合(神戸紙絲紐紙織物卸商業組合)

地區ハ福井縣、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、鳥取縣、島根縣、香川縣、愛媛縣、徳島縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿児島縣及沖繩縣ノ二府二十二縣トス

(ハ) 既存ノ靜岡縣紙絲紐紙織物卸商業組合及京都紙絲紐紙織物卸商業組合ハ之ヲ解散セシムルコト

三、紙絲、紙紐及紙織物ノ生産並ニ配給ハ左ニ依リ實施スルコト

(一) 紙絲、紙紐、紙織物ノ圓滑ナル需給調整ヲ圖ル目的ヲ以テ織協内ニ紙絲、紙紐、紙織物生産配給統制委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ設置スルコト

(二) 委員會ハ左ノ團體ヲ以テ組織スルコト

織 協

洋紙共販株式會社

日本和紙統制株式會社

紙糸紐工聯

日本紙製帽蓆原料工業組合

(以下帽蓆工組ト稱ス)

紙絲布商聯

紙織工組

其ノ他紙絲、紙織物ノ需要團體

(三) 委員會ハ商工省ノ指示ニ基キ紙絲、紙紐及紙織物ノ需給ニ關シ必要ナル事項ニ付協議スルコト

(四) 委員會ハ毎四半期ニ於ケル紙絲、紙織物ノ團體別生産數量並ニ配給數量ヲ決定スルコト

(五) 織協ハ商工省ノ承認ヲ得テ右決定數量ノ範圍内ニ於テ紙絲紐工聯ニ對シ紙撚絲用原紙ノ消費割當並ニ紙撚絲ノ生産割當ヲ爲シ帽蓆工組ニ對シセル引紙糸用原紙ノ消費割當並ニセル引紙絲ノ生産割當ヲ爲スコト

(六) 織協ハ紙織工組ニ對シ紙絲糸用原紙ノ消費割當ヲ爲スコト

- (七) 紙絲紐工聯、帽蓆工組及紙織工組ハ右割當ニ基キ織協ノ代行トシテ所屬組合ノ組合員ニ對シ紙撚絲及セル引紙絲用原紙並ニ紙平絲用原紙ノ消費割當ヲ爲シ之ニ相當スル割當票ヲ發行スルコト
- (八) 紙絲紐工聯、帽蓆工組ハ所屬組合ノ組合員ニ對シ紙撚絲及セル引紙絲ノ生産割當ヲ爲スコト
- (九) 撚紙絲及セル引紙絲ノ製造業者ハ右割當數量ヲ超エテ紙撚絲又ハセル引紙絲ノ生産ヲ爲シ得ザルコト但シ手持ノ原紙ニ付テハ所屬團體ヲ經テ織協ノ承認ヲ得テ之ヲ使用スルコトヲ認ムルコト
- (十) 紙絲紐工聯、帽蓆工組及紙織工組所屬組合ノ組合員ハ道府縣ノ洋紙又ハ和紙商業組合又ハ其ノ組合員ヨリ割當票ト引換ニ原紙ヲ購入スルコト
- (十一) 紙絲ノ製造業者ノ手持品ハ凡テ之ヲ紙絲布商聯ノ所屬組合ノ組合員ニ割當生産品ハ之ヲ紙絲布商聯ニ販賣スルコト但シ自家消費トシテ割當ヲ受ケタルモノヲ除ク
- (十二) セル引紙絲ニ付テハ左ニ依ルコト
- (イ) 帽蓆工組ハ日本バンコック帽子工業組合、神戸紙バナマ帽體工業組合、臺灣帽子興業株式會社ニ對シ割當票ト引換ニ共同販賣ヲ爲スコト
- (ロ) 其ノ他ノモノニ付テハ帽蓆工組ハ紙絲布商聯ニ共同販賣ヲ爲スコト
- (三) 織協ハ紙織工組、日本纖維雜品工業組合聯合會、京都メリヤスバナマ工業組合、日本バンコック帽子工業組合、神戸紙バナマ帽體工業組合(以下指定團體ト稱ス)、臺灣帽子興業株式會社及其ノ他特ニ商工省ノ承認シタル者ニ對シ紙撚絲及セル引紙絲ノ割當ヲ爲スコト
- (四) 指定團體ハ所屬組合ノ組合員又ハ組合員ニ對シ織協ノ代行トシテ紙絲ノ割當ヲ爲シ之ニ相當スル割當票ヲ發行

スルコト

指定團體以外ノ者ニ對シテハ織協ニ於テ直接割當ヲ爲スコト

- (五) 織協ノ代行割當ヲ爲シタル指定團體ハ工業者別割當數量ヲ織協及紙絲布商聯ニ對シ通知スルコト
- (六) 紙絲ヲ使用スル工業者ハ割當ラレタル數量ヲ超エテ紙絲ヲ使用シ得ザルコト
- (七) 紙絲ヲ使用スル工業者ノ手持絲ハ所屬團體ヲ經テ織協ノ承認ヲ得テ之ヲ使用スルコトヲ認ムルコト
- (八) 割當ヲ受ケタル指定團體ノ組合員ハ割當票ト引換ニ紙絲布商聯ヨリ紙絲ヲ購入スルコト
- (九) 指定團體ノ組合員ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ紙絲ヲ買受クルコトヲ得ザルコト
- (十) 織協ハ指定團體ニ對シ製品ノ種類及用途ヲ指定シテ紙絲ノ割當ヲ爲スコトアルベキコト
- (十一) 織物(細巾織物ヲ除ク)ノ製造業者ノ手持品ハ凡テ之ヲ紙絲布商聯ノ所屬組合ノ組合員ニ割當生産品ハ之ヲ紙絲布商聯ニ販賣スルコト但シ商工省ノ承認ヲ得タルモノヲ除ク
- (十二) 紙絲布商聯ハ右ニ依リ購入シタル紙織物ヲ商工省ノ承認ヲ得テ販賣スルコト
- (十三) 紙絲ノ製造ヲ業トスル者ハ十一月末日現在ニ於ケル紙絲用原紙ノ手持數量ヲ紙絲ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者及紙織物其ノ他紙絲ヲ使用スル工業者ハ十一月末日現在ニ於ケル紙絲及紙平絲用原紙ノ手持數量ヲ所屬團體ヲ經テ織協ニ報告スルコト
- (十四) 委員會ハ每四半期ニ於ケル紙紐ノ生産數量ヲ決定スルコト
- (十五) 織協ハ右決定數量ノ範圍内ニ於テ商工省ノ承認ヲ得テ紙絲紐工聯ニ對シ紙紐用原紙ノ割當ヲ爲スコト
- (十六) 紙絲紐工聯ハ右割當ニ基キ所屬組合員別紙紐ノ割當ヲ爲スコト

- (七) 組合員ハ道府縣ノ洋紙及和紙商業組合又ハ其ノ組合員ヨリ原紙ノ購入ヲ爲スコト
- (八) 組合員ハ生産シタル紙紐ヲ凡テ紙絲布商聯ニ販賣スルコト
- (九) 紙絲布商聯ハ右ニ依リ購入シタル紙紐ヲ商工省ノ承認ヲ得テ販賣スルコト
- (十) 紙絲紙織物紙莫大小ノ規格ハ昭和十六年十二月二十四日附一六織局第八三三七號纖維局長通牒ニ依ルコト
- 四、本要綱ニ依ル紙、紙絲ノ割當ハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ實施スルコト

〔參考〕

紙絲、紙紐及紙織物ノ統制要綱ニ關スル件

一八織局第一三七七號
昭和十八年三月四日

商工省纖維局長 西 川 浩

(各地方長官宛)

紙絲、紙紐及紙織物ノ統制要綱ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ義ニ昭和十七年十月二十六日附一七織局第五八三六號ヲ以テ及通牒置候處今般右別記紙絲、紙紐及紙織物統制要綱中左記ノ通改訂致スコトト相成候條了知ノ上可然措置相成度此段及通牒候也

記

- 一、紙絲、紙紐及紙織物統制要綱二ノ(一)第二項中「昭和十七年十二月十五日迄」ヲ「昭和十八年三月末日迄」ニ改ムルコト
- 一、同(一)(イ)(2)ヲ左ノ如ク改ム

前項以外ノ者ニシテ紙絲、紙紐ノ製造實績(紙絲ニ在リテハ昭和十五年十一月一日ヨリ同十七年十月末日迄ノ製造實績一鍾當リ一ケ年平均六貫以上)ヲ有シ其ノ設備ノ全部又ハ一部(五〇〇鍾以上)ヲ紙撚機又ハ紙紐機トシテ專用登錄ヲ爲シ又ハ爲サントスル者

- 一、同(二)第二項中「昭和十七年十二月十五日迄」ヲ「昭和十八年三月末日迄」ニ改ムルコト
- 一、同(二)(イ)(1)ヲ左ノ如ク改ム

(1) 昭和十三年七月一日ヨリ昭和十六年六月末日迄ノ三ケ年間ニ於テ一ケ年平均一臺當リ五〇貫以上ノ紙絲使用實績(但シ兼業者ニ在リテハ昭和十四年七月一日ヨリ昭和十六年六月末日迄ノ二ケ年間ニ於テハ一ケ年平均一臺當リ一五〇貫以上)ヲ有スル者ニシテ其ノ織機ノ全部又ハ一部(二〇臺以上)ヲ日本紙織物工業組合ニ紙織物織機トシテ專用登錄ヲ爲シ又ハ更改シテ專用登錄ヲ爲サントスル者

- 一、同三ノ(一)中「織協内ニ」ヲ(二)中「織協」ヲ削除スルコト
- 一、同三ノ(五)、(六)、(二十)及(二十五)中「織協」ヲ「委員會」ニ改ムルコト
- 一、同三ノ(七)中「織協ノ代行トシテ」ヲ削除スルコト
- 一、同三ノ(九)中「所屬團體ヲ經テ織協ノ」ヲ「所屬團體ノ」ニ改ムルコト
- 一、同三ノ(十一)及(二十一)中「紙絲布商聯ノ」ヲ「紙絲布商聯又ハ同商聯ノ」ニ改ムルコト
- 一、同三ノ(十三)中「織協」ヲ「委員會」ニ「神戸紙バナマ帽體工業組合(以下指定團體ト稱ス)、臺灣帽子興業株式會社」ヲ神戸紙バナマ帽體工業組合、臺灣帽子興業株式會社(以下指定團體ト稱ス)ニ改ムルコト
- 一、同三ノ(十四)中「織協ノ代行トシテ」ヲ削除シ第二項ヲ削除スルコト

一、同三ノ(十五)中「織協ノ代行割當ヲ爲シタル」ヲ削除シ「織協及」ヲ「委員會及」ニ改ムルコト
二、同三ノ(十七)中「所屬團體ヲ經テ織協ノ」ヲ「所屬團體ノ」ニ改ムルコト

二十六、纖維雜品染色加工業者ノ企業統合ニ關スル件

一七織局第七一三四號
昭和十七年十一月十九日

商工省纖維局長 西 川 浩一
商工省企業局長 豐 田 雅 孝一

(各地方長官宛)

纖維雜品染色加工業者ノ企業統合ニ關スル件

織物加工業者ノ整理統合ニ關シテハ曩ニ發表セル整理統合要綱ニ依リ着々進捗中ノ處織物加工部門以外ノ莫大小、絲、細幅織物、絲組物、棉狀纖維等所謂纖維雜品ノ染色加工部門ニ付テモ加工數量ノ激減、染料藥品、電力、石炭其ノ他加工用副資材ノ供給減少、勞務者ノ拂底等諸般ノ狀況ニ鑑ミ之等纖維雜品染色業者ヲ整理統合シ重點主義ニ依ル集中操業ヲ實行シ資材ノ有効利用、加工能率ノ昂揚ヲ圖リ且統制アル加工ヲ爲サンガ爲今般別紙要綱ニ依リ纖維雜品染色加工業者ノ整理統合ヲ爲スコトニ決定致候ニ付テハ右御了知ノ上貴管下當業者ヲ指導シ之ガ實現方ニ付充分配慮相成度此段及通牒候也

追而特別ノ事情ニ依リ本要綱ニ據リ難キ場合ハ當省宛打合相成度尙整理統合具體案ハ昭和十七年十二月末日迄ニ作成ノ上當省宛打合相成度整理統合ハ昭和十八年二月末日迄ニ完了相成様致度申添候

纖維雜品染色業者ノ整理統合要綱

一、纖維雜品染色加工業者ハ左ノ加工業種別統合基準ニ依リ企業統合ヲ爲スモノトス

(1) 莫大小(靴下ヲ除ク)ノ精練、漂白、染色業

「ボイラー」又ハ釜ノ傳熱面積 七〇〇平方呎以上

(2) 靴下ノ精練、漂白、染色業

「ボイラー」又ハ釜ノ傳熱面積 四〇〇平方呎以上

(3) 絲、細幅織物、絲組物及絲編物ノ精練、漂白、染色、糊付業(絲手工捺染業、絲藍染業及絲糊付專業者ヲ除ク)

「ボイラー」又ハ釜ノ傳熱面積 四〇〇平方呎以上

(4) 棉狀纖維ノ精練、漂白、染色業

「ボイラー」又ハ釜ノ傳熱面積 五〇〇平方呎以上

(5) 絲手工捺染業

据付十碼捺染板 一五〇枚以上

「註」据付捺染板ハ長サニ依リ換算スルコト

(6) 絲藍染業

藍 甕 三〇〇個以上

(7) 絲蠟引業 加工地區別ニ一統合體ヲ組織スルコト

(8) 絲糊付業(專業者) 加工地區別ニ一統合體ヲ組織スルコト

但特別ノ事情ニ依リ二業種以上ノ統合體ヲ組織セントスルトキハ其ノ統合基準ハ加工ヲ爲スベキ業種ノ右統合基準

ヲ合計シタルモノトス但「ボイラー」又ハ釜ノ傳熱面積ヲ以テ統合基準トスル業種ニ以上アル場合ノ傳熱面積ノ統合基準ニ付テハ其ノ業種中加工數量(貫)ノ最モ多キモノヲ主タル業種トナシ其ノ加工數量(貫)ノ少ナキモノヲ從タル業種トナシ主タル業種ノ基準傳熱面積ニ從タル業種ノ基準傳熱面積ノ二分ノ一ヲ加算シタルモノトス

二、統合ノ形態ハ原則トシテ商法上ノ會社又ハ有限會社トスルモ右ニ據リ難キ場合ニ於テハ工業小組合ニ據ルコトヲ得ルコト但シ此ノ場合ニ於テモ實質的集中加工ヲ爲シ得ル如ク操業工場數ヲ可及的ニ小數ナラシムルコト

三、統合體(單獨殘存業者ヲ含ム以下同ジ)ハスクラツプ供出ニカムルモノトシ其ノ供出量ハ統合基準設備ニ付其ノ總能力ノ三割ニ相當スル設備トスルコト

スクラツプトシテ提出スル設備ハ之ヲ國民更生金庫又ハ産業設備營團ヲシテ買上ゲシムルコト

尙統合體ハ統合基準設備以外ノ當該加工業用設備ニ付テモ不用ノモノハ之ヲスクラツプトシテ提出スルコト

企業統合ノ促進及指導斡旋等ヲナス爲道府縣中小商工業再編成協議會内ニ纖維雜品染色工業部會ヲ設置スルコト

四、統合體ヲ組織スルニ當リテハ戰死者及戰病死者ノ遺族及出征軍人ノ家族傷痍軍人等ニシテ轉業ヲ適當トセザルモノニ對シテハ可成從前ノ業務ヲ繼續シ又ハ之ニ從事シ得ル如クスルコト

五、轉廢業者ニ對スル措置

轉廢業者ニ對シテハ各道府縣ノ纖維雜品染色工業組合ニ於テ過去三ケ年間ノ純利益(純利益ノ算定困難ナル場合ニハ稅務署ノ營業收益決定額ニ依ル)ノ一ケ年平均額ヲ算定シ之ノ額ノ三ケ年ニ相當スル共助金ヲ支給スルモノトス

備考

(1) 統合基準ハ設備廢棄以前ノモノトス

(2) 釜ノ傳熱面積ハ竈ニ據付タル釜ノミニ付テ計算シ豫備釜ハ計算ニ入レザルモノトス

(3) 統合基準タルベキ設備ヲ當該加工業以外ニモ共通使用シ居ル場合ハ其ノ旨豫メ各道府縣中小商工業再編成協議會ニ届出デ當該加工業用トシテノ設備ノ割合ノ認定ヲ受クルモノトス

(4) 和釜(丸釜)及角釜ノ傳熱面積算定ハ左ノ通りトス

(イ) 和釜(丸釜)

釜ノ直徑(D)ヲ二乗シ之ヲ圓周率(兀三・一四一六)ヲ乘ジテ得タル積ヲ二分ノ一ニシ更ニ之ノ數ニ八〇%(二〇%ハ煉瓦ノ接觸面トシテ控除ス)ヲ乘ジテ得タル數ヲ以テ和釜ノ傳熱面積トス其ノ公式左ノ如シ

$$D^2 \times \pi \times \frac{1}{2} \times \frac{80}{100} = \text{和釜ノ傳熱面積}$$

(ロ) 角釜

角釜ノ長サ(L)ト巾(W)トヲ加ヘタル數ニ鏝下ノ深サ(D)ヲ乘ジテ得タル積ヲ二倍シ更ニ底部ノ面積(長サ(L)ト巾(W)ヲ乘ジテ得タル積)ヲ加ヘタル數ニ八〇%(二〇%ハ煉瓦ノ接觸面トシテ控除ス)ヲ乘ジテ得タル數ヲ角釜ノ傳熱面積トス其ノ公式左ノ如シ

$$\{2(L+W) \times D + L \times W\} \times \frac{80}{100} = \text{角釜ノ傳熱面積}$$

二十七、蚊帳製造業者ノ企業統合ニ關スル件

一七織局第五七三六號
昭和十七年十月三十一日

(各地方長官宛)

蚊帳製造業者ノ企業統合ニ關スル件

今般蚊帳製造業者ノ經營ノ合理化ヲ圖リ製品ノ生産竝ニ配給ノ圓滑ヲ期スル爲別紙要綱ニ依リ企業ノ整備ヲ行フト
共ニ既存ノ日本蚊帳工業組合聯合會ヲ改組シ新ニ日本蚊帳工業組合ヲ設立セシムルコトト相成候ニ付テハ右趣旨ニ依
リ貴管下關係業者ヲ可然指導相成度此段及通牒候也

蚊帳製造業整備要綱

第一 企業整備ニ關スル事項

(一) 蚊帳(幌蚊帳及食卓覆ヲ含ム)製造業者ハ左ノ生産実績及設備ヲ基準トシ技術ヲ考慮ノ上之ヲ統合スルコト但
シ地域的關係其ノ他特殊ナル事情ニ因リ商工省ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

(イ) 生産実績

昭和十一年九月一日ヨリ昭和十三年八月末日迄ノ二ケ年間ニ於ケル蚊帳(綿スフ、麻及片麻ヲ含ム)ノ一ケ年
平均生産額
仕立蚊帳 一五、〇〇〇帳以上
幌蚊帳(食卓覆ヲ含ム) 一五〇、〇〇〇本以上

但シ食卓覆ハ五本ヲ以テ幌蚊帳一本ニ換算スルコト

(ロ) 設備

裁縫機(日本蚊帳工業組合聯合會ニ登録セルモノ以下同ジ) 三〇臺以上

(二) 企業統合ハ原則トシテ仕立蚊帳及幌蚊帳(食卓覆ヲ含ム)ノ製品ノ種類別ニ之ヲ行フコト

(三) 企業統合ノ形態ハ商法上ノ會社又ハ有限會社トシ其ノ組織者ハ原則トシテ其ノ工場設備ヲ企業統合體ニ出資ス
ルコト

(四) 企業統合體ハ生産ノ集中及優良製品ノ製造ヲ目途トシ一元的經營ヲ行ヒ形式的ノ合同ニ墮セザルコト

(五) 企業統合ニ依リ從來ノ業務ヲ廢止スル事業者ハ職員トシテ企業統合體ニ收容スルト共ニ企業統合體ニ出資ヲ爲
サズ完全ニ業務ノ廢止ヲ行フモノニ對シテハ左ノ基準ニ依リ轉廢業共助金ヲ日本蚊帳工業組合ニ於テ給付スルコ
ト

(1) 裁縫機一臺(別表ニ依リ換算セルモノ) 一〇〇圓

(2) 生産実績

麻仕立蚊帳	一帳ニ付	一圓四十錢
スフ "	"	七十錢
スフ 幌蚊帳	"	二十錢
スフ 食卓四	一本ニ付	四錢

(六) 企業統合ハ昭和十七年十二月末日迄ニ之ヲ完了スルコト

第二 日本蚊帳工業組合設立ニ關スル事項

- (一) 第一ノ企業整備ニ依リ組織シタル統合體ヲ以テ全國地區ノ日本蚊帳工業組合ヲ結成スルコト
- (二) 日本蚊帳工業組合聯合會ハ日本蚊帳工業組合ノ成立ト共ニ解散スルコト

電 (110%) 助	區		分				直 (100%) 營	專 (80%) 屬	下 (60%) 請
	國 (80%) 産	シ ン ガ 1 (100%)	工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)			
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.80	0.80	0.60
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.80	0.64	0.48
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.80	0.40	0.30
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.80	0.64	0.48
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.40	0.32	0.24
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.40	0.96	0.72
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.96	0.768	0.576
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.60	0.48	0.36
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.96	0.768	0.576
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.96	0.768	0.576
			工業用 (100%)	準工業用 (80%)	家庭用 (50%)	工業用 (100%)	0.48	0.384	0.288

二十八、縫付布靴業企業整備ニ關スル件

一七七化局第四六二七號
昭和十七年十月二十一日

(北海道廳、東京府、愛知縣、京都府、滋賀縣、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣知事宛)

縫付布靴業企業整備ニ關スル件

縫付布靴ハ國民ノ生活必需品タル履物ノ一翼ヲ負フモノニシテ之ガ品質ノ良否、配給ノ如何ハ國民生活ニ影響スル處大ナルニ鑑ミ今般別紙ノ通縫付布靴業企業整備要綱ヲ決定相成候條右御了知ノ上之ガ遂行ニ關シテハ充分指導、監督相成度此段及通牒候也

縫付布靴業企業整備要綱

一、方針

從來ノ分業的企業體ヲ纏メテ一貫作業ヲ爲シ得ル企業體トシ製品ノ規格ヲ統一シテ品質ノ優良化ヲ計ルト共ニ經營ノ合理化ヲ圖ラシムルモノトス

二、實施方策

- (一) 斯業ハ從來分業的企業體ヲ以テ組織セルモノヲ主トシタルヲ以テ一貫作業ヲ爲シ得ルモノノミヲ中心工場トシテ殘置セシムルコトハ當ヲ得ザルモノト被認ルニ付比較的優秀ナル工場ヲ中心トシ之ニ合同セシメ以テ一貫作業ヲ爲シ得ル企業體ト爲サシムルヲ原則トスルモノトス
- (二) 合同ニ依リ殘存セシムル一企業單位ノ一貫作業設備ハアリアンズミシン機一臺以上之ニ附隨スル脚縫ミシン機

商工省化學局長
商工省企業局長

山 田 雅

茂 孝

四臺以上及之ヲ運轉スル電動力設備アルモノトシ原則トシテ同一構内ニ右設備ヲ設置セシムルモノトスルモ事情ニ依リ之ガ困難ナル場合又ハ家内工業的分業者ヲ其儘存置セシムルコトノ妥當ト認メラルル場合ニ於テハ分工場又ハ下請業者トシテ存置セシムルモ差支ナキモノトス但シ後者ノ場合ニ於テハ製品ノ品質其ノ他ニ付當該企業體ノ代表者ニ於テ總テノ責任ヲ負フモノトス

(三) 合同ノ範圍ハ縫付布靴工業組合ニ加入シタルモノヲ相互ニ合同セシムルヲ原則トシ部分的ノ下請業者等(例之アリアンズ縫專業者等)ニシテ從來特殊ノ關係ニアリタルモノニ付テハ之ヲ參加セシムルモ差支ナキモノトス

(四) 整備、合同ノ方法

(1) 整備ハ一貫作業ノ出來得ル設備ニ達スルベク企業ノ合同ヲ爲サシメ右企業體ニハ從來下請負的關係アリタルモノヲ適宜參加セシメ殘餘ハ原則トシテ轉廢業セシムルモノトス

(2) 設備ハ殘存工場ニ於テ之ヲ利用セシメ新ナル機械類ノ購入ハ認メザルモノトス

(3) 新企業體ハ個人企業、商法上ノ會社又ハ有限會社トスルコト

三、轉廢業資金ノ取扱方法

(一) 廢業セントスル者ニ對シテハ日本縫付布靴工業組合聯合會ニ於テ轉廢業資金ヲ交付スルモノトス

(二) 日本縫付布靴工業組合聯合會ハ前項ノ資金ニ充當スル爲メ商工省ノ承認ヲ得テ殘存企業者ヨリ釀出金ヲ徴シ或ハ借入金ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

四、整備合同ノ實行機關

- (一) 日本縫付布靴工業組合聯合會ニ企業整備委員會ヲ置キ商工省ノ指名スル委員若干名ヲ以テ組織ス
 - (二) 企業整備委員會ハ商工省並ニ地方廳指導ノ下ニ企業整備ノ具體的計畫ヲ立案スルモノトス
 - (三) 企業整備委員會内ニ考查委員會ヲ設置セシメ左ノ事項ヲ處理セシムルモノトス
 - (1) 設備調査
 - (2) 轉廢業資金ノ査定
- 五、完了期日
實施ハ可及的速ナルヲ要ス
結果ハ商工省ニ報告スルモノトス

二十九、帽子生産配給機構整備ニ關スル件

一八織局第三八九號
昭和十八年三月五日

商工省纖維局長
物價局第二部長

西 井

浩

(各府縣知事宛)

帽子生産配給機構整備ニ關スル件

各種纖維製品ノ生産並ニ配給機構整備ニ關シテハ曩ニ一六織局第七二〇九號ヲ以テ及通牒置候處一般國民生活ニ至大ノ關係ヲ有スル一般帽子(勞働用麥稈及經木帽並ニ莫大小製帽子ヲ除ク)ニ關シテモ別紙「帽子生産配給機構整備要綱」ニ依リ之ガ生産、配給機構ヲ再編成シ製品配給ノ圓滑ヲ期スルコトト相成候ニ付テハ右趣旨ニ依リ貴管下關係

業者ヲ指導相成度此段及通牒候也

追テ纖維製品配給消費統制規則ニ依ル指定纖維製品タル布帛帽子以外ノ帽子ニ關スル配給機關ニ付テハ大體右規則ニ依ル配給機關ヲシテ取扱ハシムル豫定ニ有之候條爲念申添候尙昭和十七年五月十四日附一七織局第三〇八六號「輸出布帛雜品關係業者ノ整備ニ關スル件」通牒中ノ帽子類ハ本件會社ノ取扱ニ屬セシムルコトト相成候條可然措置相成度

帽子生産配給機構整備要綱

一、帽子中央製造配給統制株式會社設立

(一) 資本金 〇〇〇萬圓程度トスルコト

(二) 會社ノ出資者ヲ左ノ通トスルコト

(1) 三、(二)ニ依リ設立スル工業組合

(2) 卸賣業者

(3) 製造問屋

(三) 會社ノ業務ハ左ノ通トスルコト

(1) 製品ノ生産計畫ノ設定

(2) 原材料ノ一定購入

(3) 製品ノ製造委託

(4) 製品ノ検査

(5) 製品ノ一手販賣

會社ハ前項ノ業務ヲ爲スニ當リ卸賣業者若ハ製造問屋又ハ工業者ニ會社ノ業務ノ一部ヲ代行セシメ得ルコト

(四) 會社ノ内部機構

會社ノ内部ニ於テハ概ネ左ノ部ヲ設クルモノトスルコト

フェルト帽部、布帛帽部、制帽部、麥稈帽部、ハナマ紙布帽部

二、帽子中央製造配給統制株式會社設立ニ伴フ卸賣業者ノ整備

(一) 卸賣業者ヲ左ニ依リ企業合同セシムルコト

(1) 合同體ハ五〇以下トスルコト

(2) 昭和十二年一月ヨリ昭和十四年六月(以下實績期間ト稱ス)迄ノ販賣實績一ケ年平均一〇〇萬圓ヲ以テ最低單位トスルコト

(二) 卸商聯及卸商組ハ之ヲ解散セシムルコト

(三) 地方卸業者ハ丁號會社ニ參加出資スルコトヲ得ルコト

三、帽子中央製造配給統制株式會社設立ニ伴フ工業者(輸出品專業者ヲ含ム)ノ整備

(一) 工業者ヲ左ニ依リ企業合同セシムルコト

(1) 従來工業組合員ニシテ無設備業者(製造問屋)ハ實績期間ノ一ケ年平均製造實績三〇萬圓以上ニ企業合同セシムルコト

(2) 布帛帽及制帽製造業者(有設備業者)ハミシン臺數三〇臺以上ニシテ業者數五人以上ニ合同セシムルコト

(3) フェルト帽體及フェルト帽ノ一貫作業ノ業者ハカード三〇臺以上ニ合同セシムルコト
(但シフアー帽子ニ付テハ吹付一臺ヲ以テカード五臺ト看做ス)

(4) 從來帽體ヲ購入シ帽子ヲ製造シタルモノ及製造問屋ノ委託ニ依リ帽體ヲ受入レ帽子ヲ製造シタルモノ(何レモ製造ノ過程ニ於テ水壓ヲ使用スルモノ)ハ水壓一〇臺ヲ最低トシテ企業合同セシムルコト

(二) 工業組合ハ全國ヲ地區トスル有設備業者(合同體)ヲ以テ結成セシメ從ツテ既成ノ帽子關係工聯及工組ハ全テ之ヲ解散セシムルコト

工業者中製造店頭小賣業者ハ一七織局第三四七三號通牒ニ依リ措置スルカ又ハ道府縣別纖維製品關係商業組合ニ加入セシムル等道府縣ノ事情ニ依リ適宜指導シ指定纖維製品タル原材料ノ配給ハ全テ地方配給會社ヨリ之ヲ爲スコト

四、統合體ニ參加セズ轉廢業セントスル者ハ會社設立前豫メ各關係組合ニ對シ其ノ旨申出ヅルコト
前項ニ依リ轉廢業シタル者ニ對シテハ轉廢業資金ヲ交付スルコト

三十、特殊鋼配給機構整備ニ關スル件

一八金局第二〇二號
昭和十八年一月十三日

商工省金屬局長 津 田

廣

(各府縣知事宛)

特殊鋼配給機構整備ニ關スル件

特殊鋼ノ配給機構ニ關シテハ曩ニ一元的配給統制機關トシテ特殊鋼販賣株式會社ノ設立ヲ見タル處特殊鋼配給ノ圓滑ト適正ヲ期スルガ爲ニハ其ノ下部機構ヲ整備スルノ要有之更ニ近時ノ情勢ノ進展ニ伴ヒ其ノ取扱數量ノ激減ヲ來シツツアル現況ニ鑑ミルモ指定問屋及特約店ノ整理ヲ實施スルノ要切ナルモノ有之ヲ以テ今般別ニ添附セル要綱ニ基キ特殊鋼配給機構ノ整備ヲ實施致スコトト相成候條右御了知ノ上貴管下特約店ノ選定方左記諸點御留意ノ上可然御配慮相煩度此段及通牒候也尙指定問屋ノ整理ニ關シテハ當局ニ於テ實施致スベキニ付爲念申添候也
追テ本件整備ニ關シ貴廳關係官ト打合セ致シ度候條係官御派遣方相煩度及御依頼候也

記

- 一、本件ノ實施ニ當リテハ特殊鋼協議會ト密接ナル連絡ヲトルコト
- 二、残仔特約店ノ選定ニ當リテハ特殊鋼協議會ト豫メ連絡ノ上中小商工業再編成協議會ニ附議又ハ報告スルコト
- 三、殘存特約店名ハ來ル三月三十一日迄ニ報告ノコト

特殊鋼配給機構整備要綱

第一、方 針

特殊鋼需給情況ノ急激ナル變轉ニ鑑ミ其ノ配給統制ヲ一段ト強化スルト共ニ圓滑且適正ナル配給ニ支障無カラシメシムルガ爲左ノ要領ニ依リ特殊鋼配給機構ヲ整備セントス
右整備ニ當リテハ特殊鋼協議會ヲ參劃セシムルモノトス

第二、要 領

(一) 指定問屋(以下問屋ト稱ス)ノ整備

問屋ハ之ヲ廢止スルコトトシ特殊特約店トシテ存續セシム

- (1) 問屋店舗中本店々舗ノミヲ特殊特約店タラシムルコト
 - (2) 問屋ノ在庫品ハ之ヲ特殊鋼販賣株式會社ニ買取ラシムルコト
 - (3) 問屋ノ倉庫ハ必要ニ應ジ之ヲ特殊鋼販賣株式會社ニ買取又ハ賃貸セシムルコト
 - (4) 問屋ヨリ變リタル特殊特約店ニハ重要産業ニ屬スル特定需要者分ヲ取扱ハシムルコト
- 特定需要者トハ重要産業中ヨリ繼續的ニ計畫生産ヲ爲スベキ需要者ニシテ特ニ指定セラレタルモノトシ其ノ購入スベキモノハ大口ナルト小口ナルトヲ問ハズ特定需要者分トシテ取扱ハシムルコト

二、特約店ノ整理

(一) 配給地區ノ設定

- (1) 全國道府縣ヲ各々一配給地區トス
- (2) 配給地區ヲ當該地區内需要數量ヲ基準トシ左ノ四階級ニ分ツ
 - (イ) 第一階級
東京、大阪及愛知
 - (ロ) 第二階級
廣島、兵庫、神奈川及新潟
 - (ハ) 第三階級
福岡、富山、静岡、石川、京都、山口及北海道

(二) 第四階級

(イ)乃至(ハ)ノ何レニモ屬セザル地區

(三) 配給地區内特約店存置數

配給地區内總取扱數量及一特約店ガ獨立シテ營業ヲ繼續スルニ必要ナル取扱數量等ヲ考慮シ特約店ノ存置數ヲ左ノ通り定ム

(1) 第一階級地區

東京地區

三〇

大阪地區

一五

愛知地區

五

(2) 第二階級地區

各地區共

三

(3) 第三階級地區

各地區共

二

(4) 第四階級地區

各地區共

一

(三) 特約店ノ整理統合ノ方法

- (1) 現存特約店中ヨリ別紙第一殘存特約店選定方針ニ基キ存置スベキ特約店ヲ選定シ爾餘ノ特約店ハ之ヲ整理スルヲ原則トスルモ二以上ノ特約店ノ統合ニ依ル存置ヲ認ムルコトアルモノトス

- (2) 存置セラレタル特約店ハ其ノ所在地ノ屬スル配給地區内ニ於テノミ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ルモノトス
- (3) 整理セラレタル特約店ニ對シテハ別紙第二「轉廢業者ニ對スル補償實施要領」ニ依リ殘存特約店ヨリ共助資金ヲ據出セシメ之ニ交付ス

別紙第一

殘存特約店選定方針

- 一、殘存特約店ハ左ノ條件ヲ具備スルモノナルコト
 - (1) 配給業者トシテ昭和十四年以前ヨリ特殊鋼販賣業ヲ營ミ經營力量ノ充分ナルモノ
 - (2) 誠實勤勉職域奉公ノ精神確固タルモノ
 - (3) 轉廢業者ニ對スル補償金ノ據出ニ堪エ得ルモノ
- 二、殘存特約店選定ニ當リテハ左ノ諸點ニ留意スルコト
 - (1) 支店ハ之ヲ認メザルコト
 - (2) 從來自己經營ノ工場ニ多數ノ鋼材ヲ融通シ居リタルガ如キ者又ハ自己關係ノ工場ニ鋼材ヲ融通スルノ便宜ノ爲メ特約店トナリ居レル者ハ之ヲ除外スルコト
 - (3) 從來統制外品ヲ多量ニ取扱ヒ又ハ統制違反ノ事實アリタル者ハ之ヲ除外スルコト

別紙第二

業者ニ對スル補償實施要領

一、補償サルベキ轉廢業者

特約店ニシテ整理後如何ナル形態ニ於テモ特殊鋼販賣業務ニ携ラザル者ニ限ル

二、補償金額

轉廢業者各店ニ對スル金額ハ昭和十六年十一月ヨリ同十七年十月迄ノ間ニ於ケル特殊鋼(統制外品ヲ除ク)販賣價額ノ二分ニ相當スル金額ノ三倍(三ヶ年分)トス

三、補償金據出方法

補償資金ハ全部殘存特約店ヨリ共助資金トシテ據出セシムルコトトス
右金額ハ殘存特約店ヨリ各々其ノ特約店配給地區(道府縣)内ニ於ケル轉業者ノ共助資金ヲ據出セシムルモノニシテ特約店組合ヲシテ一ヶ年以内ニ其ノ金額ヲ徵收セシム
同一配給地區内ニ殘存特約店二以上アル場合ニ於ケル共助資金據出ノ割合ハ昭和十六年十一月ヨリ同十七年十月迄ノ間ニ於ケル特殊鋼(統制外品ヲ除ク)販賣價格ノ比率ニ依ル
此ノ場合ニ於テハ特約店組合ハ殘存特約店ヲシテ今後三ヶ年間ノ取扱実績ニ依リ負擔ノ公平ヲ期スル爲メ補償金據出額ノ修正ヲ爲スニ必要ナル方法ヲ採ルコトアルモノトス

四、交付方法

轉廢業者ニ對シテハ一ヶ年以内ニ補償金額ヲ一時金トシテ又ハ二回拂ニテ交付スルモノトス

三十一、陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備ニ關スル件

一七七化局第三七六二號
昭和十七年九月二日

商工省化學局長

山

本

茂

(各地方長官宛)

陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備ニ關スル件

今般陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備要綱別紙ノ通決定相成候條可然御取計相成度此段及通牒候也

陶磁器製土木建築用品配給機構整備要綱

- 一、配給統制ヲ行フベキ陶磁器製土木建築用品ハタイル、衛生陶磁、陶管及其ノ他ノ土木建築用品ニシテ特ニ指定セルモノトスルコト
- 二、陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備ノ爲日本陶磁器工業組合聯合會(以下日陶聯ト稱ス)其ノ他ノ關係業者ヲシテ配給統制會社ヲ設立セシムルコト
- 三、配給統制會社ノ組織ハ左記ニ依ルコト
 - (一) 名稱 土木建築陶磁器統制株式會社(假稱)
 - (二) 資本金 壹百萬圓(全額拂込)
 - (三) 株主
 - (1) 陶磁器製土木建築用品ニ付日陶聯ヨリ生産割當ヲ受ケタル所屬組合又ハ所屬組合員
 - (2) 一定ノ取扱額ヲ有スルモノニシテ商工省ノ指示スル卸賣業者(日陶聯、所屬組合及其ノ所屬組合員、若ハ其ノ營業部等ヨリ直接購入セル者)

(3) 日陶聯

(4) 其ノ他商工省ノ指示スルモノ

(四) 出資ノ方法

現金出資トシテ左ノ割合ニ依ルコト

(1) 日陶聯所屬組合又ハ其ノ所屬組合員ノ出資額

資本金ノ二〇%

(2) 商工省ノ指示セル卸賣業者ニシテ一定取扱額ヲ有スル者及其ノ他商工省ノ指示セルモノノ出資額

資本金ノ六〇%

(3) 日陶聯ノ出資額

資本金ノ二〇%

(日陶聯ノ出資額ハ取扱品種ノ追加ニ伴ヒ株主タルベキ(1)及(2)ノ該當者ニ讓渡シ得ルモノトス)

(五) 事業

(1) 會社ハ日陶聯ヨリ陶磁器製土木建築用品ヲ購入シ之ヲ配給スルコト

(2) 會社ハ品種別ニ運賃プール計算ヲ爲スコト

(3) 會社ハ取扱品ノ配給ニ付配給取扱人ヲシテ配給ノ業務ヲ代行セシムルコトヲ得ルコト

配給取扱人ハ會社ニ出資シタル卸賣業者ヲ以テ之ニ當ラシムルコト

(特別ノ理由アルトキハ商工省ノ承認ヲ得テ前項ニ依ラズ之ヲ處置スルコトヲ得ルコト)

四、日陶聯ハ陶磁器製土木建築用品ノ配給機關トシテ土木建築陶磁器統制株式會社（假稱）ヲ指定シ當會社以外ニ販賣セザルコト

五、本會社ハ日陶聯ヨリ購入セル陶磁器製土木建築用品ノ配給ニ付テハ商工省ノ指示ニ依リ小賣業者其ノ團體又ハ需要者ニ販賣スルコト

一七化局第四一五八號
昭和十七年九月十九日

商工省化學局長 山 本 茂

（各地方長官宛）

陶磁器製土木建築用品ノ配給機構整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和十七年九月二日附一七化局第三七六二號ヲ以テ通牒相成候處配給機構整備要綱ニ付別紙ノ通其取扱方ニ關シ日本陶磁器工業組合理事長宛ニ指示相成候條御了知相成度此段及通牒候也

陶磁器製土木建築用品配給機構整備要綱取扱方ニ關スル件

要綱中三ノ（三）株主ノ（四）「其ノ他商工省ノ指示セルモノ」ニハ卸賣業者ノ團體及一定ノ資格ヲ有スル消費地卸賣業者ヲ含ムモノトス

株主タルベキ卸賣業者ノ資格者選定方針

- (一) 實績調査期間ハ自昭和十六年四月一日至十七年三月三十一日一ケ年トス
- (二) 一定取扱額ハ原則トシテ（一）ノ期間ニ於ケル取扱實績額金二萬圓以上トス
- (三) 卸賣業者資格選定ハ左記ニ依ル

(イ) 生産者ニシテ營業部ヲ有スルモノニ對スル卸賣商トシテノ資格ハ消費地ノ卸賣商ニ販賣シタル實績額ニ依ルコト

(ロ) 産地及消費地卸賣業者ハ日本陶磁器工業組合聯合會（以下日陶聯ト稱ス）同所屬組合及其ノ所屬組合員若ハ其ノ營業部ヨリ直接購入シタル實績額ニ依ルコト

(ハ) 消費地卸賣業者ニシテ産地卸賣業者ヨリ購入セル實績算定ニ就テハ兩者ニ於テ協定シ實績ヲ配分日陶聯理事長ニ報告スルコト猶昭和十七年十月十日迄ニ協定成立セズ報告ナキ場合ニ於テハ兩者ノ株主タル資格ハ保留スルコト

(ニ) 産地卸賣業者相互間及消費地卸賣業者相互間ノ取引ハ實績トシテ認メザルコト

(四) 實績額二萬圓以上ノ資格者ナキ主要地區ニ付テハ地域の配給ノ關係ヲ考慮シ特別ニ商工省ノ指示ヲ受ケ實績額二萬圓未滿ノ卸賣業者ヲ株主タルベキ卸賣業者トシテ選定スルコトヲ得ルコト

(五) 實績額二萬圓未滿ノ者其ノ實績ノ讓渡又ハ合併等ニ依リ實績額二萬圓ニ達シタル時ハ株主タルベキ卸賣業者ト爲スコトヲ得ルコト

三十二、陶磁器製焔爐及金屬代替品配給機構整備ニ關スル件

一七化局第三七六一號
昭和十七年九月二日

商工省化學局長 山 本 茂
物價局第二部長 新 井 茂

（各地方長官宛）

陶磁器製焔爐及金屬代替品配給機構整備ニ關スル件

今般陶磁器製焔爐及金屬代替品ノ配給機構整備要綱別紙ノ通決定相成候條可然御取計相成度此段及通牒候也

陶磁器製焔爐及金屬代替品配給機構整備要綱

- 一、陶磁器製焔爐及金屬代替品ノ配給ハ新興陶磁器配給統制株式會社ヲシテ之ヲ行ハシムルコト
- 二、新興陶磁器配給統制株式會社ハ前號事業遂行スル様速ニ定款ヲ變更スルコト
- 三、會社資本金ハ壹百萬圓ニ増資スルコト
- 四、前號増資ニ依ル新株式ハ一定ノ取扱額ヲ有スル卸賣業者ニシテ商工省ノ指示セル者及焔爐及金屬代替品生産者ノ所屬工業組合並ニ卸賣業者ノ團體ニシテ商工省ノ指示セルモノニ割當ツルコト
- 五、會社ハ指定代用品、焔爐及金屬代替品ノ各部門ニ配給取扱人ヲ定メ配給業務ヲ代行セシムルコトヲ得ルコト
- 但シ金屬代替品ニ付テハ配給取扱人ヲ指定セズシテ取扱ハシムルコトヲ得
- 六、會社各部門別ニ運賃プール計算ヲ行フコト
- 七、以上各號ニ依ルノ外本年二月十九日附一七化局第六七五號通牒ニ準據スルコト

三十三、生絲撚絲商業者ノ企業統合ニ關スル件

一七織局第六九二一號
昭和十七年十一月二日

商工省纖維局長 西

川

浩

(日本生絲撚系卸商業組合聯合會理事長宛)

生絲撚絲商業者ノ企業統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ十月二十八日附撚商聯東發第二八號ヲ以テ伺出有之候處右ニ付テハ貴見ノ通承認相成候條了知相成度此段及回答候也

一七織局第六九二一號
昭和十七年十一月二日

商工省纖維局長 西

川

浩

(各地方長官宛)

生絲撚絲商業者ノ企業統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ニ依リ整備統合セシムルコトト相成候條貴管下關係業者ノ統合ニ關シ何分ノ御配慮相煩度此段及依頼候也

生絲撚絲商業者整備統合要綱

第一、統合ノ目的

纖維統制會ノ設立、絹人絹織物製造株式會社ノ創立等ニ伴ヒテ人絹、絹織物ハ全面的計畫製産ノ實施ニ到ラントスル現狀ニシテ既ニ生絲、人造絹絲、綿絲等ノ配給業者モ各々整備統合ヲ完了シ更ニ撚絲ノ部門ニ於テモ工業者ノ整備統合モ亦完成ノ域ニ進捗セル今日絹撚絲ノ配給ニ關シテモ更ニ飛躍的ナ統制ノ段階ニ入ラントスル現狀ニ鑑ミ是等ノ諸狀勢ニ對處シ本會ニ於テハ撚絲商業者ヲ本要項ニ依リ整備統合ノ上絹撚絲ノ集荷配給ノ完璧ヲ期セントス

第二、統合ノ方法

統合ハ左ニ依リ之ヲ行フコト

- (イ) 撚絲商業者ニシテ絹撚絲ノ取扱數量一ヶ月平均ニ、五〇〇貫以上ニシテ本會内ニ設置スル企業整備委員會(以下單ニ委員會ト稱ス)ノ承認ヲ受ケタルモノ
- (ロ) 其ノ地區一圓ヲ統合スルモ右ノ統合基準數量ニ達セザル場合ハ委員會ニ於テ適當ニ處置スルコト
- (ハ) 單獨業者ニシテ一ヶ月平均取扱數量ニ、五〇〇貫以上ノモノニシテ統合ヲ要セザル場合ト雖モ前項ノ委員會ノ承認ヲ受ケルコト

第三、統合ノ場合ノ實績査定及査定基準

撚絲商業者ノ實績確認ニ關シテハ本會ノ調査資料ニ依リ左ニ定ムル基準ニ基キ委員會ニ於テ所屬組合別並ニ組合員別ノ實績ヲ定ムルモノトス

而シテ實績査定ノ期間ハ昭和十六年十月ヨリ昭和十七年九月末日ノ一ヶ年間トス

- (1) 撚絲工業者ヨリ買付ヲ爲シタルモノハ其ノ數量ノ四〇%トスルコト
- (2) 工業者ニ對シ撚生絲割當票ト引換ヘニ販賣シタルモノハ其ノ數量ノ六〇%トスルコト
- (3) 撚絲商業者ヨリ買入タル絹撚絲ヲ他ノ撚絲商業者ニ販賣シタル場合ハ其ノ數量ノ一〇%トスルコト

第四、統合ノ形態

統合體ノ組織ハ株式會社、有限會社、申合組合、匿名組合等トスルモ出來得ル限り鞏固ナルモノトスルコト

第五、期限

統合ノ期限ハ昭和十七年十一月末日迄

右期日迄ニ統合完了セザル業者ニ對シテハ購入證發行ノ停止並ニ期間經過撚絲處理傳票ニ依ル取引ヲ禁止スルモノ

トス

三十四、布帛製品關係業者ノ企業整備ニ關スル件

一七織局第六六一二號
昭和十七年十月二十六日

商工省纖維局長 西 川 浩

(各地方長官宛)

布帛製品關係業者ノ企業整備ニ關スル件

今般布帛製品中央製造配給統制株式會社ヨリ纖維製品配給機構整備要綱ニ基キ同社ノ業務ヲ代行スベキモノノ企業整備ヲ別紙要綱ニ依リ實施致度旨申請有之候處別段支障無之モノト被認ニ付別紙寫ノ通指示致置候條御了知ノ上貴管下該當者ノ整備ニ付可然御配意相煩度此段及通牒候也

一七織局第六六一二號
昭和十七年十月二十六日

商工省纖維局長 西 川 浩

(布帛製品中央製造配給統制株式會社專務取締役宛)

布帛製品關係業者ノ企業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ昭和十七年九月五日附中帛總發第二五九號ヲ以テ申請相成候處右ハ申請ノ通承認相成候條了知相成度此段及通牒候也

追而右企業整備實施ニ當リテハ十分關係道府縣當局ト連絡ノ上措置相成度申添候

中帛會社代行者ノ企業整備要綱

中帛會社業務代行ノ統合體加入資格要綱

- 一、中帛會社業務代行ノ企業統合體ニ加入シ得ル者ト加入シ得ザル者トヲ左ノ通り區分ス
- 二、東京・大阪・愛知・京都・神奈川・兵庫ノ六府縣ニ於テ業務代行ノ統合體ニ加入シ得ル者ノ資格左ノ如シ
 - (1) 布帛製品ノ製造及卸賣ヲ兼業セル者竝ニ製造業者ノ實績ヲ有スル者
 (自己ノ計算ニ於テ製造ヲナシ小賣商「百貨店ヲモ含ム」竝ニ卸商ニ販賣ヲナセル者、自己ノ工場ニ於テ製造セル者モ他人ノ工場ニ製造委託セル者モ含ム)
 - (2) 布帛製品ノ卸賣實績ヲ有スル者
 (製造業者又ハ卸商ヨリ仕入レタル製品ヲ小賣商「百貨店ヲ含ム」又ハ卸商ニ販賣セル者)
 - (3) 布帛製品ノ製造問屋トシテノ實績ヲ有スル者
 (原料・附屬品ノ買入ヲナシ他人ノ工場ニ製造委託シ其ノ製品ヲ卸商ニ販賣セルモノ)
- 三、東京・大阪・愛知・京都・神奈川・兵庫ノ六府縣ニ於テ業務代行ノ統合體ニ加入シ得ザル者左ノ如シ
 - (1) 布帛製品ノ受託製造業者
 (他人ヨリ原料ノ支給ヲ受ケ賃加工ニテ製造受託ヲナセル者)
 - (2) 布帛製品ノ地方卸業者
 (自己ノ所在セル府縣内ノ小賣商「百貨店ヲ含ム」ニノミ卸賣ヲナセル者)
 右ノ内(1)ノ實績所有者ハ工業組合ニ加入ヲナシ(2)ノ實績所有者ハ地方配給會社ニ加入ヲナスモノトス

四、六府縣以外ノ道府縣ニ於テ業務代行ノ統合體ニ加入シ得ル者ノ資格左ノ如シ

- (1) 布帛製品ノ製造及卸賣ヲ兼業セル者竝ニ製造業者ノ實績ヲ有スル者
 (自己ノ計算ニ於テ製造ヲナシ小賣商「百貨店ヲ含ム」竝ニ卸商ニ販賣ヲナセル者、自己ノ工場ニ於テ製造セル者モ他人ノ工場ニ製造委託セル者モ含ム)
 - (2) 布帛製品ノ製造問屋トシテ實績ヲ有スル者
 (原料・附屬品ノ買入ヲナシ他人ノ工場ニ製造委託シ其ノ製品ヲ卸商ニ販賣セル者)
 - (3) 自己所屬ノ道府縣内ニ於ケル製造業者ヨリ買入レ卸賣實績ヲ有スル者
 (自己所屬ノ道府縣内ニ於テ製造セラレタル製品ヲ製造業者ヨリ仕入レ卸賣ヲナセル者)
- 五、六府縣以外ニ於テ業務代行ノ統合體ニ加入シ得ザル者左ノ如シ
- (1) 布帛製品ノ受託製造業者
 (他人ヨリ原料ノ支給ヲ受ケ賃加工ニテ製造受託ヲナセル者)
 - (2) 布帛製品ノ地方ニ於ケル卸業者
 (自己ノ所屬ノ道府縣以外ノ製造業者ヨリ仕入レタル製品ヲ卸賣セル者及卸商ヨリ仕入レタル製品ヲ卸賣セル者)
 - (3) 布帛製品ノ地方卸業者
 (自己ノ所在セル道府縣内ノ小賣商「百貨店ヲ含ム」ニノミ卸賣ヲナセル者)
- 六、前各項中左ノ各實績ニ就テハ其ノ實績ニ從ヒ別個ノ所屬團體(中帛會社・地配會社)ニ加入スルモノトス

(六府縣以外ノ場合)

第四項中ノ(イ)自己所屬ノ道府縣内ニ於ケル製造業者ヨリ仕入レタル卸賣實績ト第五項中ノ(ロ)・(ハ)布帛製品ノ地方ニ於ケル卸賣業者ノ實績

但シ六府縣ノ場合第二項中ノ(ロ)布帛製品ノ卸賣實績ヲ有スル者竝ニ(イ)布帛製品ノ製造卸兼業者ノ實績ト第三項中ノ(ロ)布帛製品ノ地方卸業者ノ實績ヲ兼ネタル者ニ就テハ右全實績ヲ中帛會社加入資格ト認ムルモノトス

七、前各項ノ資格者ト雖モ實績確定額(比率換算決定額)五千圓未滿ノモノハ統合體ニ加入スル資格ナキモノトス
中帛會社業務代行ノ企業統合要綱

一、中帛會社ノ業務代行ヲナスベキ企業合同ニ關シテハ内地實績竝ニ輸出實績トニ區分シ各々別個ニ其ノ統合ヲナスモノトス

二、統合體ノ組織ハ會社法及有限會社ニヨル法人若クハ民法上ノ任意組合ニヨルモ任意トス

三、統合體ノ構成員ノ員數統合體ノ構成員數ハ中核體ヲ加ヘテ三名以上トス

内地ノ部

四、内地實績所有者ノ企業統合體ノ結成ニ關シ統合基本額ヲ東京・大阪・愛知・京都・神奈川・兵庫ノ六府縣ニアリテハ昭和十三年度實績確定額(布帛製品「第四類」實績調査委員會ニ於テ實績比率換算決定額)百萬圓以上ニ統合セシムルモノニシテ右以外ノ府縣ニアリテハ原則トシテ一府縣内ニ一統合體ヲ結成セシメ統合基本額ヲ定メザルモ當該府縣内ニ於テ實績額僅少ナル場合ハ隣接府縣ノ統合體ト合同セシムルモノトス
但シ右六府縣ニ於テネクタイ竝ニシヨールノ業種ニアリテハ實績比率換算確定額五十萬圓以上ニ統合セシムルモノ

ニシテ室内裝飾竝ニ衛生白衣及雜品ノ業種ニアリテハ其ノ統合金額ヲ定メザルモ中帛會社ニ於テ決定スルモノトス

右六府縣以外ノ場合ト雖モ中帛會社ニ於テ時ニ必要ト認メタル場合ハ一以上ノ統合體ヲ指定スル事アルベシ

五、前項ノ企業統合體ヲ結成スル場合ノ中核者トナルベキ資格ヲ左ノ通り定ム

(1) 東京・大阪ニアリテハ昭和十三年度實績比率換算決定額二十五萬圓(ネクタイ・シヨールノ業種ニアリテハ十萬圓)以上愛知・京都・神奈川・兵庫ニアリテハ實績比率換算決定額十五萬圓以上ヲ有スル者ニシテ使用店舗(中帛會社ノ業務代行ニノミ使用スベキ)七十坪以上ヲ有シ其ノ他中帛會社統合體トシテノ人的・物的資源ヲ備ヘタル者

但シ右店舗ノ坪數ニ關シテハ中帛會社ニ於テ特ニ認メタル場合ハ七十坪以内ニ於テモ指定スル事アルベシ

(2) 右六府縣以外ノ府縣ニアリテハ中帛會社ニ於テ當該府縣廳ト協議ノ上中核者ノ指定ヲナスモノトス

但シ右六府縣ノ場合ト雖モ特殊ノ業種(室内裝飾・衛生白衣・雜品等)ニ於テ中帛會社ノ必要ト認メタル場合ハ右基本額以下ニ於テモ指定ヲ爲ス事アルベシ

(3) 右店舗ノ坪數ハ中核者ガ昭和十六年十月十四日以前ヨリ使用中ノモノニ限ルモノトス

六、統合體ヲ結成スルニ當リ統合ヲナスベキ實績ノ品種別分類ヲ大要左ノ通り定ム

第一分類 肌着・ワイシャツ・婦人子供服・エフロン・割烹着・運動被服

第二分類 衛生白衣

第三分類 ハンカチーフ

第四分類 室内裝飾

第五分類 ネクタイ

第六分類 シヨール

第七分類 フート生地製品

第八分類 雜品

輸出ノ部

七、輸出実績所有者ノ企業統合体ノ結成ニ關シ統合基本額ハ昭和十四年度実績確定額五十萬圓以上ニ統合スルコト

八、前項ノ企業統合体ヲ結成スル場合ノ中核トナルベキ資格ヲ左ノ通り定ム

(1) 昭和十四年度実績確定額十萬圓以上ヲ有スル者ニシテ使用店舗(中帛會社ノ業務代行ニノミ使用スベキ)三十坪以上ヲ有シ其ノ他中帛會社統合体トシテノ人的・物的資源ヲ備ヘタル者

(2) 右店舗ノ坪數ハ中核者ガ昭和十六年十月十四日以前ヨリ使用中ノモノニ限ルモノトス

内地・輸出共通事項

九、企業統合ニ關シ中帛會社ニ於テ整備委員會ヲ設置シ統合ニ關スル指導斡旋ヲナスモノニシテ委員會ヲ經テ中帛會社ノ取締役會ニ於テ其ノ決定ヲナスモノトス

右ノ場合委員會ハ業者ノ統合ニ關スル自由意志ヲ尊重スルモノニシテ主トシテ統合困難ナル者ノ指導斡旋スルヲ目的トス

整備委員會ハ中帛會社ノ役員ヲ以テ構成シ委員長ハ中帛會社ノ専務之ニ當ル

十、企業統合ヲナス場合ノ実績ハ同一府縣内ノ実績ヲ以テ統合スルモノトス

但シ本支店ノ場合一方ニ於テ布帛製品ノ取扱ヲ廢止シタル場合ニ限り其ノ実績ノ統合ヲ認ムルモ中核者トシテノ資格実績額ニ對シテハ之ガ加算ヲ認メザルモノトス

十一、代行人ハ其ノ実績額(実績比率換算決定額)ノ割合ヲ以テ中帛會社ニ出資スルモノトス

十二、統合体結成ノ時期統合承認開始ハ昭和十七年八月十五日トシ昭和十七年九月十五日マデニ統合ノ完了ヲナシ中帛會社ニ其ノ旨届出ヲナスモノトス

但シ輸出業者ニアリテハ実績決定後直ニ統合ヲ開始シ昭和十七年八月十五日マデニ統合ノ完了ヲナシ中帛會社ニ届出ヲナスモノトス

布帛製品(第四類) 実績比率換算要綱

一、布帛製品(第四類)ノ実績調査ヲナスニ當リ其ノ取扱業者ノ業態ノ種別ヲ左ノ通り分類スルモノトス

(製造業者) (1) 製造業者ヨリ——卸賣業者へ販賣

(自己ノ計算ニ於テ製造セル製品ヲ卸賣業者ニ販賣セルモノ)

(製造卸兼業者) (2) 製造業者ヨリ——小賣業者へ販賣

(自己ノ計算ニ於テ製造セル製品ヲ小賣商及百貨店ニ販賣セルモノ)

(卸賣業者) (3) 他ヨリ仕入レ——小賣業者へ販賣

(他人ヨリ仕入レタル製品ヲ小賣商及百貨店ニ販賣セルモノ)

(仲間賣卸賣業者) (4) 他ヨリ仕入レ——卸賣業者へ販賣

(他ヨリ仕入レタル製品ヲ卸賣業者ニ販賣セルモノ)

(輸出製造業者) (5) 製造業者ヨリ——輸出商へ販賣

(自己ノ計算ニ於テ製造シタル製品ヲ第三國向輸出商へ販賣セルモノ)

二、前項ノ業態ノ種別ニ依リ分類シタル実績額左ノ比率ヲ以テ換算ノ上実績額ノ決定ヲナスモノトス

- (1) 整帛業者ノ卸商へノ販賣実績 九〇%
- (2) 製造業者ノ小賣商へノ販賣実績 一二〇%
- (3) 他ヨリ仕入レ小賣商へノ販賣実績 一〇〇%
- (4) 他ヨリ仕入レ卸商へノ販賣実績 四〇%
- (5) 製造業者ノ輸出商へノ販賣実績 九〇%

右以外ノ受託業者ノ加工実績及原材料ノ賣買実績ハ之ヲ認メザルモノトス

三、前項ノ比率換算ヲナスニ當リ其ノ基本額ヲ製造業者及卸賣業者共ニ販賣額ト定ム

四、右実績額中本支店間ノ賣買実績ハ之ヲ認メザルモノトス

布帛製品(第四類)製造業者並ニ卸賣業者ニ對スル轉廢業資金交付要綱

一、昭和十三年度ノ布帛製品(第四類)ノ卸賣実績及製造実績ヲ有シ昭和十六年十月十四日迄營業ヲ繼續セシモノニシテ中帛會社ニ轉廢業ノ届出ヲ爲セル者ニ對シ中帛會社ヨリ別項所定ノ轉廢業資金ヲ交付スルモノトス

二、轉廢業資金交付ノ基準ハ平等割及実績割ノ二本建トス

三、平等割交付金ハ第一項ニ該當スル轉廢業者一名ニ對シ左ノ等級ニヨリ交付スルモノトス

昭和十三年度実績確定額(布帛製品実績調査委員會ニ於テ實比率換算決定額)

- (1) 五千圓以上ノ実績ヲ有スル者一人ニ付キ五百圓ヲ交付ス
- (2) 五千圓未満ノ実績ヲ有スル者ニ就テハ実績額千圓ニ付キ百圓ノ割合ヲ以テ交付ス
但シ千圓未満ノ端數ノ金額ハ之ヲ切捨ツルモノトス

四、実績割交付金ハ第一項ニ該當スル轉廢業者ニ對シ左ノ率ヲ以テ交付スルモノトス

昭和十三年度実績確定額ニ對シ

- (1) 五萬圓以下ノ金額 百分ノ十
- (2) 五萬圓ヲ超エ二十萬圓以下ノ金額 百分ノ九
- (3) 二十萬ヲ超エ五十萬圓以下ノ金額 百分ノ八
- (4) 五十萬圓ヲ超エル金額 百分ノ七

但シ右交付金ハ中帛會社ニ昭和十七年十月末日迄ニ届出ヲナセル轉廢業者ニノミ交付スルモノニシテ昭和十七年十一月一日ヨリ昭和十七年十二月末日迄ニ届出ヲナシタル者ニ對シテハ実績割交付金ハ実績額ノ如何ニ不拘百分ノ五ノ率ヲ以テ交付スルモ平等割交付金ハ之ヲ交付セザルモノトス(出征中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ)

五、第一項ニ該當スル轉廢業者ニ對シ右平等割及実績割交付金ヲ交付スルモノトス

但シ製造業者ニシテ工業組合ニ加入シ販賣実績ノミヲ廢業スル場合又ハ内地、輸出ノ実績ヲ兼有セル者ニシテ何レカ一方ヲ廢業スル場合ハ平等割交付金ヲ交付セザルモノトス

右交付金ハ轉廢業届出後六ヶ月以内ニ其ノ全額ヲ一時拂ヲ以テ交付スルモノトス

- 六、中帛會社ヨリ交付スベキ轉廢業資金ハ中帛會社ノ轉廢業資金特別會計金ヲ以テ之ニ充當シ直接轉廢業者ニ對シ現金又ハ國債ヲ以テ交付スルモノトス
 - 七、轉廢業資金ハ當局ノ斡旋ニヨリ中帛會社ニ於テ國民更生金庫及其ノ他ノ金融機關ヨリ借入ヲナシ中帛會社轉廢業資金特別會計金ヨリ年賦ヲ以テ逐次之ヲ償却スルモノトス
 - 八、中帛會社ノ轉廢業資金特別會計金ハ中帛會社ノ取扱手數料中ヨリ一定率ヲ定メ其ノ積立ヲ爲スモノトス
 - 九、中帛會社ハ統合體ヨリ轉廢業者ニ對スル共助金トシテ其ノ統合體ノ保有スル確定實績額ノ千分ノ一ヲ釀出セシメ之ヲ會社ノ轉廢業資金特別會計金ニ繰入ルモノトス
 - 十、中帛會社ニ於テ承認セル統合體ノ加入者ニシテ後日轉廢業ヲ希望シ其ノ旨ヲ昭和十七年十二月末日迄ニ届出ヲナシタル者ニ對シテハ實績確定額ノ百分ノ五ニ相當スル轉廢資金ヲ交付スルモ平等割交付金ハ之ヲ交付セザルモノトス
- 右ノ場合其ノ統合體ノ統合實績額中ヨリ轉廢業者ノ實績額ヲ控除スルモノトス

附 則

- 一、統合體ノ組織ハ會社法及有限會社法ニヨル法人若クハ民法上ノ任意組合ニヨルモ任意ニシテ資本金ハ統合金額一〇〇—一五〇萬圓ニ付約一五—二〇萬圓程度ヲ妥當ト認ム
- 二、統合體構成ニ際シ新シク前條ノ法人等ヲ設立スル場合其ノ出資者ハ實績ヲ持寄リタル統合分子ヲ原則トス但シ右統合分子ト同一戸籍内ニアル者及統合分子タル主家ニ勤続五ヶ年以上ノ従業員ハ之ヲ認ムルモノトス
- 三、昭和十六年十月十四日以降ニ於テ國家總動員法違反、其ノ他ノ經濟違反ノ判決確定セル者ハ統合體ノ中核者タル

資格ヲ認メズ尙昭和十六年十月十三日以前ニ於テ屢々右法等ニ違反シタモノニツイテモ亦同ジ

- 四、昭和十七年四月十一日以降ニ於テ右法等ノ違反ニ依リ起訴セラレタル統合體ノ構成分子ニ對シテハ別ニ定ムル規定ニ基キ該構成分子ノ實績額ニ對スル取扱割當ノ停止又ハ削減ヲナスモノトス
 - 五、昭和十三年度以外ノ實績ヲ所有スル特殊事情者ハ原則トシテ統合體ノ中核者トナリ得ヌモ特殊事情者ガ出征中ナル場合ハコノ限りニアラス
 - 六、シヨール、ネクタイノ統合體ノ坪數ハ五〇坪トス
 - 七、衛生白衣、體育被服、ハンカチーフ等ニシテ地方ニ依リ僅少ナル實績ナルトキハ之ヲ他ノ業種ニ統合セシムルモノトス
 - 八、實績調査進捗狀態ヨリ推シテ統合承認開始ハ昭和十七年九月十五日、同締切ハ同年十月十日トス
- 注意事項
- 統合結成後ニ於テ中核者ガ經濟違反ニ依リ起訴セラレタル場合ハ該統合體全部ノ實績額ニ對スル取扱割當ハ別ニ定ムル規定ニ基キ停止又ハ削減スルモノトス
- 又構成分子ガ經濟違反ニ依リ起訴セラレタル場合ハ該構成分子ノ實績額ニ對スル取扱割當ハ別ニ定ムル規定ニ基キ停止又ハ削減スルモノトス

三十五、土木建築業關係職別工事業ノ統制機構整備ニ關スル件

一八企局第四一八號
昭和十八年二月八日

商工省企業局長

豐

田

雅

孝

(各地方長官宛)

土木建築業關係職別工事業ノ統制機構整備ニ關スル件

土木建築業關係職別工事業ノ統制機構ヲ整備シ土木建築業ノ統制運営ニ資スルコトハ喫緊ノ要務ナルヲ以テ今般紙要綱ニ依リ之ガ整備ヲ圖ルコトト相成候ニ付テハ左記事項御了悉ノ上至急之ガ實施方御取計相成度此段及通牒候也
追而整備實施案ニ付テハ一應當省ニ打合相成度尙當省ノ承認ヲ經タル實施案ノ實施ニ伴フ工業組合法又ハ同法施行規則ニ關スル訓令第三條又ハ第五條ニ依ル打合ハ之ヲ省略相成差支無之ニ付可然措置相成度

記

- 一、別紙要綱ニ基キ整備セラレタル組合ノ聯合組織ニ付テハ追而指示相成ル豫定ナルコト
- 二、綜合請負ヲ營ム者ト雖モ土工事業、鳶業若ハ手傳業又ハ大工工事業等ヲ併セ營ム者ハ道府縣土木建築工業組合ヲ脱退シ夫々別紙要綱ニ基キ整備セララルル組合ニ加入セシムルコト
- 三、別紙要綱第五第二項ノ會社ノ設立ニ付テハ豫メ當省ニ打合ヲ爲スコト
- 四、瓦工事業ニ付テハ昭和十七年六月二十九日附一七化局第二八一八號商工省化學局長及物價局長官通牒「粘土瓦ノ統制ニ關スル件」ノ趣旨ニ依リ工業組合ヲ設立スルコト尙スレト工事業ニ付テモ同趣旨ニ依リ措置スルコト
- 五、鋸工事業ニ付テハ既ニ道府縣別ニ亞鉛鐵板加工ニ關スル工業組合存スル場合ニ於テハ必要ニ應ジ之ヲ改組改稱セシメ別紙要綱ノ組合トスルコト

六、木製建具嵌込工事業及家具裝飾工事業ニ關シ昭和十七年六月五日附一七化局第二四八二號商工省化學局長及同振興部長通牒「木製品ニ關スル工業組合ノ整備ニ關スル件」ニ依リ整備セラレタル工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト

七、塗裝業、疊業、電氣配線工事業、配管設備工事業ニ付テハ既存ノ道府縣別ノ工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト
ト尙塗裝工事業ニ付テハ組合内ニ建築塗裝部會ヲ設クルコト

八、保温保冷工事業ニ付テハ既存ノブロック別ノ工業組合ハ之ヲ統合セシメテ全國一圓ノ工業組合ト爲シ之ヲ別紙要綱ノ組合トスルコト

九、築爐工事業ニ付テハ既存ノ内地一圓ノ工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト

土木建築業關係職別工事業統制機構整備要綱

- 一、土木建築業關係工事業者ハ原則トシテ別記職種別ニ工業組合ヲ結成セシムルコト
- 二、地方ノ事情ニ依リ別記職種ノ二以上又ハ別記職種ト別記職種以外ノ職種トヲ兼營スルヲ通常トスル場合ニ於テハ前項ニ拘ラズ此等二以上ノ業ヲ包括シテ之ニ付一ノ工業組合ヲ結成セシメ得ルコト
- 三、當該工事業ノ性質上又ハ地方ノ事情ニ依リ當該工事業ニ於テ使用スル資材ノ製造業又ハ販賣業ヲ兼營スルヲ通常トスル場合ニ於テハ前二項ニ拘ラズ此等ノ製造業又ハ販賣業ト當該工事業ヲ包括シテ之ニ付一ノ工業組合又ハ商業組合ヲ結成セシメ得ルコト
- 四、組合ノ地區ハ原則トシテ道府縣一圓トスルコト
- 五、組合員タル者ノ資格ハ地區内ニ營業所ヲ有シ昭和十六年十二月三十一日以前ヨリ引續キ營業トシテ工事ノ引受ヲ

爲ス當該職種ノ工事業者トシ右資格ヲ有スル者ハ總テ組合ニ加入セシムル様努ムルコト
前項ノ工事業者ハ之ヲ市、區、郡又ハ町ノ單位ニ會社ヲ設立シ又ハ工業小組合ヲ結成セシメ組合ニ參加セシメ得ル
コト

六、組合ノ事業ハ概ネ左ノ通トスルコト

- (イ) 工事ノ共同引受
 - (ロ) 組合員ニ對スル工事ノ配分其ノ他工事ノ引受ニ關スル統制
 - (ハ) 工事ニ要スル資材ノ共同購入又ハ調達ノ斡旋
 - (ニ) 工事業用機械器具又ハ從業者用品類ノ共同購入
 - (ホ) 組合員所屬勞務者ノ調達、配分、相互融通又ハ養成
 - (ヘ) 請負料又ハ賃銀ノ協定
 - (ト) 當該工事業ノ整備
 - (チ) 技術ノ向上、能率ノ増進、經營ノ改善其ノ他組合員ノ工事業ノ發達ニ關スル施設
 - (リ) 其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 七、二及三ノ場合其ノ他必要アル場合ニ於テハ適宜業態別ノ部會ヲ設ケ事業遂行ノ圓滑ヲ期スルコト

(別記) 職 種

- 一 土工事業 土木建築人夫供給業ヲ含ム
- 二 薦業又ハ手傳業

- 三 特殊コンクリート工事業 特殊コンクリート造基礎、コンクリート造煙突ノ類ノ築造工事業ヲ謂フ
- 四 大工工事業
- 五 鐵筋工事業 鐵網張工事業ヲ含ム
- 六 鐵骨工事業 鐵物取付工事業及熔接工事業ヲ含ム
- 七 煉瓦及タイル工事業 アラカッタ工事業及人造セメントブロック製品ノ貼付工事業ヲ含ム
- 八 石工事業 人造ブロック製品ノ組積工事業ヲ含ム
- 九 銘石及擬石工事業 大理石、抗火石ノ類ノ薄板又ハ人造ブロック製品ノ貼付工事業ヲ謂フ
- 十 柿板葺工事業
- 十一 瓦工事業 セメント瓦工事業及厚型スレート工事業ヲ含ム
- 十二 スレート工事業 天然スレート工事業及石綿スレート工事業ヲ謂フ
- 十三 防水工事業
- 十四 鋳工事業 ペンチレーター工事業及スカイライト工事業ヲ含ム
- 十五 金屬製建具取付工事業
- 十六 木製建具嵌込工事業
- 十七 硝子工事業 硝子クリーニング業ヲ含ム
- 十八 左官工事業 チラゾー塗仕上工事業及小舞工事業ヲ含ム
- 十九 塗裝工事業 漆塗工事業ヲ除ク

- 二十 漆塗工場
- 二十一 經師工事業
- 二十二 疊業
- 二十三 家具裝飾工事業
造作家具工事業ノ外フロアリング工事業、カーテン、暗幕又ハブラインド取付
工業事ヲ含ム
- 二十四 電氣配線工事業
- 二十五 配管設備工事業
- 二十六 保溫保冷工事業
- 二十七 築爐工事業
- 二十八 鋪裝工事業
- 二十九 造園業
植木業ヲ含ム

三十六、貨物自動車運送事業ノ統合ニ關スル件

〔監自一發第五七號ノ一
昭和十七年十二月二十八日

鐵道省監理局長 佐藤榮作

依命通牒
(各府縣知事宛)

戰時陸運非常體制ノ一環トシテ貨物自動車輸送能力ノ強化ヲ圖ル爲別紙要綱ニ依リ貨物自動車運送事業ノ統合ヲ實施スルコトト相成候ニ付テハ鐵道局其ノ他關係各廳ト連絡ノ上事業組合及事業者ヲ指導督勵シ可及的速ニ完了スル様特段ノ御配意相煩度

追而鐵道局長、逓信省郵務局長及全國貨物自動車運送事業組合會長宛別紙之通通牒致置候

〔監自一發第五七號ノ四
昭和十七年十二月二十八日

監理局長 佐藤榮作

(各鐵道局長宛)

依命通牒

戰時陸運非常體制ノ一環トシテ貨物自動車輸送能力ノ強化ヲ圖ル爲貨物自動車運送事業ノ統合ヲ實施スルコトト相成別紙寫ノ通依命通牒致置候條本件實施ニ關シ關係道府縣ト緊密ナル連絡ヲ保持シ統合完成ヲ促進スル様配慮相成度
追而逓信省郵務局長及全國貨物自動車運送事業組合會長宛別紙ノ通通牒致置候

〔監自一發第五七號ノ五
昭和十七年十二月二十八日

鐵道省監理局長 佐藤榮作

(全國貨物自動車運送事業組合聯合會會長宛)

戰時陸運非常體制ノ一環トシテ貨物自動車輸送能力ノ強化ヲ圖ル爲貨物自動車運送事業ノ統合ヲ實施スルコトト相成別紙寫ノ通地方長官、鐵道局長及逓信省郵務局長宛通牒致置候條貴會ニ於テモ道府縣事業組合及事業者ヲシテ本統合ノ趣旨ヲ體シ關係官廳ノ指示ニ從ヒ出來得ル限り速ニ本統合ヲ完成スルニ努メシムル様指導相成度

〔監自一發第五七號ノ七
昭和十七年十二月二十八日

(逓信省郵務局長宛)

貨物自動車運送事業統合ニ關シ別紙寫ノ通地方長官、鐵道局長及全國貨物自動車運送事業組合聯合會會長宛通牒致
置候條御了知相成度

(別紙)

貨物自動車運送事業統合要綱

第一方 針

戰時陸運非常體制ノ一環トシテ貨物自動車運送事業ノ輸送統制ノ徹底ヲ圖ルト共ニ鐵道輸送及小運送トノ連繫ヲ強
化シ以テ陸運綜合能力ノ最高度發揮ヲ期スル爲事業ノ統合ヲ實施ス

第二要 領

一、統合基準

(一) 區域事業

- (イ) 交通ノ實情ニ基キ道府縣ヲ數個ノ地區ニ分チ一地區一事業者ヲ原則トシ統合ヲ行フ
- (ロ) 京濱、京阪神地方等ノ特殊地帯ニシテ前號ノ原則ニ依リ難キトキハ一地區ニ二事業者以上ノ存立ヲ妨ゲザ
ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ左ニ依ルモノトス
- (1) 事業體ハ統合後ノ運營ヲ考慮シ出來得ル限り大規模且強力ノモノヲラシムルコト

(2) 統合ニ當リテハ車庫、營業所等ノ配置、取扱貨物ノ特殊性等ヲ考慮シ統合後ノ輸送統制ヲ圓滑ナラシム
ル如ク措置スルコト

(二) 區間事業

同一又ハ近接區間ニ於ケル事業ハ原則トシテ一事業者ニ統合シナルベク區域事業者中適當ナルモノヲシテ之ヲ
兼營セシムルコト
尙關東地方、京阪神地方及中京地方ノ主要區間ニ於ケル事業ハ關係各府縣協議ノ上各地方毎ニ適當ナル事業者
ニ統合スルコト

二、統合ノ方法

(一) 地方ノ實情ニ即シ適當ナル統合主體ヲ選定シ之ニ對スル事業ノ讓渡、出資又ハ會社ノ合併ノ方法ニ依ルヲ原
則トスルモ適當ナル統合主體ナキ場合ニ於テハ新會社設立ノ方法ニ依リ得ルモノトス

(二) 統合ノ際ノ事業資産評價ハ別ニ定ムル評價基準ニ依ル

三、特定ノ用ニ供スル貨物自動車

- (一) 小運送用自動車
- (イ) 小運送遂行ニ必要ナル最低限度ノ車輛ハ小運送業者ニ於テ之ヲ保有シ得ルコトトシ原則トシテ統合ヨリ除
外ス
- (ロ) 統合ニ參加セシムル場合ニ於テハ統合體ノ資本、組織、人的構成等ニ付テ特段ノ措置ヲ講ジ小運送ト區域
事業トノ調整ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(ハ) 小運送用自動車ノ取扱ニ付テハ關係鐵道局長ト緊密ナル連絡ヲ取ルコト
(ニ) 郵便運送用自動車

(イ) 主要地區(追而指示ス)ニ於ケル運送用自動車ハ之ヲ日本郵便運送會社ニ於テ之ヲ吸收スルコトトシ右以外ノ地區ニ於テハ原則トシテ地區別統合ニ參加セシムルコト

(ロ) 統合ニ關シテハ關係逓信局長ト充分連絡スルコト

四、自家用車

一般自家用車ハ輸送能率發揮上支障ナシト認メラルル場合ニ於テハ之ヲ本統合ヨリ除外スルヲ得ルモノトス
重要工場鑛山等ニ於テ其ノ生産増強ヲ確保スル爲繼續且大量ニ原料、製品等ヲ輸送スル場合ニ於テハ所要臺數ヲ限リ輸送ノ實情ニ應ジ自家用貨物自動車ノ保有ヲ爲シ得ルモノトス

五、統合後ノ運営方針

(一) 事業組合ヲシテ統合完成後ノ實情ニ即シ適切且徹底セル輸送統制ヲ行ハシムルコト
統合後ノ輸送統制方針ニ付テハ追而之ヲ指示ス

(二) 新統合體ニ付テハ極力經營ノ合理化ヲ圖ラシムルト共ニ運賃料金ヲ適正ナラシムル様指導スルコト

第三 注意事項

一、統合地區及區間ノ決定、統合主體ノ選定、其ノ他主要ナル事項ニ關シテハ豫メ省ニ稟伺スルコト
統合地區並ニ關東地方、京阪神地方及中京地方ノ區間事業統合要領ニ付テハ省ニ於テ參考案ヲ指示ス

二、統合ニ關シ必要ナル事項ヲ諮問スル爲別紙設置要領ニ依リ統合審議會ヲ設置スルコトヲ得

三、統合ニ依ル轉廢業者ノ資産買收ノタメ別ニ定ムル取扱方針ニ依リ國民更生金庫共助資金ノ融資ヲ受クルコトヲ得

四、統合主體ノ選定ニ當リテハ特ニ慎重ヲ期シ經營規模ノミナラス事業基礎ノ強弱、經營者ノ素質、他ノ運送事業トノ連繫等ニ付充分考慮スルコト

五、統合ニ當リテハ眞摯ナル事業者ヲシテ其ノ希望ニ反シ本事業ヨリ離脱セシムルコトナキ様注意スルコト

六、本統合ハ昭和十八年三月末完了ヲ目標トス

追 補

(一) 製鐵用ロール、インゴットケース及

定盤ノ需給統制ニ關スル件

一六機局第四七八九號
昭和十六年十月十一日

商工省機械局長 佐藤 筈太郎
商工省鐵鋼局長 小 金 義 照

製鐵用ロール、インゴットケース及定盤需給統制ニ關スル件

製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ需給統制ヲ別紙要綱ニ依リ昭和十六年度第三・四半期(十月—十二月)ヨリ實施致スコトト決定相成候條右御了知相成度此段及通知候也

製鐵用ロール、インゴットケース及定盤需給統制要綱

製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ需給統制ニ關シテハ昭和十五年七月製鐵用鑄型、定盤及ロール用銑鐵配給統制要綱ヲ定メ以テ之ガ需給關係及材料割當ノ適正化ヲ圖リ來レルモ鐵鋼生産上ニ占ムルロール、インゴットケース及定盤ノ重要性ニ鑑ミ之ガ需給及材料ノ規正ヲ更ニ強化セシムルノ要アリ依テ左ニ依リ製鐵用ロール、インゴット

一、製鐵用ロール、インゴットケース、定盤需給統制協議會ノ組織

商工省關係官並ニ日本製鐵用機械製造工業組合、日本鑄物工業組合聯合會製鐵機械鑄物部會、鐵鋼統制會及特殊鋼

協議會ノ各代表者ヲ以テ製鐵用ロール、インゴットケース、定盤需給統制協議會(以下需給統制協議會ト稱ス)ヲ組織スルコト

二、需給統制協議會ノ機能

需給統制協議會ハ四半期毎ニ製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ受註者ノ決定、材料査定其ノ他製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ需給統制上必要ナル事項ヲ審議決定スルコト

三、運用方法

- (一) 鐵鋼統制會及特殊鋼協議會ハ每四半期ニ於ケルロール、インゴットケース及定盤ノ所要數量ヲ取纏メ之ヲ商工省ニ提出スルコト
- (二) 商工省ハ右所要數量ヲ査定シ當該四半期ニ於ケル製鐵用ロール、インゴットケース及定盤ノ生産數量並ニ鐵鋼統制會及特殊鋼協議會別發註數量ヲ決定スルコト
- (三) 鐵鋼統制會及特殊鋼協議會ハ商工省ニ於テ決定セラレタル發註數量ノ範圍内ニ於テ發註者別、機種(ロール、インゴットケース、定盤)別及受註者別發註希望表ヲ作製シ之ヲ需給統制協議會ニ提出スルコト
- (四) 日本製鐵用機械製造工業組合及日本鑄物工業組合聯合會製鐵機械鑄物部會ハ發註希望表ニ於ケル受註者ニ付審議シタル上受註希望表ヲ作製シ之ヲ需給統制協議會ニ提出スルコト
- (五) 需給統制協議會ハ發註希望表及受註希望表ニ付審議シ製造技術、製造能力等ヲ考慮シタル上受註者ノ決定ヲ爲スコト
- (六) 需給統制協議會ハ發受註ノ決定セラレタル機種ニ付銑鐵所要量ノ査定ヲ爲スコト

(七) 日本製鐵用機械製造工業組合及日本鑄物工業組合聯合會製鐵機械鑄物部會ハ每四半期ニ於ケル受註數量ニ付其ノ納入狀況報告書ヲ當該四半期ノ翌四半期中ニ需給統制協議會ニ提出スルコト

(二) 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル

品種別工業組合結成ニ關スル件

一六機局第五六九〇號
昭和十六年十二月十六日

商工省機械局長

佐

藤

筈

太

郎

(各地方長官、關係統制團體宛)

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號及昭和十六年八月二十三日附一六機局第三九一六號ヲ以テ通牒致置候處右通牒ニ依ル製材木工機械、土木機械工業組合結成方ニ關シ左記事項御了知ノ上可然御取計相成度此段及通牒候也

記

一、製材木工機械、土木機械ニ付テハ其ノ後ノ情勢ニ依リ全國ヲ地區トスル單一工業組合ヲ結成セシムルコトトシ組合ノ主タル事務所ヲ東京府ニ置クコト

二、日本鑛山用機械製造工業組合又ハ全國鑛山用機器工業組合聯合會所屬ノ工業組合員ハ掘鑿機ニ付テハ土木機械工業組合ニ加入セシメザルコト

(三) 工具ニ關スル新業種別工業組合設立ニ關スル件

一六機局第四六二九號
昭和十六年十月一日

商工省機械局長

堀

佐

藤

筈

太

郎

(各地方長官(東京府知事ヲ除ク)關係統制團體宛)

工具ニ關スル新業種別工業組合設立ニ關スル件

時局關係機器ニ付業種別工業組合ヲ設立スル方針ニ關シテハ曩ニ昭和十四年六月五日附一四工局第一七〇四號ヲ以テ通牒致置候處工具ニ付テモ業種別工業組合ヲ設立スルコトトシ東京府知事宛別紙寫ノ通牒致置候條貴管下ニ於ケル業者ニシテ該工業組合ニ加入セントスル者アルトキハ東京府ニ打合セ相成度此段及通牒候也

一六機局第四六二九號
昭和十六年十月一日

商工省機械局長

堀

佐

藤

筈

太

郎

(東京府知事宛)

工具ニ關スル新業種別工業組合設立ニ關スル件

時局關係機器ニ付業種別工業組合ヲ設立スル方針ニ關シテハ曩ニ昭和十四年六月五日附一四工局第一七〇四號ヲ以テ通牒致置候處今般工具ニ付テモ左記ニ依リ業種別工業組合ヲ設立スルコトト致候條可然御措置相成度此段及通牒候也

追而他ノ府縣ヨリ右工業組合へ加入方打合セアリタルトキハ當該府縣ノ當業者ヲシテ右工業組合ニ加入セシムル

④ 引拔フック

- 一、表區ハ全國一圓トスルコト
- 三、組合員タル資格ハ夫々切削工具、測定工具及ダイヤモンド以外ノ引伸工具ノ製造ヲ業トスル者ニシテ東京府知事ノ指定ヲ受ケタルモノトスルコト
- 四、組合員タル資格ヲ有スル者ノ指定ハ左ノ標準ニ據リ之ヲ爲スコト
技術優秀ニシテ左ノ條件ヲ備フルコト
 - (一) 年産額二十萬圓以上ナルコト(新設ノモノハ計畫ヲ示スコト)
 - (二) 設備タル切削研磨用工作機械及鍛造機臺數三十五臺以上ナルコト

別紙二

一、昭和十六年七月末現在ニ於ケル受註高及主ナル納入先

品目	個數	價額	重量	主ナル納入先	備考
合計	個	圓	噸		

註、工場經歷書添附ノコト

(四) 理化學機器ニ關スル品種別工業組合設立ニ關スル件

一六機局第五二五二號
昭和十六年十一月八日

商工省機械局長 佐藤 筈太郎
商工省振興部長 豊田 雅孝

(地方長官(東京府知事ヲ除ク)宛)

理化學機器ニ關スル品種別工業組合設立ニ關スル件

今般理化學機器工業ノ整備ヲ爲シ其ノ確立ヲ圖ル爲メ日本理化學機器工業組合(假稱)ノ設立方ニ關シ紙別寫ノ通東京府知事宛通牒致置候條御了知相成度尙貴管下理化學機器業者ニシテ右組合ノ組合員タル資格ヲ有スト認メラル者有之場合ハ別紙様式ニ依ル調査書類添附ノ上東京府知事宛御通知相成度此段及通牒候也

追而組合員タル有資格者ノ有無ニ付テハ十一月三十日迄ニ東京府知事宛御通知相成度申添候

一六機局第五二五二號
昭和十六年十一月八日

商工省機械局長 佐藤 筈太郎
商工省振興部長 豊田 雅孝

(東京府知事宛)

理化學機器ニ關スル品種別工業組合設立ニ關スル件

今般理化學機器工業ノ整備ヲ爲シ其ノ確立ヲ圖ル爲左記要項ニ依リ理化學機器業者中適格者ヲシテ全國ヲ地區トスル工業組合ヲ結成セシムルコトト致候ニ付右組合設立方ニ關シ可然御措置相成度此段及通牒候也
追而右工業組合ノ設立ハ本年内ニ完了セシメラレ度尙他ノ府縣ニ對シテハ右組合ノ組合員タル資格ヲ有スト認メ

指示豫定組合員調査表

府(縣)

會社工場名	所屬組合名		經營者		技術者數		計	
所在地					職工數		名(見習工名)	
昭和十五年度生産額及生産資材(實績)(自昭和15年4月至昭和16年3月)			工作機械設備		名		臺數	
理化學機器實験用生産額 (單位 百圓)			品名		名		臺數	
自家生産額			検査試験設備		名		臺數	
自家名取實額			親工場への納入額		名		臺數	
品名 數量 金額			品名 數量 金額		品名 數量 金額		品名 數量 金額	
其/他ノ製品(理化學機器實験室用品日中工業機械ト同様ノモノヲ含ム)			下請工場カクノ納入額		品名 數量 金額		品名 數量 金額	
理化學機器生産用資材 (單位 圓)			計		名		臺數	
資材名			所屬組合ヨリノ實額使用量		他ヨリノ支給鐵鋼量		計	
普通鋼々材								
鐵礦物								
特殊鋼々材								
ニッケル								
銅								
鉛								
錫								

ラルル者ノ有無ニ付テハ十一月三十日迄ニ貴府宛通知ヲ爲スベキ旨通牒致置候條御了知相成度且又組合員タル資格ヲ有スル者ノ指定ニ付テハ別紙様式ノ調査表添附ノ上豫メ御打合相成度申添候

記

- 一、名 稱 日本理化學機器工業組合トスルコト
- 二、事務所ノ位置 東京市
- 三、組合員タル資格 地區内ニ於テ別記ニ掲グル理化學機器ノ製造ヲ業トシテ東京府知事ノ指定ヲ受ケタルモノ
- 四、組合員タル資格ノ指定標準

別記理化學機器ノ年生産額八萬圓以上(下請工場トシテ親工場ニ納入スルモノヲ除ク)及使用職工數二十名以上ナルコト

(四) 小型自動車部分品工業整備ニ關スル件

一六機局第三六九一號
昭和十六年八月七日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎
商工省振興部長 堀 義 臣

(各地方長官宛)

小型自動車部分品工業整備ニ關スル件

自動車輸送量ノ増加ニ伴ヒ小型自動車ハ愈々其ノ重要性ヲ加ヘツツアリ之ガ製造並ニ修理ニ使用セラルベキ部分品ノ生産、品質ノ確保ハ喫緊ノ要務ナリト被存候條左記ニ依リ之ニ關スル業間ノ整備ヲ爲シ刻下ノ必要ニ即應セシメ度

ニ就テハ貴管下ニ於テ該業者有之候節ハ別紙調査様式ニ依リ御調査ノ上八月末日迄ニ御報告相煩度此段及照會候也
 追而本期間後ト雖モ企業合同等ニ依リ該當者生ジタル時ハ右ニ準ジ御報告相成度

記

一、方 針

機械鐵鋼製品工業整備要綱（昭和十五年十二月二十一日附一五機第四八四五號商工次官通牒）ノ趣旨ニ據リ全國ニ於ケル小型自動車部分品製造工業者ヲ其ノ有スル設備、技術等ノ關係ヲ考慮シ之ガ組織化ヲ圖リ現下ノ要求ニ即應スル體制ニ整備セシメントス

二、實施方法

- (1) 統制團體トシテ日本小型自動車部分品工業組合ヲ設ケ必要ナル統制ヲ行ハシムルコト
- (イ) 本組合ノ地區ハ差當リ東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、愛知縣、大阪府、兵庫縣、廣島縣ノ二府六縣トスルコト
- (ロ) 本組合ハ日本第二自動車工業組合聯合會ニ加入スルコト
- (2) 日本小型自動車部分品工業組合ノ組合員タルベキ者ハ大凡ソ左ノ各項ニ該當スル者ニシテ地方長官ニ於テ商工省ノ承認ヲ受ケ指定ヲ爲シタルモノトス
- (イ) 小型自動車部分品（小型自動車ヲ構成スル部分品竝ニ附屬品ニシテタイヤ、チューブ、蓄電池、球及コロ軸受ヲ除ク）ノ製造ヲ營ムモノタルコト
- (ロ) 現在小型自動車部分品製造設備トシテ工作機械等登録規則第二條第一項ノ規定ニ依ル工作機械五臺以上ヲ有スルコト

スルコト

(ハ) 小型自動車部分品製造ノ爲職工一〇名以上ヲ常備スルモノタルコト但シ職工數中女工竝ニ見習工ハ男工ノ二分ノ一トシテ換算スルコト

調査様式

(一) 會社名又ハ代表者名及其ノ所在地	(三) 從業員數				(四) 賣上高(圓)	備考
	事務員	技術者	男工	女工		
(五) 製品名						
(六) 所屬組名						

記載注意

一、(二)ニ付テハ現在小型自動車部分品製造ノ爲主トシテ使用シツアル機械設備中商工、陸軍、海軍省令第一號工作機械等登録規則第二條第一項ノ規定ニ依ル工作機械ノ臺數ヲ記載スルコト

- 二、(三)ニ付テハ現在主トシテ小型自動車部分品製造ニ従事シツツアル常備ノ従業員數ヲ記載ノコト
- 「職工數計」ノ算出ハ女工及見習工ヲ夫々男工ノ二分ノ一トシテ計算スルコト
- 三、(四)ニ付テハ昭和十五年一月ヨリ十二月ニ至ル一ケ年間ニ於ケル小型自動車部分品ノ自家工場製品ノミノ賣上高ヲ記載スルコト
- 四、(五)ニ付テハ小型自動車部分品中現在自家製造シツツアル製品名ヲ列記ノコト
- 五、(六)ニ付テハ現在所屬中ノ工業組合名全部ヲ列記スルコト
- 六、本調査ニ於テ小型自動車部分品ト稱スルハ小型自動車ヲ構成スル部分品並ニ附屬品ニシテタイヤ、チューブ、蓄電池、球及コロボ軸受ヲ除クモノトス

(五) リヤカー工業整備ニ關スル件(一)

一六機局第五七二二號
昭和十六年十二月十七日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(別記各地方長官宛)

リヤカー工業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號機械鐵鋼製品工業整備ニ關スル件通牒ヲ以テ輕車輛工業組合結成ニ際シ之ニ包含セシムルコトト相成居候處今般昭和十六年十二月十日附一六機局第五六一一號機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關スル件通牒ニ基キ輕車輛工業組合ノ取扱品目中リヤカーヲ除外スルコトト相成リヤカーニ付テハ之ガ生産並ニ配給統制ノ必要上日本自轉車工業組合聯合會所屬工業

組合ニ加入セシムルコトト致度曩ニ御協議相成候貴管下リヤカーフレーム業者中左記ノ者ヲ御指定ノ上(東京、名古屋、岐阜縣、大阪府、兵庫縣)自轉車工業組合ニ加入セシメ同時ニ既設リヤカー工業組合ハ解散セシムル様御配意相成度此段及通牒候也

別記

東京府、靜岡縣、愛知縣、滋賀縣、京都府、廣島縣、德島縣、福岡縣、鹿児島縣、大阪府

一六機局第五七二二號
昭和十六年十二月十七日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(別記各地方長官宛)

リヤカー工業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號機械鐵鋼製品工業整備ニ關スル件通牒ヲ以テ輕車輛工業組合結成ニ際シ之ニ包含セシムルコトト相成居候處今般昭和十六年十二月十日附一六機局第五六一一號機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關スル件通牒ニ基キ輕車輛工業組合ノ取扱品目中リヤカーヲ除外スルコトト相成リヤカーフレームニ付テハ之ガ生産並ニ配給統制ノ必要上日本自轉車工業組合聯合會所屬工業組合ニ加入セシムルコトト相成候處曩ニ御協議有之候貴管下リヤカー業者ニ付テハ適當ト認メラルモノ無之候條御了知相成度此段及通牒候也

追テ既設リヤカー工業組合有之候節ハ之ヲ解散セシメ前記一六機局第五六一一號通牒國民生活用其ノ他機器工業ノ整備要綱ニ基キ貴府縣實情ニ應ジ整備案樹立相成様致度爲念此段申添候

山形縣、栃木縣、愛媛縣、三重縣、奈良縣、山梨縣、岩手縣、香川縣、長野縣、大分縣、山口縣、岡山縣、青森縣

一六機局第五七二二號
昭和十六年十二月十七日

商工省機械局長 佐藤 筈 太郎

(日本リヤカー工業組合聯合會理事長宛)

リヤカー工業整備ニ關スル件

リヤカー工業ニ關シテハ今般生産及配給統制ノ必要上之ヲ日本自轉車工業組合聯合會及所屬工業組合ノ取扱品目ト爲シ別表記載ノリヤカーフレーム業者ヲシテ夫々關係地區ノ日本自轉車工業組合聯合會所屬工業組合ニ加入セシムルコトト相成別紙寫ノ通日本自轉車工業組合聯合會理事長宛通牒致候條貴聯合會及所屬組合解散ノ上可然御措置相成度此段及通牒候也

一六機局第五七二二號
昭和十六年十二月十七日

商工省機械局長 佐藤 筈 太郎

(日本自轉車工業組合聯合會理事長宛)

リヤカー工業整備ニ關スル件

リヤカー工業ニ關シテハ今般生産及配給統制ノ必要上之ヲ貴聯合會及所屬工業組合ノ取扱品目ト爲シ別表記載ノリヤカー業者ヲシテ夫々關係地區ノ貴工聯所屬工業組合ニ加入セシムルコトト致度ニ付テハ貴聯合會及所屬工業組合ヲシテ定款變更ノ上速ニ加入致サシムル様相成度此段及通牒候也

一六機局第五七二二號
昭和十七年一月九日

商工省機械局長 佐藤 筈 太郎

(日本鐵鋼製品工業組合聯合會宛)

リヤカー工業整備ニ關スル件

今般リヤカー工業ニ關シテハ生産及配給統制ノ必要上之ヲ日本自轉車工業組合聯合會ノ取扱品目ト爲シ今後ハ同聯合會ヲシテ鐵パイプ用帶鋼以外ノ資材ノ割當等ヲ爲サシムルコトト相成候條右御了承ノ上昭和十六年度第三四半期分ヨリ之ヲ日本自轉車工業組合聯合會ニ配給サル様相成度此段及通牒候也

追テ鐵パイプ用帶鋼ハ從來ノ通日本帶鋼熔接管工業組合聯合會ニ對シ割當ルモノニ付爲念申添候

(六) リヤカー工業整備ニ關スル件 (二)

一六機局第五七六八號
昭和十六年十二月十九日

商工省機械局長 佐藤 筈 太郎

リヤカー工業整備ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號機械鐵鋼製品工業整備ニ關スル件通牒ヲ以テ輕車輛工業組合結成ニ際シ之ニ包含セシムルコトト相成居候處今般昭和十六年十二月十日附一六機局第五六一一號機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ニ關スル件通牒ニ基キ輕車輛工業組合ノ取扱品目中リヤカーヲ除外シ之ヲ生産並ニ配給統制ノ必要上日本自動車工業組合聯合會及所屬工業組合ノ取扱品目ト爲シ右リヤ

カーブリーム業者ハ別表ノ通夫々關係地區ノ日本自轉車工業組合聯合會所屬工業組合ニ加入セシムルコトト相成候條
昭和十六年七月二十八日附一六機局第三四七六號通牒ニ基キ工場調査表添付ノ上來ル昭和十六年十二月二十五日迄ニ
當省ニ御協議相成度此段及通牒候也
別表

東京自轉車工業組合地區

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、
以上各府縣

名古屋自轉車工業組合地區

富山、石川、長野、静岡、愛知、三重、以上各縣

岐阜縣自轉車工業組合地區

福井、岐阜、滋賀、以上各縣

大阪府自轉車工業組合地區

京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、以上各府縣

兵庫縣自轉車工業組合地區

兵庫、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、以上各縣

別記

北海道、宮城縣、秋田縣、福島縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、富山縣、石川縣、岐阜縣、和

歌山縣、鳥取縣、高知縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、宮崎縣

(七) 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ整備ニ關スル件

一六機局第四五八二號
昭和十六年九月二十七日

商工省機械局長 佐藤 筌 太郎

(陸海軍當局宛)

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ整備ニ關スル件

標記整備要綱ニ依ル下請工業ノ整備ニ關スル下請工場ノ指定ニ付テハ左記事項御了承ノ上御取扱相成様致度此段及
依頼候也

記

一、「下請工業ノ範圍」(昭和十六年四月九日附一六機局第一四八四號「機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ
範圍ニ關スル件」参照)第一項第三號ノ民間發註工場即チ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ工場以外ノ民間發註
工場ニ該當スル工場中貴管下ニ屬スルモノノ工場名ニ付至急御回報相成度キコト

二、右民間發註工場ノ下請工場指定承認申請手續ハ別添「下請工業ノ範圍第一項第三號ノ民間發註工場ノ指定手續」ニ
依ルコト

當業者ニ於テハ前項ニ依ル下請工場指定承認申請ヲ本年十一月末日迄ニ完了スルコト

三、機械工聯及新業種別工聯傘下工場ノ下請工場ガ陸海軍發註官衙ヨリ發註セラレタル右工聯取扱品目ノ下請ヲ爲ス

モノナルトキハ之ガ指定手續ハ別添「機械工聯關係下請工場指定要綱」「新業種別工聯關係下請工場指定要綱」ニ依ルコト

下請工業ノ範圍(一六機局第一四八四號)第一項第三號ノ民間發註工場ノ
下請工場指定手續

昭和十六年四月九日附一六機局第一四八四號通牒下請工業ノ範圍第一項第三號ノ民間發註工場(第一號及第二號ノ工場ニシテ兵器等各工聯取扱品目ニ非ザルモノヲ製作スル場合ヲ含ム)ノ下請工場指定手續ハ左ニ依ルコト
一、下請工場ノ指定ハ各發註工場ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ爲スコト

- (1) 下請工場ノ指定ヲ受ケントスル者ハ發註工場ニ對シ別紙様式(一)ニ依ル「下請工場指定申込書」ヲ提出スルコト
 - (2) 發註工場ガ前號ノ申込ヲ受ケ下請指定ニ異議ナキトキハ當該申込者ニ對シ別紙様式(二)ニ依ル「下請工場指定内諾書」ヲ交付スルコト
 - (3) 發註工場ハ別紙様式(三)ニ依ル「下請工場指定承認申請書」ニ下請工場指定内諾書寫ヲ添附シ商工大臣ニ之ヲ提出スルコト
 - (4) 指定スベキ下請工場ガ陸海軍發註官衙ヨリ民間發註工場ニ發註セラレタルモノノ下請ヲ爲スモノナルトキハ指定承認申請豫メ當該發註官衙ノ承認ヲ受クルコト
- 發註官衙ノ承認手續様式ハ當該發註官衙ノ定ムル所ニ依ルコト

工場 經營 歴 概 要 (創業年月日其他)	所屬 團體 名 (列記ノコト)	又 拂 込 金 額 (列記ノコト)	發註工場名		發註官衙名		業 業 業		工 工 工		規 規 規		其 他 ノ 特 殊 設 備
			主要下請種別	同上一年受註金額	發註工場名	同上一年受註金額	統制工業受註關係	下請以外ノ業業關係	生産種別	一ケ年受註金額	工員	其他	
				面積	積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數
				工場	面積	積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數

記載注意
一、拂込金額ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト
二、業業業ノ場合ハ各發註工場別ニ主要下請種別及
同一年受註金額ハ但シ受註金額ヘ下請種別毎ニ記入スル
三、發註工場關係及業業業關係ノ一ケ年受註金額ハ本申込書提出ノ二ヶ月前ヨ
リ發註工場關係及業業業關係ノ一ケ年受註金額ヲ記入スルコト
四、業業業關係ノ陸海軍其他ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及下請以外ノ自
主經營ニ係ル業業業關係ヲ明ニスルコト

(B列四號)

下請工場指定申込書

下請工場
所在地
代表者又ハ
工場主名

左記ノ通相違無之候間何卒貴社
此段及御願候也
昭和 年 月 日

工場ノ下請工場トシテ御指定相成度

(B列五號)

一七〇

下請工場指定内諾書

會社名

㊦

當社

工場ノ下請工場ニ指定ノ件商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也

但シ指定後下請工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ採ルベキ事御承知被下度候

昭和 年 月 日

謹

(B列四號)

申請 昭和 年 月 日
請 整理番號

下請工場指定承認申請書

左記工場ハ弊工場下請工場トシテ適當ナルニ付御指定相成度此段及申請候也

發註會社名

㊦

一 中 一

申請者	商工大臣 殿
工場名	
所在地	
發註機器ノ組合名	
其他ノ組合名	
列記ノコト	

下請工場名	所在地	代表者又ハ工場主名	創業年月日	所屬團體名 (列記ノコト)	拂込資本金又ハ投資額	發註工場名	主要下請種別	同上一年受註金額	場工註發關	統制工業受註關係	下請以外ノ兼業關係	發註官符名	一年受註金額	生産種別	同上一年生産額	關係	工員	從業員	其他	主要設備機械	臺數	面積	建坪	其他ノ特殊設備	

記載注意
下請工場指定申込書ニ同シ

機械工聯關係下請工場指定要綱

一七二

一、機 構

- (イ) 機械工聯各組合別ニ下請工場指定委員會ヲ置ク
- (ロ) 機械工聯内ニ下請工場指定綜合委員會ヲ置ク
- (ハ) 下請工場指定ニ關シテハ下請促進地區委員會ハ之ガ準備機關トス

二、委 員

- (イ) 下請工場指定委員會ノ委員ハ組合員中ヨリ各組合理事長之ヲ委囑シ委員長ハ組合理事長ヲ以テ之ニ充ツ
- (ロ) 綜合委員會ノ委員ハ聯合會役員及地區委員長ヲ以テ之ヲ組織シ委員長ハ聯合會理事長ヲ以テ之ニ充ツ

三、運 營

- (イ) 下請工場指定委員會ハ所屬組合ノ下請工場指定ニ關スル事項ヲ審議ス
- (ロ) 綜合委員會ハ下請工場指定ニ關スル綜合調整事項ヲ審議シ官廳トノ連絡ニ關スル事務ヲ掌理ス
- (ハ) 下請促進地區委員會ハ下請工場指定準備ニ關シ地方官廳竝ニ統制團體トノ聯絡其他必要ナル事項ヲ掌理ス

四、手 續

- (1) 下請工場ノ指定ヲ受ケムトスルモノハ發註工場(機械工聯組合員)ニ對シテ別紙様式ニ依ル下請工場指定申込書ヲ提出スルモノトス
- (2) 發註工場ガ前項ノ申込ヲ受ケ下請指定ニ異議ナキトキハ當該申込者ニ對シ別紙様式ニ依ル下請工場指定内諾書(以下單ニ指定内諾書ト稱ス)ヲ交付スルモノトス

- (3) 發註工場ハ別紙様式ニ依ル下請工場指定申請書(以下單ニ指定申請書ト稱ス)(正)一通及(寫)五通ヲ作成シ(正)及(寫)四通ニ指定内諾書(寫)一通ヲ添附シ之ヲ當該地區下請促進委員會(以下單ニ地區委員會ト稱ス)ニ提出スルモノトス

指定セラルベキ下請工場ガ陸海軍發註官衙ヨリ發註工場ニ發註セラレタルモノノ下請ヲ爲スモノナルトキハ豫メ當該陸海軍發註官衙ノ承認ヲ受ケ之ガ承認書ヲ指定申請書ニ添附スルコトヲ要スルモノトス

- (4) 地區委員會ハ提出セラレタル指定申請書ニ基キ審査ノ上其ノ可否ニ付意見ヲ具シ(正)及(寫)三通ヲ指定内諾書(寫)ト共ニ下請工場指定綜合委員會(以下單ニ綜合委員會ト稱ス)ニ提出スルモノトス
- (5) 綜合委員會ハ各地區委員會ヨリ提出セラレタル指定申請書(正)及(寫)二通ヲ指定内諾書(寫)ト共ニ組合別下請工場指定委員會(以下單ニ指定委員會ト稱ス)ニ廻付スルモノトス
- (6) 指定委員會ハ指定申請書ニ基キ指定ノ可否ヲ審議決定シ(寫)一通ヲ綜合委員會ニ廻付スルモノトス
- (7) 綜合委員會ハ前項ニ基キ下請工場指定ニ關シ綜合審議スルモノトス
- (8) 指定委員會ハ綜合委員會ノ審議ニ基キ調整ノ上指定承認申請書ヲ作成シ指定申請書(寫)一通ヲ添附シ機械工聯ヲ經由シテ商工省ニ指定承認ノ申請手續ヲトルモノトス
- (9) 機械工聯ハ指定承認ノ指令アリタルトキハ之ヲ指定委員會ニ廻付シ指定委員會ハ之ニ基キ下請工場ノ指定ヲ爲シタル上當該地區委員會ヲ通ジ申請者ニ之ヲ通知スルモノトス

(B列四號)

下請工場指定申込書

下請工場
所在地

代表者又ハ
工場主名

工場ノ下請工場トシテ御指定相成度

左記ノ通相違無之候間何卒貴社
此段及御願候也

一廿四

昭和 年 月 日

殿

工場 經歷 概要 (創業年月日其他)	所屬團體名 (列記ノコト)	拂込 投資本 額金	發註工場名		發註工場 場係		業 業		係 關		工 場		規 模		其他ノ 特殊設備		
			主要下請種別		同上ノ一年受註金額		業 業		業 業		業 業		業 業				
			業 業			業 業			業 業			業 業			業 業		

記載注意
一、拂込資本金額ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト
二、發註工場關係ニハ發註工場以上ノ場合ハ各發註工場別ニ主要下請種別及
同上ノ一年受註金額ヲ記入スルコト但シ受註金額ハ下請種別毎ニ記入スルニ
及バズ
三、發註工場關係欄及兼業關係欄ノ一年受註金額ハ本申込書提出ノ二ヶ月間
ノ既在一年ノ受註金額ヲ記入スルコト
四、兼業關係欄ノ生産額亦同シ
主經營ニ係ル兼業關係ヲ明ニスルコト
兼業關係欄ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及下請以外ノ自

(B列五號)

下請工場指定内諾書

會社名

當社

工場ノ下請工場ニ指定ノ件商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也

但シ指定後下請工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ採ルベ
キ事御承知被下度候

昭和 年 月 日

殿

(B列四號)

申請昭和 年 月 日
請整理番號

下請工場指定申請書

左記工場ハ弊工場下請工場トシテ適當ナルニ付御指定相成度此段及申請候也

發註會社名

日本
工業組合
下請工場指定委員會御中

工場名	所在地	發註機關
主要機器ノ組合名	其他ノ組合名	(列記ノコト)
者	申請	
組合名	組合名	

下請工場名	所在地	代表者又ハ工場主名	創業年月日	所屬團體名	拂込資本金又ハ投資額
發註工場名	主要下請種別	發註工場名	同上一年受註金額		
場係		統制工業受註關係	統制工業受註關係	下請以外ノ兼業關係	
兼業		發註官衙名	一ヶ年受註金額	生産種別	一ヶ年生産額
業關					
係					

規模	工場	従業員		其他ノ特殊設備
		男(人)	女(人)	
主要設備	主要設備	主要設備		其他ノ特殊設備
		機械	其他	
摘	要	積	面積	
		建坪	敷地	

新業種別工聯關係下請工場指定要綱

- 一、指定機關ノ設置
 - (一) 新業種別工聯ニ於テハ各工聯毎ニ下請工場指定中央委員會(以下指定中央委員會ト稱ス)ヲ設置スルコト
 - (二) 新業種別工聯所屬各組合ニ於テハ各組合毎ニ下請工場指定委員會(以下指定委員會ト稱ス)ヲ設置スルコト
- 二、指定機關ノ構成
 - (一) 指定中央委員會ハ工聯理事者ヲ委員トシテ之ヲ組織シ委員長ハ工聯理事長ヲ以テ之ニ充ツルコト
 - (二) 指定委員會ハ組合理事者及技術委員若干名ヲ委員トシテ之ヲ組織シ委員長ハ組合理事長ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 三、指定機關ノ運営及指定手續
 - (一) 下請工場ノ指定ヲ受ケントスルモノハ發註工場(新業種別組合員)ニ對シ別紙様式ニ依ル「下請工場指定申込書」ヲ提出スルコト
 - (二) 發註工場ガ前項ノ申込ヲ受ケ下請指定ニ異議ナキトキハ當該申込者ニ對シ別紙様式ニ依ル「下請工場指定内諾書」(以下之ヲ指定内諾書ト稱ス)ヲ交付スルコト
 - (三) 發註工場ハ別紙様式ニ依ル「下請工場指定申請書」(以下之ヲ指定申請書ト稱ス)正一通及寫四通ヲ作成シ内寫一通ハ之ヲ手許ニ留保シ他ノ正一通及寫三通ニ指定内諾書寫ヲ添附シ所屬組合指定委員會ニ提出スルコト
指定セラルベキ下請工場ガ陸海軍發註官衙ヨリ發註工場ニ發註セラレタルモノノ下請ヲ爲スモノナルトキハ豫メ當該陸海軍發註官衙ノ承認ヲ受ケ之ガ承認書ヲ指定申請書ニ添付スルコトヲ要スルコト
 - 四、指定委員會ニ於テハ前項ノ指定申請書ニ基キ審査ノ上其ノ可否ニ付意見ヲ具シ指定申請書寫一通ヲ所屬工聯指定

中央委員會ニ提出スルコト

五、中央委員會ニ於テハ指定委員會ヨリ提出アリタル指定申請書寫ニ基キ下請工場指定ニ關シ綜合審議ノ上意見書ヲ作成シ指定委員會ニ送付スルコト

六、指定委員會ハ指定中央委員會ノ意見ニ基キ指定ノ可否ヲ決定シタル上指定承認申請書ヲ作成シ指定申請書ニ通ヲ添附シ各所屬工聯及日工聯ヲ經由シテ(日工聯ハ指定申請書寫一通ヲ保留ス)商工省ニ指定承認ノ申請手續ヲトルコト

日工聯ハ商工省ヨリ指定承認ノ指令アリタル場合各工聯ヲ經由指定委員會ニ廻付シ指定委員會ハ之ヲ申請者及指定下請工場ニ通知スルコト

(B列五號)

下請工場指定内諾書

會社名

㊞

當社

工場ノ下請工場ニ指定ノ件商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也

但シ指定後下請工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ採ルベキ事御承知被下度候

昭和 年 月 日

殿

(八) ゴム工業整備ニ關スル件

一六化局第一三〇二號
昭和十六年六月三十日

商工省化學局長 永田彦太郎

(各地方長官宛)

ゴム工業整備ニ關スル件

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ高度國防國家建設ヲ目的トスルゴム工業ニ在リテハ大工場ノ生産能率ヲ十分發揮セシムルト共ニ中小工場中技術、設備、能力ノ比較的優秀ナルモノノ能力ヲ活用セシメ以テ生産力ノ増強、資材ノ有効利用及統制ノ單純化ヲ圖ル爲今般日本ゴム工業組合聯合會傘下ノ工場ニ付別紙要綱ニ依リゴム工業ノ整備ヲ行フコトト相成候條右趣旨御了知ノ上何分ノ協力相煩度此段得貴意候也

ゴム工業整備要綱

方針

高度國防國家建設ヲ目標トスルゴム工業ノ整備ニ當リテハ大工場ノ生産能率ヲ充分發揮セシムルト共ニ中小工場中技術、設備能力比較的優秀ナルモノノ能力ヲ活用セシメ以テ生産力ノ増強、資材ノ有効利用、統制ノ單純化ヲ圖ル爲差當リ日本ゴム工業組合聯合會(ゴム工聯ト稱ス)傘下工場ニ付テハ左記方針ニ基キ生産分野ノ劃定、企業形態ノ合理化等ヲ實施セムトス

一、生産分野ノ劃定

生産分野ヲ劃定シ製品ノ專門化ヲ圖ルコト但シ經營技術上理由アリト認ムル場合ハ多角經營ヲ許容スルコト

二、企業形態ノ合理化

前項ニ即應シテ企業形態ノ合理化ヲ圖リゴム工業ヲ全面的ニ整備スルコト

實施方策

- 一、ゴム工聯傘下工場ノ製作スベキ製品ノ種類ハゴム工聯ノ意見ヲ徵シ商工省ニ於テ之ヲ選定スルモノトス
- 二、企業形態ノ合理化ニ付テハ商工省指導ノ下ニゴム工聯ヲシテ措置セシムルモノトス
- 三、企業形態ノ合理化ニ當リテハ各製品ニ付テノ適正企業單位ヲ定メ之ニ依リ原材料ノ配給ニ付テハ單ナル實績主義ニ依ラズ最モ有效適切ナル配給ヲ行フ様措置スルモノトス
- 適正企業單位ニ達スル工場(標準工場ト稱ス)ハ特ニ經營上考慮ヲ要スト認メラルル事由ナキ限り其ノ儘殘存セシムルコトトス
- 適正企業單位ニ達セザル工場ハ適當ニ之ヲ合同又ハ統合セシメ其ノ合同又ハ統合シタルモノノ各々ガ適正企業單位ニ達スル如ク措置スルモノトス但シ多角經營ヲ爲スモノニシテ經營技術上理由アリト認メラルルモノニ付テハ此ノ限ニ非ズ
- 四、整理スベキ工場ヲ合同又ハ統合セシムルニ當リテハ指導的中心工場ヲ定メ之ヲ中核トシテ地域の考慮、設備ノ態様、季節ニ依ル繁閑等諸般ノ事情ヲ考慮シ之ヲ行フコトトシ一律ナル合同又ハ統合ノ方針ヲ強制スルガ如キコトナキ様措置スルモノトス
- 五、中心工場トシテハ軍ノ指定工場、優秀設備乃至技術ヲ有スル工場又ハ經營ノ健實ナル工場等ヲ標準トシテ選定ス

ルモノトス

六、地域の事情其ノ他ノ事情ニテ合同又ハ統合シ難キモノハ標準工場又ハ合同若ハ統合シテ標準工場ニ達シタルモノノ下請工場トシテ結合セシムルモノトス

七、企業形態ノ合理化ニ因テ生ズルコトアルベキ遊休設備ハ將來ノ増産ニ備フルモノヲ除キ之ヲ國民更生金庫其ノ他ノ施設ニ於テ買上ゲシムルモノトス

企業形態ノ合理化ニ當リテハ中小規模工場ト雖モ其ノ能力ニ應ジ出來得ル限り其ノ活用ヲ圖ルコトトスルモ設備、技術、原材料配給等ノ關係上已ムヲ得ザル場合ハ之ガ整理ヲ行フコト

尙日本再生ゴム工業組合聯合會(再生工聯ト稱ス)傘下工場ノ整備ニ付テハ商工省指導ノ下ニ再生工聯ヲシテ適宜措置セシムルコトトシ日本屑ゴム利用製品工業組合聯合會(屑ゴム工聯ト稱ス)及日本再製タイヤ工業組合聯合會(再製タイヤ工聯ト稱ス)ノ傘下工場ノ整備ニ付テハ關係道府縣及屑ゴム工聯又ハ再製タイヤ工聯指導ノ下ニ適宜措置セシムルモノトス

(九) 貝卸工業ノ整備ニ關スル件

一七企局第二五八九號
昭和十七年六月二十二日

(各地方長官宛)

貝卸工業ノ整備ニ關スル件

商工省企業局長 豊田 雅孝
商工省化學局長 山本 茂

貝卸工業ニ於テハ輸入原材料ノ激減、製品ノ輸出杜絶等ニ對處シ過剰生産設備ノ整理ヲ爲スト共ニ企業ノ合理化ヲ圖ラシムル必要有之候ニ付テハ別紙「貝卸工業整備要綱」ニ依リ整備致度候條右貴管下當業者ニ御指示ノ上之ガ實施ニ關シ可然御措置相成度此段及通牒候也

追而本要綱ニ於テハ鹽水貝ニ依ル貝卸製造業者ノミヲ對象ト致居候處淡水貝ニ依ル貝卸製造業者ニ付テハ本要綱參酌ノ上必要ニ應ジ貴廳ニ於テ企業整備實施方可然御指導相成度申添候

貝卸工業整備要綱

輸入原材料ノ激減、製品ノ輸出杜絶等ニ對處シ過剰生産設備ノ整理ヲ爲スト共ニ企業ノ合理化ヲ圖ル爲左記ニ依リ貝卸工業(淡水貝ニ依ルモノヲ除ク)ヲ整備スルモノトス

記

一、企業整備ノ方法

(一) 平物卸製造業者ハ之ヲ繰生地(繰抜キ)業者ト仕上(裏摺り、型付ケ、穴明ケ及漂白)業者トノ二部門ニ分チ各部門毎ニ府縣別ニ一會社又ハ數會社ニ企業合同ヲ爲サシムルコト

一府縣内ノ業者ヲ二會社以上ニ合同セシムル場合ニ於テハ一合同體ノ合同基準ハ左ニ依ルコト
繰生地業者

ポ ー ル 盤 一〇〇臺以上

年 生 産 額 (生地價格) 二十萬圓以上

仕 上 業 者

面 削 機

五〇臺以上

年 生 産 額 (完成品價格)

五〇萬圓以上

前項ノ年生産額ハ昭和十四年度ニ於ケル年生産額ニ依ルコト

- (一) 裏穴卸製造業者ハ前項ニ準ジ企業合同ヲ爲サシムルコト
- (二) 従來ノ半製品製造業者ト仕上業者トガ前二項ニ依リ合同ヲ爲スニ當リ所屬府縣ヲ異ニスルトキハ必要ニ應ジニ府縣以上ニ互ル合同體ニ組織セシメ差支ナキコト
- (三) 特別ノ必要アル場合ニ於テハ繰生地業者ト仕上業者ト合同シ一貫作業ヲ目的トスル合同體ヲ組織セシメ差支ナキモ此ノ場合ニ於テハ繰生地又ハ仕上ノ何レカ一方ニ付(一)ノ合同基準ニ達セシムベキコト
- (四) 地方ノ實情ニ依リ已ムヲ得ザルトキハ前各項ノ合同基準ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (五) 企業合同ノ形態ハ株式會社又ハ有限會社トスルコト
- (六) 家内工業ヲ利用スル必要アル場合ハ企業合同體ノ下請トシテ之ヲ利用セシムルコト
- (七) 企業合同ニ際シテハ特ニ必要アル場合ノ外ハ設備ノ集中ヲ行ハズ可及的優秀工場ヘノ操業ノ集中ヲ圖ラシムルコト
- (八) 企業合同ニ際シテハ合同ノ趣旨ニ基キ不要ナルベキ設備、機械等ハ合同體ニ於テ整理ヲ爲スベキハ勿論ナルモ將來必要ナルベキ設備、機械等ヲ合同體ニ於テ保有シ一時使用ヲ休止スルコトヲ認ムルコト
- (九) 右保有ノ限度ニ付テハ府縣廳ノ承認ヲ受ケシムルコト
- (十) 企業合同ヲ爲スベキ業者ガ合同ニ參加セズ單獨ニ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止スルコトハ特別ノ事由ニ因リ

特ニ商工省ノ承認(府縣廳經由)ヲ受ケタル場合ノ外ハ之ヲ認メザルコト

- (一) 企業合同ニ際シ完全ニ他ニ轉業スル業者ニ對シテハ合同體又ハ組合ニ於テ共助ノ精神ニ則リ相當ノ給付ヲ爲スト共ニ就職先ノ斡旋其ノ他必要ナル斡旋指導ヲ爲スベキコト
 - (二) 企業合同ニ因リ生ズル遊休設備ハ國民更生金庫ニ於テ之ヲ引受ケシムルコト
 - (三) 企業整備ノ指導監督及實施
 - (一) 企業整備ノ指導監督ハ府縣廳之ニ當ルコトトシ日本貝卸工業組合聯合會ハ綜合的ニ關係府縣廳ニ協力スルコト
 - (二) 關係府縣廳ハ企業整備ノ具體案ヲ樹立シタルトキハ實施ニ先チ商工省ニ協議スルコト
 - (三) 企業整備ノ具體案ハ昭和十七年七月二十日迄ニ關係府縣廳ニ於テ之ヲ作成シ同年八月末日迄ニ實施完了セシムルコト
- 三、組織ノ整備及生産ノ統制
- (一) 企業整備ノ實施完了後ニ於テハ日本貝卸工業組合聯合會及各工業組合ハ解散シ新ニ關係府縣ヲ地區トスル單一工業組合ヲ組織セシムルコト
 - (二) 右單一組合ニ於テハ商工省ノ指示ヲ受ケ所要原材料ノ共同購入、生産計畫ノ樹立、所屬組合員ニ對スル生産割當其ノ他生産統制ニ必要ナル事項ヲ實施セシムルコト

(十) 小賣業ノ整備ニ關スル件

一七振第三五〇七號
昭和十七年五月三十日

商工次官 椎 名 悦 三 郎

一八八

(各地方長官、警視總監宛)

小賣業ノ整備ニ關スル件

曩ニ五月十二日附一七振第二九六九號商工、農林、厚生、大藏、内務五省次官連名ヲ以テ通牒相成居候處商工省關係小賣業ニ付テハ左記ニ依リ御承知相成度此段及通牒候也

追而昭和十六年十一月十日一六振第七八一七號、一六總第一三三三三號商工次官、農林次官連名通牒「商業者整理統合ニ關スル件」ニ基キ各地方廳ニ於テ立案相成タル商工省關係小賣業ノ整理見込ハ別紙(二)ノ通ニ有之尙右通牒追書ヲ以テ通知相成リタル新聞等掲載禁止ハ解除セラレタルモ「中小商工業ノ整理統合ニ關シ其ノ整理セラルベキ業種ノ順位、目標整理率及見込整理數ニ付テハ當局發表以外一切」新聞等掲載禁止ノ措置相成居候條特ニ御了承ノ上取計相成度

記

- 一、小賣業整備ノ着手時期ニ付テハ直ニ之ニ着手相成度キコト
- 二、小賣業整備ノ方法ニ付テハ石炭、石油及自轉車ニ付曩ニ指示セルモノノ外各業種ニ付別個ニ指示セザルヲ以テ「小賣業整備要綱」ニ基キ各地方廳ニ於テハ業種別ニ具體的整備計畫ヲ樹立實行セラレ度キコト
- 三、具體的整備計畫ノ樹立ニ當リテハ業種別整理見込數ヲ別紙(一)ノ様式ニ依リ當省ニ報告シ更メテ目標整理率ノ指示ヲ受クルコト

四、石炭、石油及自轉車ニ付テハ夫々曩ニ指示相成リタル方針(昭和十六年十二月二十七日一六燃料第七六四七號商工次官通牒「石炭下部配給機構整備ニ關スル件」、昭和十六年十月十日一六燃一第二六六四號燃料局長官、振興部長連名通牒「石油下部配給機構整備ニ關スル件」及昭和十六年十月二十一日一六機局第四八六〇號機械局長、振興部長連名通牒「自轉車配給機構整備ニ關スル件」参照)ニ依リ整備ヲ行フコトトシ既ニ事實上企業合同ノ方法ニ依リ整備實施濟ノモノニ付テハ之ヲ變更スルノ要ナキコト尙此ノ場合ニ於テハ小賣業整備要綱ノ三ノ(一)ニ依リ報告スルノ要ナキコト

五、「小賣業整備要綱」六ノ(二)ノ方針ニ依リ整理統合ノ計畫ガ第一次指定業種以外ノモノニ亘ル場合ニ於テハ此等業種ヲ整理統合ヲ行フベキ業種トシテ追加スル様考慮致度ニ付豫メ整理見込數ノ報告ト併セテ其ノ業種ヲ報告セラレ度キコト

別紙(一)

小賣業者整理見込數調

業 種 別	取扱商品ノ種類	業主現在數	店舗現在數	整理店舗數	店舗整理率	轉業スベキ業主數	業主整理率	整理員數

(十一) 生活必需品配給機構整備促進方ニ關スル件

一六振第五〇〇六號、一六總局第八三三一號
昭和十六年七月八日

商工省振興部長 堀 義 臣
農林省總務局長 重 政 誠 之

(各地方長官宛)

生活必需品配給機構整備促進方ニ關スル件

生活必需品ノ配給機構ニ關シテハ昭和十五年十一月二十二日附振第一〇〇七二號商工次官通牒並ニ昭和十六年五月十五日附振興部第一一七六號商工省振興部長、農林省總務局長兩名通牒ニ基キ貴縣(府、廳)ニ於テモ銳意整備方御配慮中ノコトト被存候處生活必需品ノ配給統制強化ノ趨勢ニ鑑ミ之ニ即應シテ其ノ配給機構ヲ整備スルコト寔ニ喫緊ノ要務ニ有之候條曩ニ指示セラレタル方針ニ則リ至急ニ之ガ整備ヲ完了スル様關係組合並ニ業者ヲ督勵シ且整備セラレタル商業組合ニ付テハ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル商業者ヲ總テ其ノ組合ニ加入セシムル様勸奨指導相成度依命此段及通牒候也

追而道府縣別、業種別ニ設立セラルル生活必需品關係ノ卸商業組合ニ付テハ團體取引ヲ爲サシムル様御指導相成度尙配給機構整備上既設組合ノ改組統合ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ依リ統制物資ノ配給上ニ支障ヲ來スコトナキ様特ニ御留意相成度此段申添候也

(十二) 鐵鋼製品配給統制ニ關スル件

一五鐵局第六八八號
昭和十五年十二月四日

商工省鐵鋼局長 小 金 義 照

(各地方長官宛)

鐵鋼製品配給統制ニ關スル件

事變ノ進展ニ伴ヒ鐵鋼製品ニ對スル原材料ノ供給著シク制限セララルコトナリ其ノ結果之等鐵鋼製品ノ需給狀況亦極メテ逼迫スルニ至リタルヲ以テ今回別添各要綱ニ依リ主要鐵鋼製品ノ配給統制ヲ實施シ物資動員計畫ニ依リ決定セラレタル鐵鋼製品割當額ニ即應シ其ノ現品ノ適正且ツ迅速ナル供給ヲ確保スルコトト致度候處之ガ統制ノ圓滑ナル運営ハ一ツニ各需要部門ノ主務官廳ノ協力ニ俟ツトコロ大ナルモノ有之候條本件實施ニ關シ格段ノ御配慮相成度此段得貴意候也

(1) 硬鋼線配給統制要綱

- 一、本要綱ニ依リ配給統制ヲ實施セントスル硬鋼線トハ日本硬鋼線材加工工業組合ニ所屬スル組合員ノ製造スルモノトス
- 二、商工省ハ硬鋼線ノ需給狀況ヲ調査シ每四半期各需要部門別ニ硬鋼線割當額ヲ決定シ之ヲ當該需要ノ主務官廳及日本硬鋼線材加工工業組合ニ通知スルコト
- 三、日本硬鋼線材加工工業組合ハ其ノ所屬組合員ニ對シ受註ニ適合シタル生産割當ヲ爲シ每四半期需要部門別割當額